

第百四回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第 四 号

昭和六十一年二月二十五日(火曜日)

午前九時三十分開議

出席委員

委員長 福島 謙二君

理事 糸山英太郎君

理事 西田 司君

理事 加藤 万吉君

理事 宮地 正介君

理事 伊藤 公介君

大村 襄治君

中川 昭一君

松田 九郎君

小川 省吾君

山下八洲夫君

官崎 角治君

藤原哲太郎君

出席國務大臣

自治大臣 小沢 一郎君

國家公安委員會委員長 鈴木 良一君

出席政府委員

警察庁長官官房長 鈴木 良一君

警察庁警務局長 大堀太千男君

警察庁刑事局保安部長 新田 勇君

警察庁警備局長 三島健二郎君

建設大臣官房會計課長 望月 薫雄君

自治政務次官 森 清君

自治大臣官房長 津田 正君

自治大臣官房審議官 小林 実君

自治省行政局長 大林 勝臣君

自治省行政局長 柳 克樹君

自治省行政局長 小笠原臣也君

委員外の出席者

臨時行政改革推進審議会事務局参事官 重富吉之助君

防衛庁長官官房法規課長 田中 謙次君

防衛施設庁施設部長 加賀山一郎君

経済企画庁調整局長 大塚 功君

大蔵省主税局税制第二課長 日高 壯平君

文部省教育助成局長 逸見 博昌君

文部省教育助成局長 遠山 耕平君

厚生大臣官房政策課長 岸本 正裕君

地方行政委員会調査室長 島村 幸雄君

委員の異動

二月二十二日

辞任

白井日出男君

中川 昭一君

松田 九郎君

湯川 宏君

同日

辞任

相沢 英之君

伊藤宗一郎君

葉梨 信行君

橋本龍太郎君

補欠選任

伊藤宗一郎君

葉梨 信行君

橋本龍太郎君

相沢 英之君

同日

補欠選任

湯川 宏君

白井日出男君

中川 昭一君

松田 九郎君

本日の会議に付した案件

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)

る御審議いたしておりますけれども、そういう観点からのとらえ方がまず第一点としてあると思ひます。それから、本当の地方自治の本旨にのっとり、地方自治体が自主的に豊かな地域社会をつくらなければならない、地方自治体自身の財源を強化していかねばならない、これはいわゆる地方の立場だけではなくて、国家政策全般の中からもとらえていかなければならない問題であると思ひます。本当に地方がそういうふうな基盤を強化していくという体制をとっていく、またそういう力をつけていくということが非常に必要なことではないかと考えております。

○加藤(万)委員 みずから基盤をつくるという中では、行政の改革の問題、同時に財政基盤の確立の問題があるわけです。どうでしょうか、その基盤のうちの財政の確立の問題については、増税という中でその基盤確立でしょうか、それとも大臣のお考えになっていらっしゃるの、行政の改革の中でいよいよ言われる小さな政府、効率的な地方行政、こういう意味でしょうか。

○小沢(務)大臣 私が申し上げるのは、もちろん行政改革、地方におきましても、従来の、特に高度成長の過程の中でいろいろな問題点、国と同様に改革すべき問題点があると思ひます。したがって、そういう中で不必要なものは改革していく、そういう意味での行政改革の中で考えられていくべき問題と、それからまた、私、後半に申し上げましたのは、いわゆる地域全体の振興という政策の中から地方自治体自身が基盤強化、力をつけていく、こういう両方の政策であると考えております。

○加藤(万)委員 臨調では「増税なき財政再建」の基本答申の中に、「租税負担率(対国民所得比)の上昇をもたらすような税制上の新たな措置を基本的にはとらない」と述べております。そこで、今回、国、地方それぞれ税制の改正がございました。国は三千百八十億円の増税、地方では千八百四十四億円、合計で五千二十四億円です。このうちで二千四百億円は御案内のようにたばこ消

費税であります。どうでしょう、この税制改革の今年度の増税という問題は、臨調の基本答申で言うところの、税制上の新たな基本的な措置はとらない、この答申に逆らうものと私は思うのです。が、いかがでしょうか。

○小沢(務)大臣 今回の、特に六十一年度の御審議いただきます予算につきましては、いわゆる地方税負担の公平適正化を図るために事業所税の資産割の見直しとか、非課税等の措置の整理合理化を行っているわけでございまして、いわゆる地方税負担の公平適正化を推進するという観点からの税制の改正であるならば、それは「増税なき財政再建」という趣旨には反しないであろうと考えております。たばこの問題につきましては、いろいろ経過については先生も御承知と思ひますけれども、国も地方も大変厳しい状況の中で特に地方の自主財源を強化する、補てんするという形でとられましたやむを得ない臨時異例の措置であると考えておるわけでございます。特に、今回は税制の抜本改正が審議されておるといふ観点から、これはその妨げとならないように一年間の暫定措置ということにいたしておりますので、御指摘の趣旨に反するものではないであらうと考えております。

○加藤(万)委員 大臣、たばこ消費税の問題と、この時期における非課税措置の見直しとか、そういう面での問題と区分けしておっしゃいましたけれども、国民の側から見れば同じですよ。いわゆる増税ですよ。後でこれは少し討論をさせていただきます。

ですから、私が指摘しました五千二十四億円という国、地方を含めての増税計画というものは、増税案というものは、後で大臣がおっしゃった地方財政の基盤を、今日的な補助金の問題を含めて、その中で処理をするためのやむを得ない措置と見るのは、それは単年度だとおっしゃいます。が、いまだかつてこの委員会が単年度で問題が終ったのはいないんですよ。例えば補助金だって去年、単年度だ、単年度だと古屋前自治大臣は何回

もおっしゃいました。しかし単年度で終わったことはないんですよ。と見れば、たばこ消費税も今までの本委員会の経過から見れば単年度で終わる性格のものではない、私はそう思うのです。これは後でまたやりとりいたしますけれども、そうやってきまして、五千二十四億円という増税分は、結果的に六十一年度、今年度の増税計画と見るべきですよ。したがって、たばこ消費税は緊急避難的にできたものでありますという話ではなくして、それらを合せてどうですかという質問を実はしているわけです。

さて、そこで大臣、きょうは大臣の持ち時間が余りありませんから少しはしりますけれども、たばこ消費税というのは、今年度の場合単年度だとおっしゃいますが、これは大変な税制の改革、改正ですよ。それは国、地方を含めての二千四百億円という額もさることながら、この税をもち込む、いわゆる税率アップにすることによって、地方と国とにまたがる税法上、制度上の改正でしょう。これが第一点ですよ。

ですから、昭和六十二年に税制の抜本改正が行われるから、それまで、六十一年度に限って、今年度に限っての暫定的だと言うことは、内容が大きく過ぎますね。いわゆる二千四百億円という額、さらにその税の性格が持つ、地方と国にかかわる税の性格上の問題等を含めて、私はどう見ても、臨調の基本答申である、新たな基本的な措置はとらないということに反すると思ひます。まさに新たな基本的な措置にかかわる問題ですよ、この税制改正は、どうですか。

○小沢(務)大臣 たばこの問題につきましては、先ほども申し上げましたように、予算編成におけるいきさつ等につきましては先生御承知と思ひます。いわゆる負担率の低下に伴う地方の補てん措置として、自主財源の措置として、しかも一年間の暫定措置であるということでもなされたものであります。御指摘のように二千四百億円という現実の負担があるわけでございまして、国民の負担ですね、その意味において国民の負担が大きい

ということとは御指摘のとおりであらうと思ひますが、今税制の抜本改正がなされておる、それとの兼ね合いの中で地方財源をどうするかという検討の中から生まれてきたものである、そのようにあくまでも考えておるわけでありまして。

○加藤(万)委員 実は少し問題がそれています。私が言うのは、五千億円、これだけの増税、同時に、地方、国にまたがる税法上の改正という問題は、抜本改正ですよ。実は基本的な改正にかかわる部分ですよ。したがって、臨調の答申に出ていますように、そういう部分については「増税なき財政再建」とは実は違うものですよ。異質なものです。臨調は、「増税なき財政再建」は、そういうものはやってはならないという提言なんですから。答申なんですから。したがって、そういうとらえ方をぜひ私はしてほしい、こう思うのです。

それから第二に、今大臣は盛んに地方財源の不足からも来る問題として、たばこ消費税の問題を一年間の暫定処置で埋めた、こうおっしゃいます。が、さてどうでしょう。たばこ消費税の導入は、御案内のように税調に審議されるわけでもなし、自民党の税調の中でも審議されるわけでもなし、いわゆる予算編成の過程で、最終的にこの二千四百億円のたばこの消費税というの導入が決まったわけですね。これは大臣御案内のとおり。

私は、先ほど言ったような基本的な部分にかかわる問題そのものがこのような形で決められていくこと自身に、財政の民主的な経過というものがある。踏まえられてないと思ひます。これはもう過ぎ去ったことだといえればそれまでであります。うちの細谷先生が予算委員会でもこの経過は改めて強く指摘をしておりました。財政の民主的な運営という問題を損なっているのではないかと。まさにそれはやみくもですよ、国民の側から見れば。あるいは我々国会で審議する立場、あるいは税制調査会の方もそうだと思うのですが、まさにつじつま合わせの中で出てきた政策ではないか。しかもその政策の部分で、臨調の答申である基本的な部

分にかかわる問題ということになればなおさらのこと、財政の民主的な運営という問題に対してそうなっているという指摘をせざるを得ませんね。さて、そこで大臣、先ほどのたばこ消費税は地方財源の不足の面を補うために暫定的にということをしはしおっしゃいましたけれども、どうなんでしょうか、地方財政を補うために、こうおっしゃいますけれども、地方財政に財源不足が生じたのは何故原因ですか。

○小沢国務大臣 それは、国庫補助負担率の引き下げに伴うものであります。

○加藤(万)委員 国庫負担の削減に伴って、一兆一千七百億円の削減に伴って生まれた地方財源の不足です。いわば国の財源不足です。地方団体だけで見れば今年度、六十一年度は財源過不足なしです。それは需要を抑えた面もあります。しかし、一応自治省が地方財政計画として当初各地方団体から吸い上げられたものは積み上げられた財源を執行する上においては、地方財源は過不足なしということになれば、地方財源が不足するからたばこ消費税の導入をしたという見解は間違ひなんです。いわゆる国の財源不足、補助金の一律削減の中から生まれた、それが結果として地方財源を不足させたのです。

ですから、これは、いわゆるノーマルな状態ではない、地方財源は過不足なしなんです。地方財源は不足じゃないのです。国の補助金一括削減の結果として生まれたものが地方財源不足になったわけですよ。これはよく言うところの地方財政への転嫁なんです。まずこの認識はきちっと持っていたらダメですね、何か地方がいろいろ事業の積み上げあるいは執行の積み上げをした結果財源の不足が生じたから、この際たばこの消費税を導入、ではないかというところは、ひとつ明確にしておいた方がいいと思うのです。

○小沢国務大臣 ただいま先生の御指摘のように、私もいろいろ国の財政が厳しいから、お金が足りないから補助負担率を減らしてそれを地方に転嫁する、こういう考え方は本来の筋道にも

とるものである。やはり権限の移譲の問題とか事務の見直しとかそういう議論の中で、本間に国と地方がどう仕事を分担し、費用を分担していくか、そういう観点の中からおいていくべきであるというところは先生御指摘のとおりであります。ただ、いわゆる今日の政治は、国と地方両方相まって国民に対する行政サービスを行っていただくべきであります。そういう厳しい財政状況という前提の中で、私も今申し上げた趣旨に沿って、一部ではありますけれども検討会や閣僚会議やあるいは地方制度調査会の意見等もかんがみながら、事務事業の見直しという考え方に立って予算編成も行われた。それが今後ともまだ必要であらうと思いますが、そういう全般の御指摘については私もそのように認識いたしております。

○加藤(万)委員 大臣、その認識を持っていたらきませんと、一兆一千七百億円の後年度の取り扱いは仕方ない、地方団体に対するその後の財政的な手当て、措置が変わってくるのです。この責任は実は国の財源不足、結果的には地方団体への負担転嫁という中から生まれてくるのです。したがって、後どうするのですかという問題はやがて交付税の論議のときにやりますから飛ばします。まずそういう御認識を持っていたらいいと思うのです。

そこで、これは前の田川大臣のときですが、交付税特別会計は閉鎖したのです。交付税特別会計は廃止をいたしました。当時はちょうど地方財源がプラス・マイナス・ゼロ、過不足なしという財源状況になりました。特別交付税を国から借り入れて地方と国がそれぞれ半分ずつ返還をするという状況はなくなったのです。もし交付税特別会計があるならば、国の財源不足は国が、財源がなければ例えは国債の発行によって金をつくって、同時に特別会計に回して、特別会計から地方へ交付をするという措置がとられたと私は思うのです。

○花岡政府委員 五十九年度におきまして交付税

特会からの新たな借り入れはやるという措置を講じましたのは、特会からの借り入れが、国にとりましては一般会計の負担が直接ないというふうなこともありますし、地方でも地方財源の不足が生じた場合にはできるだけそちらから借りていこうではないかということでもございまして、これもまたあるというふうなこともございまして、このままでもおつたら将来大きな問題になるという観点から結局廃止をしたわけでございします。

現在、国の財政状況は先生御承知のとおりでございます。御指摘のような方法もないとは言いませんけれども、それができ得るような状況ではないということからこのようになったと御理解いただきたいと思います。

○加藤(万)委員 財政局長、基本的なところはそういう話があるでしょうけれども、五十九年度に交付税特会を閉鎖したのは地方財政の過不足状況がなくなったことが最大の原因でしよう、なくては地方財政はそれで運営ができていくわけですから。したがって、それがなくなつて翌年、六十年年度に今度は補助金の一律カットが出たわけですね。そして六十一年度です。地方財政がプラス・マイナス・ゼロになった段階で地方団体への負担転嫁が起き、さらにこの負担転嫁が次に生じている。これは国が痛みを感じないような状況に置いた結果生まれているのではないかと私は思うのです。

交付税特会があるならば、もしお金がなければ、当然国は国債なり何なりを発行してこれを埋めていかなければならないわけです。結果的にはそういう状況を生み出したのではないかと私は思うのです。おっしゃる通りに、再建過程なんだからこの際国も地方も痛みを分け合つてくれという意味ももちろんその背景にはあるとしても、お金の面だけで厳しく言えばそういうことじゃないですか。財政局長、もう一遍御答弁いただきたい。

○花岡政府委員 五十九年度におきましては、結局特例加算という形で千七百六十億、そのうち実際に返済しなければならぬのは三百億円でござ

いました。若干の財源の不足を生じておつたわけでございます。しかし、このときに将来の地方財政を見通したときには、五兆六千九百億円の交付税会計における借金を先送りするという前提では収支が均衡化する見通しにあったということも確かにあったと思います。そういうふうなことからこの見直しが行われたわけでございします。たまたま六十年年度におきましては収支が均衡したわけでございますけれども、国の財政が非常に厳しいというところから補助率の一律カットが行われた、結局六十一年度におきましてはさらにもう一段のカットを行わざるを得ない状況になったというのが事実でございますが、あの五十九年度のときには若干の赤字と申しますが収支不均衡であつたということ等から考えてみますと、この特会借り入れをやめたことは今後できるだけ地方財政の健全化を図っていくということを念頭に置いたものだと思っております。

○加藤(万)委員 細かな三百億のやりとりの問題は後で議論いたしますけれども、問題は、内閣が持つ昭和六十五年赤字脱却の財政の基本的な方針がはつきり申し上げれば今や破綻しているというところなんです。結局、今のまゝいつて毎年度赤字国債の発行を一兆円減らすことは不可能でしょう。本年度も本予算では不可能ですね。六十年年度は補正で食いつぶしをいたしましたから、これは当初予算からずっと後退しておりますからできません。今の赤字国債の発行を仮に六十五年まで継続すれば、年度一兆三千億から四千億の削減をせざるを得ません。できません。したがって、六十五年年度まで赤字国債脱却の中曽根内閣の方針が今や破綻しているのです。現実には破綻しているのです。しかし、今の時期に破綻しているとは言えません。言えませんが、したがって、簡単に申し上げれば、本来国が赤字国債を発行すべきものが地方団体への負担転嫁になっているのです。地方債への転嫁になっているのです。

私はこう思うのです。それは、中曽根内閣の政治的な要請であります六十五年年度まで赤字脱却と

財政的要求とがぶつかり合った悲劇的な予算だ。六十五年度までの赤字脱却はもうできない。しかし当面は粉飾しなければなりませんから、六十一年度、六十二年度にかけて、あるいは六十五年度までと言っているかもしれないけれども、粉飾しなければなりませんから一兆一千七百億円を地方団体へ負担転嫁する、同時に今度は地方債の発行で地方団体はそれを補っている。今のままで言えば、この部分まで含めて本来は、それは赤字国債になるか建設国債になるかわかりませんけれども、国債の増発を国はせざるを得なかったのです。中曽根内閣が持っている政策的なものや財政的なものとがぶつかり合ってしまったのです。財政的にはできない、しかし政策的には六十五年度脱却しなければならぬ、そのぶつかり合った予算が本年度の国家予算であり、また地方財政にこれだけ転嫁するという悲劇的な予算だ。私はこう見ているのですが、どうでしょうか。財政見通しを今ここで議論するのは問題点が少し大き過ぎますけれども、大臣なりの見解をひとつお聞きしておきたいと思うのです。

○小沢國務大臣　六十五年の財政再建目標につきましては、総理も大蔵大臣も、一兆数千億の赤字国債を毎年やらなければならないというのは大変厳しい難しい課題であるけれどもとにかく六十五年の旗印を掲げて進みたい、そういう答弁をなささうとおるわけでございます。特に地方との問題で考えてみますといういろいろな当面の措置は、補てん措置あるいは交付税の増額等、たばこも含めてでですけれども、とっておるわけでございますが、結局地方債が借金として残る部分があることは先生御指摘のとおりであります。したがって、私どもといたしましては、これは借金でございますから返さなければならぬ、利息もつく、そういう金でございますが、そういう点につきましても今後地方の財政運営に支障を来すようなことは絶対にないように自治省としては最大の努力をしていくというのが私どもの役割ではないかと考えておるわけであります。

○加藤(少)委員 率直に言つて、大臣にしては大變齒切れの悪い筈だと思つたのです。私は、つじつま合わせ、いわば国家予算を含めて粉飾したような感じで、あるいは關係で地方財政に負担転嫁するのは間違ひだと思つたのです。いつかはざつとばらんにおしやつた方がよろしい。六十五年度赤字國債ゼロという目標はもう無理なんです、したがつてその上に立つて地方団体どうしてくれませんか、あるいは國の財政はどうしてくれますかと、あるいは議論の展開をぜひされるように、しかも一番若手の大臣なのでからそのくらいの意気込みを持っていただかと思つたのです。

それから、大臣がおる間に聞きますが、補助金問題、今度は一律削減でございませう。大臣の就任されてからのインタビュー記事、全部読ませていただきました。非常にいいことをおっしゃって、やはり政治を知っていらっしゃる方だなと思っていました。それは、一言で言えば大臣のおっしゃっているのは一律削減は間違いだ、この補助金が必要なのか、不要不急なのか、あるいはこれを今どうすることによって地方団体との整合性を生み出せるのか、そういう観点から補助金を見るべきだ、こうおっしゃっているですね。今年度大臣になられて、今提案されている補助金の削減、大臣のその政策と一致していますか。ちよつと御意見を聞いておきたいと思うのです。

○小沢国務大臣　私は、基本的に補助金、あるいは負担金についても同様でございますけれども、それはやはりもう地方に任せたい方がいいもの、あるいは国でやるべきもの、あるいは各省庁間で重複した補助金等もあるでしょう、そういう unnecessary なものは削減してもよろしい、必要なもの、国として出すべきものはもっと出してもいいし、本来そういう考え方に立って検討されるべき問題である、そのような考え方は変わっておりませんし、今後ともそういう立場で努力しなければいけないと思っております。

今年度御提案している予算につきましては、いわゆる社会保障関係につきまして、その事柄として

てはさほど大きいものではありませんけれども、基本的な考え方として事務事業の見直し、権限の移譲という形でとられておりますので、なお私どもとしては最初に私が述べた観点に立って政府部内においても主張すべきは主張していかなければならない、そのように考えております。

○加藤(乃)委員　時間がありませんから、いま一問だけ大臣答弁お願いします。

補助金が一律削減です。これは後で大臣がいな
いときにやりますけれども、地方税収の伸びが各
都道府県大変アンバランスです。一つの例だけ申
し上げますが、例えば東京電力は今原油の値下げ
でもうかっています。北海道電力は御案内のよう
に石炭火力ですからもうかっています。法人税
の収入が違います。結果的には北海道の今年度の
地方税収入は平均より大変少ない。これは後で数
字的に申し上げます。

さてそこで補助金は一律カットなのです。地方財政が吸収し切れませんね、一律カットです。特に福岡のように生活保護世帯が非常に多いところなどは税収が少ない上に補助金が今度は一律カット、十分の七ですね、十分の一は持ち出さなければいかなるわけですね。このアンバランスをどう見ますか。いわゆる補助金の一律カットはすべきではないという大臣の見解は正しいのです。したがって、地方財政の税収の見込みと今日の経済的背景から見て、大変地方財政のアンバランスが起きるところに一律カットをすることがどういふ弊害を及ぼすかわからぬですね。地方財政の収収入と国の補助金一律削減との、そのことが結果的には地方の政策上の格差を生むことになる、あるいはいろいろな面の格差を生まざるを得ない状況を生み出すわけだ。これは後ほど細かな数字で財政局長とやりとりをしたいと思いますが、この点を何らかの形でカバーをしなければ、地方財政、地方団体はもちませんよ。どういう形でカバーするかは後で聞くにしても、基本的にそういう状況があるということだけは御認識いただくと同時に、それを何らかの措置でカバーをする。そ

それは交付税でカバーをするかもしれませんが、あるいはその他の方法があるかもしれませんが、何らかの措置でカバーをするという方向がなければ、各都道府県あるいは市町村に至るまでの行政上の格差を何らかの形で埋めなければならないと思いますけれども、大臣の所見だけお聞きしておきたいと思ひます。

○小沢國務大臣 先生御指摘のように、地域間の格差が大変大きいということは、私も後進県の出身でございますしよく身をもってわかるわけであります。したがって、大前提としてはそういう全体的な国の施策の中で地方の力をつけていくという政策をとっていく、それによつて地方の基盤を確立するということが基本的な問題であろうと思いますが、今日の中におきましては、地方交付税等は地方財源の力の弱い地方でも一定水準を確保するために、そういう意味におきまして理解してとらえていくべきものであらうと考えております。したがって、そういう観点の中で地方交付税等につきましても、その配分あるいは算定についても十分考慮していくべきものと考えております。

○加藤(六)委員 財政局長、今大臣、交付税その他の手段を持っている、こういうことですが、具体的にはどうお考えになりますか。

○花岡政府委員 御承知のように、補助率の引き下げに伴います地方の負担増というものにつきましては、たばこ消費税の税率の引き上げあるいは地方交付税の増額その他起債の増発ということによって補てんをすることにいたしておりますから、この補助率の引き下げに伴います地方負担の増加額につきましてはこういった措置で埋められる。御指摘のように、各団体におきまして税収のばらつきが非常に多く出てきております。これは近年どうも業種間のアンバランスといえますか税収のアンバランスといったものが顕著にあらわれてきているのは御指摘のとおりでございます。この点につきましては例えば賦収補てん債といったものの発行とかあるいは調整債の配分、こういったことで

各地方団体の事情を十分にお聞きしながら、それそれ地方団体の財政運営が適切に行われるように措置を講じてまいりたいと考えております。

○加藤(万)委員 財政局長、一兆一千七百億円については財政上の措置をします。これは後で交付税のときにやりましょう。しかし調整分は八割でしよう。今度千四百億ですか、投資的経費で言え。これはあと二〇％は地方が持ち出しが単独で負担するのです。地方団体が措置しなければなりません。財政上の落ち込みがあり、公共事業投資が、一兆一千七百億円、その中の投資分を含めて、相当固定資本形成としてしなければならぬという状況の中で、今の地方税の収入の格差をカバーできますか。現実問題としてはどうでしょう。今の地方団体における地方税の歳入の格差を、今国が求めているような中で、例えば公共事業投資、あるいは一兆一千七百億円、さらに投資的経費その他を含めて地方債の発行、同時に調整分については地方団体が、こういうことになった場合にその財政上のカバーができますか。

○花岡政府委員 調整債の二〇％の話でございますが、これは昨年のいろいろで御議論いただきましたが、経常経費系統にかかるとのことです。一〇〇％算入せよという御指摘でございます。六十一年度の交付税ではそのような措置をとってまいりたい。その他八〇％のものもございまして、地方財政計画にその所要額というものは計上しておるわけでございます。

御指摘のように、個々の団体におきまして税収が平均的にとれないという団体につきましては、確かに穴があく部分も出てまいります。そこで、先ほど申し上げました減収補てん債、その他今年度、特に年度末に配分を予定しておりますのは、いわゆる枠外の起債、これによりまして地方団体の財政の運営に支障を生じないようにしていかなければならないであろうというふうに考えておるところでございます。

○加藤(万)委員 既にそういう状況になるわけで

すね。枠外の起債まで含めて財政的な処置を講じなければならぬ、こういう状況です。さね。

さてそこで、時間がありますから、経済企画庁、ちよつとお聞きをします。今、経済企画庁がつくりました「六十一年度の経済見通し」、中身を多く申し上げる時間はありませんが、経済成長率四％、今日の円高という状況の中でさらに国際的なさまざまな圧力が加わる中で、この経済成長率四％、成長率を修正される用意はありますか。

○大塚説明員 最近の経済動向でございますけれども、鉱工業生産は一進一退でございますけれども、国内需要は全体といたしまして緩やかに、着実に増加いたしております。六十一年度の見通しにつきましては、先生おっしゃいましたように四％成長を出しておりますけれども、これにつきましては外需は円高の影響等もありまして減少すると思っておりますけれども、内需につきましては、それぞれ消費につきましても、物価が安定するということ、所得も着実に増加いたしますし、緩やかに、着実に増加する。それから、設備投資につきましても、非製造業とか技術革新関連等の分野では大変強い投資意欲がございますので、これも堅調に推移するということでございます。住宅投資につきましても基調としては持ち直しておるわけでございます。

それから、円高につきましては、プラス面とマイナス面がございます。当面そのマイナス面もあるわけでございまして、次第にこの物価の安定ということを通じて、いわゆる交易条件改善効果というものが働いてまいります。実質所得が増大し、それによって全体としての需要を押し上げるということがございます。また先般、公定歩合の引き下げもございました。

こういうようなことを総合的に考えますと、四％程度の成長は大丈夫ではないかというふうに考えておるわけでございまして、さらに申し上げますれば、為替相場につきましても不規則な変動ということがあります。その影響を考慮するに当たりましてはしばらくその推移を見守る必要も

あるというふうに考えておまして、現在のところ、私どもの経済見通しを変更するつもりはないということでございます。

○加藤(万)委員 企画庁、「経済見通し」の場合の為替レートは二百四円です。五百十億ドルの貿易収支を見て円が二百四円台で、二十円です。掛けますと円に直して約一兆円のマイナス。おっしゃる通りに、卸売物価、消費者物価、それぞれ多少下がりぎみですね。仮に〇・三％下がりますと、GNPが三百三十六兆円ですから、それに対する約一兆円、国内の需要が拡大する、こうなるわけですね。これはつじつまが合うのです。今百八十円でしょう、さらに一兆円減収です。いわゆる円に直しますと、仮に五百十億ドルの国際収支のアンバランスがあったとしても、国内にそれを直して、百八十円に直しますとさらに一兆円のマイナス。国内の消費が拡大している、ないしは民間設備投資が拡大している、こう言っています。電機産業なんか全部昨年から七割減ぐらいじゃないですか、国内投資は、さらに、個人消費が六五％占めるわけですが、六十一年度の国家予算、公務員の賃上げを全然組んでいません。これは組まないわけにはいかないでしょうけれども、最終的には、国内消費を押し上げるべき、国内の需要を拡大すべき個人消費が、そういう予算の中で今百八十円、さらに百七十円台になろうというこの国際関係の為替レートから見ると、当然今の経済見通しは修正されるべき要因が物すごく多くあるんじゃないですか。きょうは予算委員会とありますから、この議論のやりとりをしても当委員会での議論にはならないでしょう。今、ちよつと予算委員会ではこの議論をやっているようですけれども、私は、どう見ても今年度の経済見通し、やはり民間それぞれの調査機関が見ておられますように二ないしは三％ではないかという見方をどうしても強めざるを得ないのです。特に円高傾向から見ても。

さて、問題は、そういう経済見通しの民間調査機関とあるいは政府の経済見通しとの違いは、六

十年度の補正予算で税収が落ち込んだと同じことを六十一年度再び繰り返すのではないかと。国税の見込みが十・何％ですかね、今年度は一〇・一ですか、前年度比増が。一〇・六です。地方税はどうですか。今年度の税収見込み、都道府県で五・二、市町村で八・二、こう出ています。前年度は一〇・一ですか、一〇・六ですか、六十年度は。それから見れば大変落ち込みますけれども、この税収見通しについては間違いありませんか。

○矢野政府委員 六十一年度の地方税収の見込みは、ただいま御指摘のように六十年当初対比では六・九％でございます。この見込みにつきましては、私も、各種の資料を用いまして積み上げて計算をしたところでございます。国税の場合の見込み額が六十年五・二％であるのに対して、地方税の方の伸び率の方がや高いのではないかと、こういうようなことも聞かれますが、私も、これは、ただいま申し上げましたように各種のデータに基づきましてできるだけ正確を期しつつ見込んだところでございます。

ただ、昭和六十年年度の地方税収は、本年度の地方税収は、法人関係税はやはり当初の見込みよりやや下回ってくるのではないかとありますが、その他の税が比較的好調でございまして、計画を上回る見込みでございます。したがって、六十年年度の地方税収については、県、市町村とも合わせますと計画額を若干上回るというぐあいに考えております。

したがって、この六・九％は実績に比較いたしますと六・九％と云々という数字になるのはなかならうか。そういう点から考えてみまして、マクロとしてもこの見込みというのが決して適切を欠くものではない。私も、私どもとしては、今後いろいろ経済情勢の変動はあろうと思っておりますけれども、この見込み額が確保できるといふぐあいに現段階において考えておるところでございます。

○加藤(万)委員 まあ見込みですからこれ以上の

論議をしても水かけ論になると思うのですが、五十七年度のようなことにならないように、これは国税、地方税を含めてですが、補正予算で相当減額修正をせざるを得ない、私はそういう状況ではないかと思うのです。円高不況という問題が、率直に言って私は大変心配です。

大蔵省、きょう見えていきますね。例えば今度大蔵省が増税します、増税計画がありますね。法人税収入、大部分多いのですが、その中で損金算入を一年延期するということがあります。法人税収入全体で二千二百三十億円でありますが、赤字法人の欠損金の控除制度を一年間繰り延べることがあります。この法人税収入二千二百三十億円のうちでそれに相当する額はどのくらいですか。

○日高税務員 六十一年度の税制改正におきましては、負担の公平、調整を図るという観点から種々の措置を講じているところがございますが、今御指摘になりました法人税関係、まず税収、税制改正全体の増減収見込額でまいりますと全体で三千四百十億円でございまして、関税の分を差し引きますと三千百八十億円ということになります。そのうち法人税関係、おおむね二千六百億程度でございますが、そのうち、先生が御指摘になられました欠損金の繰越控除制度の一部停止、これに伴う増収見込み額が二千二百三十億、そういうことでございます。

○加藤(万)委員 今までは赤字であったものが、今年度は赤字として繰り越しの決算には載せない、清算しない、こういうことですね、一年間限りです。

どうでしょうね。今の円高不況が一番深刻にあらわれているのが中小企業ですね。しかも、法人赤字欠損をしているところはほとんど中小企業ですよ。これが、前年度の赤字の繰越金は入れませんが、単年度、いわゆる六十一年度のはそれを入れられないことによつて法人税は二千二百三十億円伸びる、こう言っている。その額がそのまましますと、その三二、七百十三億は交付税です。さらに地方財政計画でいきますと、県事業税

の収入が三百五十一億、住民税が六十四億、さらに市町村の住民税が百五十八億、合計で五百七十三億、この見込みは間違ひありませんか、どうですか。

○矢野政府委員 ただいまの欠損金の繰越控除、国税における改正に伴います地方税へのはね返り、すなわち国税二千二百三十億に見合うものは、これは計算をいたしまして四百九十二億、このように見込んでおります。先生御指摘の五百七十三億のうち、そのうち欠損金の繰越控除にかかわるいわゆる地方税へのはね返りが四百九十二億、このように見込んでおるところでございます。

○加藤(万)委員 常識的な見方をすれば、前年度欠損で繰り越した企業、特にほとんどが中小企業の分野と言っているでしょう、それが、今年度繰越分を除いたから、その分を欠損金に算入しないから、したがって、地方税がはね返って四百九十二億、ふえるというのはいくら見込み違いだと思ひますね。

同時に、この問題は交付税にもはね返ってくるわけですね。仮に、今おっしゃった四百九十二億、それと交付税分を合わせても一千億です。財政局長、これも単年度です。一年度限りです。さっきのたばこ消費税も一年度限りです。合計で、仮に国の特別交付税、今度は二千二百億が入りますけれども、これを合わせて二千四百億と四百億、約三千億近い単年度限りのものがあるのです。後はどうされますか、六十二年度は、私は、六十二年は地方税ももっと膨らむかもしれぬ、あるいは交付税ももっと大きくなるかもしれぬ、したがってその時期に考えますという言葉はこの際欲しくないのです。今の時期に今の時点でこの問題についてどうお考えになりますか。

○花岡政府委員 明年度の見通しははっきりいたしませんけれども、御指摘のように現在の国庫補助負担率の引き下げが三年間という形になっておることから考えますと、一年限りのいろいろな増収の計算が基礎に入っておるわけでございますか

ら、明年度以降におきましてはやはり何らかの財源対策が必要であろうと私も見ておるところでございます。これがどういふ形で具現されるか、これはまだわかりませんが、何らかの対策をとりまして所要の地方財政計画に必要額を見積もりまして、地方財政の運営に支障のないようにしなければならぬと考えております。

○加藤(万)委員 これも留保しておきましょう。交付税あるいは地方税の討論のときにはこの問題は重要課題であります。

次官、今お聞きのとおり、いわゆる今年度の地方財政計画ないしは地方税の見直し等を見ますと、大変不安な要素、私は先ほど悲劇的な予算だ、こう言いましたけれども、そういう内容を持つています。これは大臣もその際にはお聞き及びでした。

そこで、臨調は、そういう地方税収のアンバランス、それが行政上の格差を招くかもしれぬ等々も含めまして、今地方団体が持っている保留財源と言われる、県でいけば二〇％、市町村でいけば二五％、この分も財政の平衡交付の要素を含めて検討すべきだという答申をしているのです。

さて、先般の予算委員会では我が党の細谷先生が、先般の覚書に基づけばこの暫定期間中は基本的に改正は行わない、こう覚書が結ばれ、それは交付税ですねというお話をされました。「三二％については変更がありませんね」「これはそのとおりです」、そういう答弁でした。どうでしょう、今の臨調答申を受けて、各地方団体が持つておる保留分についてもこの基本的な分には触れませんか。

○森政府委員 加藤委員にお答え申し上げます。大蔵大臣と自治大臣が予算編成に関して結んだ覚書、基本的な問題は触れない、こういうふうになつてはいるわけですが、御存じのとおり六十年、六十一年度にわたつて国庫補助負担率の引き下げを臨時に行つた。それに関連して結ばれた覚書でありまして、直接的には地方交付税問題には触れておりません。というのは、そういう

地方財政制度というものを前提にして国庫補助負担率の面についてのの変更をし、それについて結ばれた覚書でありますので、今言われました留保財源というような問題についてはもとより、地方交付税一般についてはこの覚書は何も触れておらないわけでありまして。

特に、いわゆる地方留保財源というのは国と地方の財源調整という問題よりはむしろ地方団体相互間の財源調整ということにかかわる問題でございますので、そういう意味からいってもこの覚書は地方交付税問題そのものの、あるいはその中における留保財源率というのですか、今言われた八〇とか七五とか、こういう数字の問題とは直接何も触れておらないし関係ないものだ、このように了解をいたしております。

○加藤(万)委員 時間がありませんから残念ながら質問を留保せざるを得ませんが、問題は、一兆一千七百億が出てきた原因は地方の責任ではないかということ。したがって、今後例えば地方団体が負担すべき地方債の利子の負担などについても当然全面的に国が負担をする、そういう方向性を持つべき内容を持っています。

さらに、今申し上げましたように、補助金の一律カットという問題が結果的に、地方税収入の見込みについてはいろいろ議論がありますけれども、その強弱のいかにかわらず一律にカットされるわけですからその行政格差が起る、その面をどう処置をされるのか、これからの行政上極めて重要なことだというふうに思ひます。

さらに、そういう状況になつてまいりますとさらに国の方、大蔵省と言つてもいいかもしれませんが、地方財政の懐に手を突っ込んで、今の二〇％や二五％の留保財源まで含めてそれは地方団体間の平衡交付の要素、財源として処置をすべきですよ、そういう議論になりかねない要素を実は持つていくわけです。私はその点が大変心配です。

さらに、私はこれからもう聞くことができませんが、そういう中で固定資本経費、御案内のよう

に、去年のマイナス〇・六に対して今年度はプラス一・一の公共事業投資を拡大しよう、その拡大をする裏負担をする地方財源はありません。結果的には今公共団体が進めている事業計画の何%は遂行できない府県が非常に多くある、あるいは市町村もあるかもしれません。そういうことはこの次に議論しますが、そうやってまいりますと、先ほど経済企画庁が申し上げました成長率四%の執行が難しいというように実は私は見るわけですから、これは税の収入にはね返ってくるわけがあります。

今、閣内でも、御案内のように、さらに公共投資の見直しを行うべきじゃないかという経済企画庁長官あたり、大臣が言っているというのです。閣内でもそういう議論が起きているのです。それに、これに地方公共事業の投資ですから、よほど財政的な処置というものを考えないと地方団体の行き詰まってしまう。いわゆる上下関係だけが強調されて横の関係、地方自治体をどう強めるかということが生まれてこない、こう思うのです。

警察庁の方、本当に済みませんでした。質問が長くなってしまつて警察庁まで質問が及ばなかったことをおわびします。

その点はぜひお考えいただいて、次官も大臣を補佐する役割ですから、聞くところで、今度は地方団体がいろいろ財政長期計画を出す場合にそれを法的な裏づけをするような法措置もこの国会に提案されると新聞等でも流れておりますが、こういう面も含めて、ぜひこれからの配慮といひましようか熱考をお願いしたい、こう思っています。

ひとつ今の問題を含めて大臣への進言も含め次官の決意をお聞きして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○森政府委員 地方財政計画を定めました段階と、先ほど加藤委員も御指摘のとおり、例えば円高というふうな新しい状況もあり、今後六十一年度の経済運営全体もいろいろ工夫をしていかなければならぬ問題が多々あるか、また、それに

ればならぬ問題が多々あるか、また、それに就いては各観点から御指摘があったわけでありまして、我々もそういう状況の変化というものも十二分に考え、しかしまだ六十一年度予算編成また地方財政計画というものを立てた以上、それが必ず実行できるように、そしてまた、特に内閣振興の観点から地方のいわゆる公共投資、これについて十二分な配慮をしなければならぬ。また一兆一千幾らにわたるいわゆる国庫補助負担率の引き下げに伴う補てん措置については十二分に全体の枠としても措置したつもりでありまして、また個々の市町村、県がそれにどう対応しているかということも地方財政問題で一番大事な問題でありますから、これについても特別建設地方債の運用の万全を期するというふうな面を通じまして個々の地方団体が事業執行に困らないように自治省としては十二分に配慮いたしてまいり次第でございます。

しかし、今いづれも御指摘のありましたとおり大変困難な問題を抱えておりますので、大臣を補佐いたしまして、そういう点について、地方団体の側から内閣振興というふうなものが崩れたり、あるいはそれがひいては日本の景気が非常に悪くなったり、あるいはまたそれが地方税収入に變動を及ぼして地方財政の健全化が損なわれるというふうなことがないように、十二分に配慮してまいりたいと考えております。

○加藤(万)委員 終わります。ありがとうございます。

○福島委員長 平林鴻三君。

○平林委員 まず、地方財政の当面の諸問題についてお伺いをいたします。

昭和六十一年度経済運営の眼目は、先ほど加藤委員もお触れになりました内閣拡大であります。六十一年度の地方財政計画を見ますと、規模の伸びは四・六%という伸びでありますから、その大幅な伸びとは言いにくいわけでありまして、また、内閣拡大に寄与する度合いというものは、政府の経済見通しを見ましても、それほど大きな見込みを持って

ないように思ひます。けれども、それなりに相応の工夫があつてしかるべきだと思ひます。

そこで、財政局長にお尋ねをいたしますが、昭和六十一年度の地方財政計画において内閣拡大にどのような考え方で具体的な知恵を絞られたか、そのあたりをまず伺つておきたいと思ひます。

○花岡政府委員 御指摘のように、明年度におきましては内閣の振興ということが非常に重点とされておるわけでございます。私ども、もちろん公共事業の受け入れというところは当然でございますけれども、さらに地方単独事業を伸ばしたいというところを念頭に置いてこの地方財政計画を策定したところでございます。

御承知のように五十八年度以降でございますが、単独事業の計画上の伸び率というものはゼロまたは大体マイナスの年もありましたし、五十九年度はマイナスになっております。六十年度は一・七と、ほぼ横ばいで推移してきておりました。六十一年度につきましては何とかこの単独事業を増加させたいということでこの計画を策定したわけでございますが、その結果三・七%増、八兆七千三百億円を計上することができたわけでございます。もちろん、この額では少ないという御指摘もあるかもしれませんが、現在の段階におきまして精いっぱい努力をしたつもりでございます。

○平林委員 そろそろ各県、市町村、予算の編成を終わつておると思ひますけれども、まだ自治省ではその状況は完全に把握されておらないと思ひますけれども、私が聞いておりますとこれではやはり地方団体それぞれ差があるわけで、単独事業を伸ばすのに非常に苦勞しておる、地方財政計画では単独事業がある程度伸ばしてあるけれども実際に財源がうまくついてこないために、単独事業を伸ばそうと思つてもなかなか伸ばせないというところで苦勞しておる団体も相当あるようでありまして、自治省ではそこら辺をどういうぐあいに把握しておられますか。まだ把握しておられないなら緊

急に把握をしていただいて、今後補正の機会に単独事業が伸ばせるようにというふうなことで財源措置を配慮すべきであると思ふのですが、その点はどういうふうにお考えになっておりますか。

○花岡政府委員 各地方団体の予算編成状況は現段階では十分には把握しておりませんけれども、各団体におきまして明年度の予算編成の状況をつきましましてはこれは大幅に単独事業を伸ばしてまいりますと、もちろん、税収の伸びのいい団体につきましてはこれは大幅に単独事業を伸ばしてまいります。それから伸びの悪い県、こういったところにおきましても私も驚くほど単独事業を伸ばしている。

財源は何かと申しますと、財政調整基金その他の基金の取り崩しでございます。五十九年度後半、かなり税収が伸びましたものですから、地方団体の積んでおります財政調整基金、こういうふうなものを取り崩して積極的な予算を組んでおるといふふうに私も見ております。この基金を今後ともへ戻すことができないような状況であるから、今年度ももう少し面額を見てくれというふうなお話もあるところもございまして、ともかく内閣の振興ということに非常に力を入れて予算を組んでおられる。これはもう私もそのようにかねてからお願ひをしておりまして、決算と計画との乖離の問題、こういった問題もあるから、単独事業の計上にはできるだけ積極的に取り組んでほしいというところを言つておりましたところ、現実的にそういう状況になっておるのではなからうかというふうに見ております。

○平林委員 地方公共団体は、各団体の事情に応じて努力をしておると私も思うのでありますが、そのために財政が非常に圧迫をされるということを私は憂慮いたしております。今後の自治省の配慮をこの際要望しておきたいと思ひますが、同様の問題が実はあります。それはいわゆる円高不況対策であります。

この円高不況対策は、政府でも今国会に特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法というものを

成立させて、緊急に取り組むという方針で臨んでおられて結構でありますけれども、円高不況対策というものを個々具体的に素早く実施をしていくのは、実は県や市町村が一番先に対応を迫られるわけですね。それに対して自治省がやはり相当相談に乗って、対応策を上手にやれるように配慮をしてやらなければいかぬのではないかと私は思うのです。

この問題も、従来からいけば政府と地方公共団体とが呼吸を合わせてやってきておる問題ではあります。けれども、やはり今申し上げましたように、細かな問題になりますと必ず地方団体が細かい面でも措置をしなければいかぬ、そのためのまた財源対策も必要になってくる、ところがその財源対策というのはなかなか国の方で面倒を見てもらえない、こういう悩みがつきまといておるわけでありまして、これはもう中小企業金融対策からあるいは雇用、失業の問題の対策からいろいろなことに及んでくるわけでありまして、したがって、自治省の方でそういう相談に速やかに応じて、地方債なりあるいは特別交付税なりそういうものの配分に十分留意するという態度をあらかじめ地方団体に對して表明をしておかれる方がいいのではないか。

円高不況といいますが、これまた地域差が非常に大きゅうございます。でありますから、そこら辺の個々の地方団体に對する対応策の自治省の指導というものもきめ細かくおやりにならないければいかぬのではないかと思います、その辺についてのお考えを財政局長から伺っておきたいと存じます。

○花岡政府委員 自治省としましては、これまで地場産業振興のために地域を指定いたしまして、地方債の活用などによりまして地域の安定的な経済基盤を確立し、地域社会の均衡ある発展を促すというための地域経済活性化対策を推進してきたところでございます。

今回の円高不況に際しましては、先ほど御指摘ありましたように、特定中小企業者事業転換対策

等臨時措置法が制定されまして、特別融資あるいは事業転換等の施策が推進されることになりました。

地方団体のこの中小企業対策といたしましては、地方財政計画上、中小企業に對する貸付金を初めとして所要の経費を計上しておるところでございます。また個別の地方団体に對しましては、普通交付税あるいは特別交付税によつて財源手当てを行うこととしております。このうち特別交付税につきましては、中小企業対策及び地域経済活性化対策という算定項目によりまして、地方団体が実施いたします中小企業金融に係る利子補給あるいは預託金の利子、こういったものについて措置をしておるわけでございまして、この点につきましては地方団体の方もこういった措置を自治省に對して講ずるということを知りたしてあります。ただ、実際の状況を見ておりましたも、今までの資金の振りかえということでは措置されている団体の多いようでございまして、今後どのような形で出てまいりますか、私どももこれに對しましては特別交付税等の確に措置をしてまいりたいと考えております。

また、雇用の問題等、今後起こってくると思ひますが、この点につきましては、関係省庁とも十分連携をとりながら適切な対策を講じてまいりたいと存じます。

○平林委員 地方財政につきましては、実は昭和六十一年度だけでなく六十二年以降もいろいろな難しい問題が次々と出てくると思ひます。きょうは三十分しか質問時間がありませんのでこれ以上地方財政には立ち入りませんけれども、例えば昭和六十二年に税制改正が行われるとした場合には、税の問題もさることながら、地方交付税にもその影響が及ぶと思ひます。また昭和六十五年に国が赤字国債をやめるといふような基本政策がありますけれども、それに対して地方財政がしわ寄せを食らうて逆に地方財政がえらい目に遭う可能性も出てくる。昭和六十一年度の地方財政計画を批判する声は、まさに国の歳出抑制と公

債発行の減額のために地方財政の方が地方債の発行を増額せざるを得なかったという点に批判が集中しておるように思ひますから、今後の地方財政につきましては、一年一年の措置に誤りなきを期するとともに、長期の対策についても安定した地方財政の運営ができるようにということと特に配慮を望んでおきたいと思ひます。

次は、行政改革関係で若干の御質問を申し上げたいと思ひます。

地方の行政改革、地方団体に對して独自で行政改革の検討をして進めるようにということで、ある程度の成果は上がつておるように思ひます。現在までの地方団体側の対応の仕方を伺つておきたいと思ひますが、同時に現在の行政改革で、今後の地方行政についてどのような審議が行われておるか、例えばこの前ちらつと新聞に出ておりました、市町村の合併等によつて地方団体の規模をさらに大きくするといひますが、再検討するといふようなことも話題に上つておるやに新聞の報道が出ておりましたけれども、そこら辺のことは自治省ではどうお考えになつておるのか、これらについてお伺ひをしておきたいと思ひます。

○大林政府委員 まず地方の自主的な行政改革の進捗状況でございますが、昨年来各地方団体の御了解のもとに、推進体制、組織、こういったものにつきましてはほとんどの団体が確立をしていただいております。それから、行政大綱につきましては、都道府県、指定都市段階におきましては、大体全団体もう完了と私も見ております。市町村が現在のところ約三分の二程度、行政大綱の策定済みという見込みを持っておりますが、おおむね年度内には御協力をいただけるものであらうと思つております。

それから、現在行政改革におきまして、昨年の秋口以来、今後の行政につきましていろいろ議論が行われております。

一つは、国の必置規制あるいは権限移譲、機関委任事務の整理、こういったものも今後引き続きやるべきであり、定期的な見直しをすべきである

という議論、さらに地方の広域行政の推進について議論が行われておると承つております。その広域行政の中で、広域行政機構の一層の活用はかに行われておるやうな市町村の合併についても議論が行われておるやうでありまして、各省からそれぞれのヒアリングが行われたところであります。私どももこの合併問題につきましてヒアリングに列席いたしましたわけでありまして、自治省といたしましては、先般合併特例法を延長していただいたときに申し上げましたとおり、それぞれの地域におきまして広域行政の定着化でありますとか住民の一体感でありますとか、合併条件が整った段階で自主的な合併をお願いするという方針を説明いたしておりました。審議会の中では、さらに一層合併の積極的な推進がでないかという議論もあるやうであります。地方六団体ににおきましては、そのヒアリングに際しまして、町村合併につきましてはできるだけ地方の自主性を尊重するよう要望したと承つております。

○平林委員 地方団体の規模の問題は、実は権限移譲、事務再配分と絡んでくるように思ひます。いつもそういうことで議論が繰り返されるわけでありまして、その辺の問題の整理を間違えないように上手にしないと、いたずらに議論ばかり先行して、実際に実行に移すときには混乱を起す可能性があると思ひますので、地方団体の規模の問題を考へる場合には、事務配分の問題をどうするかということも並行して処理をされなければいかぬと思ひます。自治省の今後のこの問題の検討について、十分慎重を期されるように私はお願いしておきたいと思ひます。

当面することと一点だけ簡単に申し上げておきますが、地方団体の国鉄職員受け入れ問題であります。これも地域によりまして状況の差がいろいろあるやうな思ひますが、相当の数を受ける、それは結構だと思ひますが、同時に、同時に地方団体で行政改革をして人員の減少を図るということも必要になつておる面があるやうな思ひます。自治省ではその辺のところはどのような態度

でおられるのか、地域によって団体によって弾力的に考えておられるのかどうか、その辺を伺っておきたいと思ひます。

○柳政府委員 先生御指摘のように、国鉄の雇用問題は国鉄再建にとって大変重大な問題であらうと思ひまして、私も自主的に御協力いただきましようにお願いしておりますところでありましよう。これもたゞいま御指摘のように、行革あるいは定員の適正化ということに地方団体で取り組んでいただいておりますので、それと矛盾しないように事を運ばなければいけないと存じます。ただ、行革あるいは定員適正化の進行中といえども、新陳代謝といひますのは組織の要請でございますので、その枠内でできるだけ御協力いただきたい、こういうふうにお願ひしておりますところでございます。

なお、各団体において非常に積極的に取り組んでいただいておりますので、現在のところ採用しようというふうに手を挙げていただいております団体もかなりございます。

○平林委員 国鉄城下町というような地域も実はあるわけですが、そのような地域は国鉄の民営・分割において大きな影響を受ける場合もあり得ると思ひます。でありますから、地方団体側の国鉄問題に対する対処、今人員の問題だけ申し上げましたけれども、そのほかにも地域経済に対するあるいは市町村の財政に対する影響も考えながら自治省は取り組んでいただきたい。このことを要望いたしておきます。

次は、消防関係であります。

先般の熱川温泉の大東館の火災につきましては前回のこの委員会でも質疑が行われたわけですが、問題点といたしまして、非常ベルが鳴らなかつたのではないかと、この旅館では火災通報装置が作動しなかつたのではないかとという話が出ておりました。これはなお捜査中でありましようから今あえてその状況をお伺ひいたしましたけれども、火災報知機の故障がしばしばあるという話はよく聞きますし、誤作動ということも聞きますので、その技術的な改善を消防庁でもさらに

進めていただきたい。その点が一点。

もう一つは、火災発生から一九番で消防署に通報があつたのが非常に遅かつたのではないかと、この指摘があるようでありましよう。これは電話のかけ方を間違つたのだという話などが新聞に出ておつたりしてよくわかりませんが、これも電話によりまして、内線電話が外線につながる場合のつなぎ方、あるいは公衆電話においても種類によつて一九番の呼び出し方が違ふということも出ております。実際に私はかけてみたことはありませんけれども、そんなことをしてはいたらずら電話と間違へられても困りますからやめたことはありますけれども、そこら辺のところをなるべく統一ができるように、だれでもかけられるように知恵を出せないものか、この二点につきまして消防庁の見解を伺つておきたいと思ひます。

○関根政府委員 熱川の大東館の火事の際に、自動火災報知機が機能しなかつたのではないかと、この疑問がござつております。実際につきましては現在調査中でございますので、最終的な結論はまだ出ていないところでございます。しかし、これにつきましては前々から非火災報が多過ぎる、間違つた警報が鳴つてしまふのでついつい切つてしまふ、こういう傾向がありまして、かねてから消防庁の内部で民間の方々に入つていただきまして研究を続けてまいりまして、一応蓄積型の火災報知機ができ上がつております。そういうものが整備できるようになつておまして、これを導入することによつて、間違ひが多いからスイッチを切つてしまふということがないように持つていきたいと思ひます。現在進めておるところでございます。なお、機器の開発等につきましては、技術は日進月歩でございますので、引き続き進めていきたいというふうな考えです。

また、もう一つの問題といたしまして、自動火災報知機に常に電気が入つておる、遮断されておらぬということとをきちんと玄関等に表示できるような方式はとれないだろうかということにつきまして現在技術的な開発等もお願いいたしまして、

仮にスイッチを切つた場合には赤いランプがついてしまふとか、そういうやり方で常に警報装置が作動できるような状態に保つことも研究をしていくところでございます。

それから、一九番の通報問題でございますが、確かに熱川の火災の場合にはおくれたようでございます。なぜおくれたのかにつきましては、これもまだ最終的な結論が出ておりませんが、どうもかけ方が適切ではなかつたのではないかと、この感じがいたします。したがつて、一般の公衆電話につきましては、片通話になつてしまふようなピンク電話、赤電話が現在まだ百万台を超えるような台数あるようでございますので、それらをできるだけ改善をしていただくようにNTTに対しまして消防庁がかねてから申し入れをしておるところでございますが、今回も特にお願ひを申し上げていきたいと思ひます。

それから、旅館等におきましては、旅館の宿直の方が一九番のかけ方がよくわからないというの、これは大変困つたこととございまして、ふだんからの訓練を繰り返して徹底すること、これが一つでございます。と同時に、機械の面からも、ボタンを押せば直ちにそれによつて消防署なり一九番がつかつていく、そういう機械につきましても開発をしていきたいと思ひます。これは技術的には必ずしも不可能ではないようでございますので、開発されました段階でその普及に努めていきたいと思ひます。このことでございます。

○平林委員 警察庁に一つお尋ねをしておきたいと思ひますが、最近横行して大問題になつておるいじめ問題であります。

この問題は警察も重大な関心を持つて対処しておられると思ひますけれども、やはりデリケートなところがあるから、警察が正面から取り組むという姿勢をそうあからさまに出すわけにも必ずしもいかぬと思ひますが、私も従来経験しておりますのは、学校で起つた問題というのはとかく学校側、父兄側あるいは地域社会というものが責任の押しつけ合ひをしてしまふ、そういう

ことが非常に多いと思ひます。お互いが共同して絶えず情報を交換し合ひながら問題を解決する努力を続ける、こういうことが非常に大切であらうと思ひます。警察に対しても、警察庁は今日頻りにしております事件に対してどのように対処をしておられるか。現場に行きますと、今申ししたようにどうも警察が入る入り方がなかなか適切に、適時にうまくいかないというふうな感じを持つておられます。なかなか難しい問題でありますけれども、警察庁の積極的にしていかも配慮のある取り組み方を求めるものであります。この点についてのお考えを伺つておきたいと存じます。

○新田政府委員 いじめ問題についてお答えいたします。

いじめの問題は、ただいま委員御指摘のように、基本的にはしつけの場である家庭、教育の場である学校あるいは生活の基盤を置いております地域社会というところから取り扱うのによさわしい問題であると考えておりますが、この間にありますいじめに絡んで取り返しのつかない、例えば自殺であるとかそれから重い犯罪というものが起つておる現状を踏まえまして、いじめを早期に発見して保護者、学校等と連携して取り返しのつかない事態に至る前に解消するということに努めることといたしておるわけでございます。

予防策といたしまして具体的に申し上げますと、例えばいじめの実態であるとか特徴的なこと等をパンフレット等にまとまして広報宣伝をいたし、少年たちの間にいじめを排除する機運が生まれるように取り計らつておる点がございまして。二番目には、学校、保護者等との連携をさらに一層強化するということとございまして、全国の小中高等学校の九四％が参加いたしております学警連、学校警察連絡協議会というのが全国に二千四百近くございまして、こういうものを通じていじめについての解決を探るということといたしております。また少年あるいは保護者の方々から気軽に御相談いただけるようにということと少年相談活動というものをやっておるところでございます。

で、昨年も、一月から十月まででございますが四千七百件余御相談をいただき、それぞれ解決に当たつておるところでございます。なお、こういう一連の予防措置を講じておりますが、教育の限界を超えるような事案というのに遭遇いたしましたときには、これは警察本来の刑事事件ということで、少年問題でございますから十分に配慮はいたしますが、刑事事件ということで措置いたしますこととしたところでございます。

○平林委員 現場の警察官は、外勤の人たちは日常地域の子供たちの状況については相当程度知識も持ち、また行動についても注意をしておるはずなんです。ところが肝心のときには手おくれになる。そこらところが我々の警察に対する批判ということになって出てくるように思いますが、ありますから、先ほど申しましたように非常にデリケートな問題でありますけれども、学校あるいは父兄あるいは地域社会のいろいろな青少年の育成組織との連絡をさらに密にして、こういう問題が事前に防げるようにということで警察の一層の努力を望みたいと思います。

時間が参りましたのでこれで終わらせていただきます。ありがとうございます。

○福島委員長 この際、暫時休憩いたします。

午前十一時七分休憩

午後二時開議 休憩前に引き続き会議を開きます。

○五十嵐委員 地方自治体もあるいは我が国の地方自治制度も大変大きな曲がり角にあるような気がいたしますし、そういう折に、まさに実力派大臣を迎えまして、まことに心強いところでありまして、ぜひ我が国の地方自治の一層の発展のために御在任中御尽力賜りたい、このようにお願いを申し上げる次第であります。

まず、お聞きいたしますと、今度のこの国会に

かなり懸案の、自治省としてもあるいは地方自治体としても大変重要な制度改正等が提案されるというふうにお伺いしているのがありますが、本当にごく簡単にいいのでありますが、どんなようなものを御用意になっておられるか、まずちょっとお伺いしたいと思います。

○小沢国務大臣 簡潔に申し上げます。

第一点は、地方制度調査会の答申に即しまして、いわゆる代行制度の問題でございます。それからまた、同様に議会制度、監査委員制度を整備するとともに、いわゆる地方公共団体の議会あるいは長の連合の組織から国会や内閣に對しまして意見を提出することができるとする制度、その規定の整備の問題。それから第三につきましては、公有地の土地信託制度の導入の問題等が主なものではな

いでしょうか。

○五十嵐委員 いずれも大切な問題であり、殊に代行執行の問題、それからいわゆる地方六団体などの国会や国会に對する意見の提出権というふうなもの、私は、私も大変大きな問題だと思つたので、ぜひ今国会でいろいろ議論をしていきたい、こういうぐあいに思つております。

従前、五十六年ですが、一過かなり大幅な地方自治法の改正をお考えになられて、そのときにも地方の団体の意見の提出権を盛り込もうということとで当時自治省に大変御苦労いただいたのでありますが、各省の抵抗が強く結局果たすことができなかった。我々も非常に残念に思つたことがあつたのでありますが、他の各省庁との交渉なんかは大体済んだ、調つたというふうに思つてようございますか。

○大林政府委員 現在法案づくりの最後の詰めをやつておまして、近く各省と相談をする予定にしております。

○五十嵐委員 そこで、各省との話の詰めでもひとつ大事なところが欠落しないようにしてほしいという気持ちがあります。この前の五十六年のときも、意見を提出するのはいいが提出のしつ放し

すか、あるいは努力するというようなことについて、おしまいのところでもかなりめつたような話も聞いたのでありますが、ぜひそういう点も今度の法案にはきちつと盛り込んでほしいというふうに思つたのですが、大臣、いかがですか。

○小沢国務大臣 先生御指摘の点につきまして、私も本来自来、そういう制度をつくる意義、目的というものを十分勘案いたしまして、ただいたずらに形だけのものをあつてはいいけませんので、各省庁との詰めはもちろんですけれども、できる限りその目的を達することのできるような制度にいたしたいと考えております。

○五十嵐委員 国が重要な政策なり国と地方に深いかわりのある制度等について決定をしようといふときには、これは何と云つたて国民にとつて大きな、行政の三分の二くらいは地方自治体が直接やつてゐるわけでありまして、そのところの意見を十二分に尊重するということをやつてもらわなければ、国としても誤りが出るような気がいたします。これは長い間、知事会に市町村長会にしても、あるいは地方制度に関心をもち、諸団体、いずれも強く要請を続けてきてゐるところでありますから、ぜひお願いしたいと思つております。

そこで、地方の国政参加という意味からいって、一つひとつと私、以前から気がついていることで、一遍機会があれば申し上げたいと思つておつたのでありますが、今いろいろな審議会のようなものがあるわけですね、国家行政組織法第八條に基づき審議会で、これはちよつと前の時点ではあります、二百二十四ぐらいで、その委員が当時五千二百人ぐらい、これは去年かおとしぐらになんですが、さつとそれを見まして、地方行政になかなか深くかわる審議会も多いのだけれども、地方自治体の代表の委員が、これはまた恐ろしく少ないのです。

ちよつと幾つか挙げてみたいと思つたけれども、臨時行政改革推進審議会、これは御承知のよ

うに、委員定数七人ありますが、自治体代表としてはゼロですね。いわゆる行革審では委員七人で、その内訳を見ますと財界が四、労働界二、自治省OBが一人いますけれども、いわゆる自治体代表というものはない。顧問は十人あるわけですが、ここに一人の自治体代表もいないわけでありまして、地方行政推進小委員会には、たしか知事が一人参加して加わつてゐたというふうに思いますが、行財政改革小委員会は十二人中ゼロ。それから、この間の臨時行政調査会、行革審の本家になるわけですが、これを見て、委員が九人、専門委員二十一、顧問六、参与五十六人、このうちで、自治体代表というものでもないでしようね、丸山さんは労働側代表で出ていたわけですから、そうとは言えぬのではないかと思つた。たしか、僕のと見たのではそんな程度でしたが、見落としかつてゐるのかもしれないが、そんなような調子なんです。

他の審議会等を見ますと、自然環境保全審議会は定数四十五人以内で自治体代表二人。国土利用計画審議会は定数二十五以内で自治体代表二人。道路審議会は定数二十五以内で自治体代表三人。河川審議会は定数三十以内で自治体代表三。税制調査会が委員定数三十以内で自治体代表三。それからまあこれはあれですが、しかし本当に入つた方がいいと思つたのですが、日本国有鉄道再建監理委員会も定数五だ、ゼロ。臨時教育審議会が委員定数二十五で教育長が一人入つてゐますけれども、それから水資源開発審議会が委員定数十五以内で地方自治体一人。住宅地審議会、定数二十五で自治体代表一人。消防審議会、十五以内で自治体代表一人。ちよつと少ないんじゃないかなと思つた。どうでしょう。

○小沢国務大臣 私も詳しく調べたわけではありませんが、先生御指摘のように中央のいろいろな審議会について地方の代表の人が少ないというところは事実であらうと思つております。国の

いわゆる行政、政治は、御指摘のように三分の二というお話もありましたが、かなり多くの部分が地方自治体、地方を通じて国民に接しておるわけでありまして、そういう意味におきまして甚だ、私どもの力のなさもこれあるのかも知れません。そういう点も十分考え合わせ、また、どうしても日本人というのは中央志向的な発想が割合多いものですから、そういうことも考え合わせまして今後十分地方の声を反映できるように、その機会をそういった審議会等におきましてもつくるように、私どもも心がけていかなければならないと思っております。

○五十嵐委員 審議会が多いというのはいんじやなくて、審議会が余りどうもこのごろはちよつとむちゃくちゃに多過ぎるようですから、いわゆる国会軽視なんという言葉も出るわけですし、それは多いことがいいというふうには思いません。従前ある審議会の委員の選定に当たりましては、ぜひ努めて地方自治体代表も関係のある部分についてはもう少しお考えいただければありがたい。これは閣議等でもできましたら、機会があれば御発言いただいたりして、各省庁に關係することでありまして、そのような御協力をお願い申し上げます。こゝで、さつき今国会に提出を予定しているという重要な自治制度改革の一つの問題であるいわゆる代執行の問題についてお伺いしたいと思うのであります。これは大臣、言うまでもないのですが、国と地方自治体というのは、上下、本店、支店なんという関係ではなくて、これは憲法でも言われているように横並びといえますか、よく車の両輪なんという言葉も使われますが、あるいは対等、独立というようなことも言われますが、そこら辺はどういうぐあいに御認識になっていきますか。

○小沢国務大臣 国家全体の政治、行政は、国と地方が両々相まって、お互い助け合つて初めてうまくいくものであらうと思つております。新しい憲法下におきまして地方自治を定め、その本旨に

つきまして私どもも先生御指摘と同様な考え方に立つております。

○五十嵐委員 そこで、きょうは行革審の事務局から重富さんにおいでいただいているわけなんです。どうも我々が聞いているのは、この行革審における代執行の問題の議論の経過について非常に腑に落ちないといひますか納得がいかに感じますのであります。

いろいろ委員の方々のお話を仄聞したりあるいは書いたものを見たりいたしますと、行革審の小委員会が五十八年暮れぐらいからですか、いわゆる機関委任事務の整理問題の審議を熱心に行つてこられた。まあ四十回とも五十回とも言われているようでありまして、審議を重ねながらその小委員会報告をまとめる段階に入つた去年の六月二十日ごろ、突然行革審事務局の山本次長から職務執行命令訴訟制度の見直しが出された。これは當時の一連の審議、作業とは何の脈絡もなく唐突に持ち出されてきた。これはどうもどういふ経過でそこそこ出てきたのか、事務局がまるで差し込んできたような格好であつたというのであります。そのことをちよつと書いたのがありまして、少し読んでみましようか。

これは去年の七月五日付の自治日報であります。『地方行革小委では、昭和五十八年の暮から機関委任事務のあり方をめぐり勉強を続けているが、その中で、職務執行命令訴訟制度の見直し案は、一度も議題にはなつていなかった』『それが審議も大詰めを迎えた今年六月二十日の草案づくりの段階で、突如として、上から降つてきた』。また、去年の七月十七日の毎日新聞ではこういふぐあいに言つてあります。『地方行革小委で、そのペーパーが配布されたのは、六月二十日のことである。同小委が正式な報告書を作成する一週間ほど前』『報告書のタキキ台とするための事務局案』(山本貞雄事務局次長)として提出された。『このペーパー自体も、手書きの文書をコピーしたもので、土壇場になり突然頭ごなしに押しつけてきたという印象がぬぐえなかつた。』そしてこの

ペーパーは「会議終了と同時に」「一枚残らず回収され、今日では極秘扱いにされている。』そのほかに資料がいろいろあるのですが、こういうことなんですか。

○重富説明員 お答え申し上げます。

先生最初におつしやいましたように、機関委任事務のあり方につきましては政府から昭和五十八年の五月の行革大綱によりまして諮問を受けたことは事実でございます。私どもとしては、行革審としては五十八年の秋以降機関委任事務制度のあり方等について検討を始めたわけでございます。ただ、申し上げておきたいことは、検討を始めたわけでございますが、五十九年の当初から、それから五十九年の五月ごろ、政府から二回ほど、別地方行革それから地方に対する関与、必置規制の緩和、そういう緊急の検討要請がございまして、正直に申し上げて五十九年中はその審議にかなりの時間を費やされたということでございます。

それから機関委任事務のあり方につきましましては、機関委任事務制度というものはもう廃止してもいいじゃないかという議論等もございまして、いろいろな基礎的な勉強をその小委員会で行つていただいたわけでございます。そういうことがございまして、機関委任事務に関する答申は二年後の六十年七月になつたわけでございますが、ただ審議のプロセスで、機関委任事務のあり方に関するしては、世界各國の状況とかいろいろものを勉強していただきまして、機関委任事務というのは運用のよろしきを得ればかなり有効な制度ではないか。そういうことから、小委員会の委員の大部分の方々は、機関委任事務というのは有効な制度であるから存置せねばならぬという意見が固まり出したのは、実は六十年の初めになってからでございます。

そうしますと、機関委任事務制度のあり方を検討してまいつたわけでございますが、検討の対象が制度そのもののあり方ではなくて、機関委任事務に關連いたします制度、すなわち、先ほど先生

からいろいろと御意見が出ておりましたけれども、地方議會や監査委員のこの機関委任事務に対する関与の制度をもう少し強めたらどうか、それから、先ほど御質問が出ました職務執行命令訴訟制度、これに先生方の関心が移つてまいつたわけでございます。そういうことでございまして、先生がおつしやいますように唐突に降つてきた、唐突に事務局から提出したという理解を私どもは持っているわけではございません。

○五十嵐委員 しかし、あなた方はどう思つていらっしゃるか、御参加になつていた委員の皆さんはそういう印象を持たざるを得ないような提出の仕方であつたということですね。したがつて、結局小委員会では先生方は、直前に出てきたものだから審議だつて二回ぐらいいしかできていないんですよ。

そこで、当初の原案の中には、議會の関与と監査権の介入の問題、これだけしか入つてなかつた、代執行が入つてなかつた、こういうお話を聞いているのですが、事実だけではないんですよ、議論しているうちに入つたりなんなりするのだから、そういうことだつてあらうと思うが、そういうのですか。

○重富説明員 お答えを申し上げます。

事實は先生のおつしやつたように、当初は関与、必置規制だけであつたというふうになっております。

○五十嵐委員 七月八日の行革審の審議の前の行革審顧問との懇談会で、山本次長が、議會の関与、監査権の拡大と代執行とはセットだ、こういう発言をしたそうですね。どうですか。

○重富説明員 先ほどからお話がちよつとあつておつたのを私お聞きしておるわけでございますが、各省の機関委任事務に關します地方公共団体に對する指揮監督権、こういうものについて、それを大幅に緩和するといふような議論がございまして、それからもう一つ、この小委員会では機関委任事務を、できるだけ時代に合わないのを廃止して地方に譲つていくことを議論の中心に

据えたわけでございます。とすると、その機関委任事務を地方公共団体の方で適時に不作為なり、適時に執行しないというような場合には、その指揮監督をきちりやる必要があるんじゃないか。そういうことから現行の代執行について、それが弾力的に適時適切に行えるような改革を行う必要があるのではないかと意見が出まして、代執行の問題がそれに加わっていったと理解しております。

○五十嵐委員 私さっき聞いたことのお答えでいいんです。顧問との懇談会のようにそういう発言があったかということ。

○重富説明員 当時の議事録を手元に持ちませんので、ちょっとわかりません。

○五十嵐委員 まあそういう御発言があったということはどうですか。

そこで、さっき言った小委員会に出された事務局メモ、この中にこう述べているのです。「本来、機関委任事務について、最終的に国の意思と地方公共団体の機関の意思が競合することは認められるべきではなく、国の意思が優越することが制度上担保されていることが不可欠である。」これは重大ですよ。どうですか。それは、いやそんなものは出してないというのなら出してないと言ってくださいよ。出しているものを出してないと言ったのでは困るよ。

○重富説明員 行革審の委員会及び小委員会等における審議の内容というのは、委員先生方の自由闊達な御議論を期待しております。外部にはお出しいたしておりません。今先生の御質問のようなメモがあったかどうかは、私は記憶しておりません。

○五十嵐委員 そうしたら、六月二十日の報告案で、その項目を「機関委任事務の適正執行を担保する手段の見直し」ということとして、その具体的方向の末尾に「なお、この代行手続は、もっぱら国の意思の最終的な優越を担保し、機関委任事務の適正な執行を確保する見地から」ということを付記しているのだ。これはあなたわかつてい

でしよう。どうですか。

○重富説明員 審議の内容でございまして、私もはここでつまびらかに申し上げるわけにはまいりません。ただ、審議のプロセスについては、行き過ぎた意見とか、引つ込んだ意見とか、いろいろな意見が出ると思います。そういうことはあると思いますけれども、そのような文書の文書が出たかどうかについては、私も承知しておりません。

○五十嵐委員 それは行き過ぎた意見があってもいいわけだ。僕はそれをどうこう言うのではない。いろいろな意見が出て、やり合いながら一定の正しい方向を求めていくのだから。それは国会の論議だって何だってそうですよ。行き過ぎの論議は我々だってすることはしよつちゅうある。だからそのことを言うのじゃないのです。しかしそういう考え方も——これは後で削除されているのだから、後で残っているんじゃないのだから。しかし、僕の言っているのは、その経過の中であつたということの確認だけなんだから。だから、余り隠すことばかり考えないで、議事録を出せとか何とか言っているわけではないのだから、ややそれに似たようなことはあつたかもしれない。くらしいのことは言わなければ話が進まないじゃないですか。どうですか。

○重富説明員 審議の内容の細部にわたることではございまして、ここで明らかにするわけにはまいらぬと思ひますし、私は今、記憶にございませ

○五十嵐委員 いずれ法案が出た段階で、また改めて議論するわけだから、余りそのことばかり今言つていてもしょうがないのでしようが、しかし、僕はこれを見て驚いたですよ。どうも「国の意思の優越の原則」だの——さっきも大臣にお聞きしましたね、国と地方というのはどういう関係にあるか。それは大臣のおっしゃるとおり、上下というふうなものではないということではだれしもみんな思っていることだ。しかしこの大事な機関委任事務の代執行の問題でこういうふうなものが

事務局から出てくる。しかも十分な議論を成熟させた中で出てくるなんというものじゃない、取りまとの直前になってそんなものが出てきて、こういう審議の仕方というのはうまくないですよ。僕は事務局に言つておきますよ。地方は今の制度をつくるために過去四十年間みなで苦勞しながらつくつてきているのだから、こんなことを、今のようない方ではばつり切られたのではかわないですよ。お帰りになつたらぜひお伝えをいただきたいというふうに思ひます。

さて、今、国の優越ということについて、経過の上でそんな文言があつた。最終的にはそれは切られていくわけでありすが、しかし全体を通じて貫いているのはやはりそういう一つの思想、地方に対する不信任、国の優越というふうなものが盛り込まれていくような気がしてならないのです。御案内のようにこの問題に関しては最高裁はいわゆる砂川訴訟で見解を示しているわけですが、僕はあの判決文の中にある趣旨というのは、まさに憲法なりあるいはそれに基づく地方自治のあり方というものを踏まえてあの判断が出たなというふうな非常に敬意を持ってあれを見ているのですが、大臣、あの砂川の最高裁の判断についての御印象があればちよつとお伺ひしたいのです。

○小沢国務大臣 砂川判決の全文についてまだ読んでおりませんでしたので、申しわけございませ

○五十嵐委員 結構です。これから始まるもので

すからぜひひとつ読んでおいてもらつて、そのうちまた一遍お伺ひしたいと思ひます。やはりあそこでは、結局機関委任事務として地方自治体の首長が受けるという立場が一つありますね。そういう命令指揮を受けて国の機関委任事務を進めていかなければだめだという立場と、しかし同時に住民から公選で選ばれた自治体の首長という自主独立の性格というものと二つの矛盾した性格がそこにあつて、そういうふうなものの立場からその事務を執行する上で見解の差が生じたときに、これを第三者である裁判所の判断に委任

するということでは実はあの訴訟の制度があるというところをそこできちんと書きまして述べているのです。ですから、僕はあの百四十六条というものは実は精神の上から言うと地方自治体にとって非常に大事なことで、今日ある地方自治制度の根幹的なルールだというふうに思うのです。ですから、これを簡素化するというところで切っていくということだけではうまくないように思うし、そういう簡素化という意味では、この前の地方制度調査会の論議の中で細谷先生を初め委員の皆さん方が一つの意見書のようなものを出して、例えば二度裁判をやるということになつていっているものは一つにまとめるようなことの努力で済むのではないかと、そういうふうな、非常に妥協的な意見を六人かの委員の皆さんが出しているのです。しかし異例の採決でどうもそれが取り入れられなかったことを非常に残念なことだと僕は思うわけですね。ぜひそういう観点から、大臣の問題を改めて御検討いただきたい。また法案は出ていないですから、できれば代執行のところはカットして、そして罷免の問題なんというのは論外みたいなもので、あの存在自身が憲法違反の疑いがあるくらいのものでありますから、それはカットするのは当然のことです。現実には地方の議会だとか監査委員会では、機関委任事務だからといってそれを別にして検査をしているわけではないのです。したがって、これも地方議会や監査委員会が関与するのは当然のことではありますから、そういう部分に限つてやるべきではないかということとを強くこの機会に提案しておきたい、こういうぐあいに申し上げる次第であります。

そこで局長さんどうですか、機関委任事務というのは全体で正確には何件あるのですか。

○大林政府委員 機関委任事務の数を正確に数えることが実は非常に難しいわけでありまして、一つの法律で許可という言葉、認可という言葉、報告、届け出、検査、立ち入り、いろんな種類の言葉が使われておるわけでありまして、それを全部拾ひ上げるといふことになつて大変であります。

なものに整備をする必要があろう、こういうことで地方制度調査会としては論議を進められたわけでありまして、具体的にどういうケースがあるのかということは別として、制度の問題として検討が行われたということであります。

○五十嵐委員　制度の問題として議論をするという意味では、僕はまさに百四十六条というのはいくら絶対を守ってもらわなければだめです。あそこを決められている制度というのは、我が国の地方自治の、さっきから言うようにそれこそ動かされない根幹があそこに根をおろしていると言わなければならぬわけで、あの部分を切ってしまうということは我が国の地方自治の制度というものを非常に弱いものに結局はしてしまふ。そんなことは改めて権威者である局長さんに言う必要もないことなんだが、それはきつとさまざまな各省との話し合いや何かの中でそういうところに押し込められたのではないかと、好意で見れば

そんな感じもしないわけはないが、しかし、ここはほかのことと違う。議会や監査委員会に関与させるからこの問題はこうしていいなというような、それは取引できるようなそんな軽さ、重さの問題では全くない。ぜひひとつ御再考をいただかなければいかぬというふうに思うわけです。

そしてまた、今具体的にはいろいろの話があった、それはそれとしてという話であったが、個々に考えられるものがあるとすれば、それはそれで個別法でやればいいわけでしょう。現にあるわけですからね。訴訟を経ないでやろうと思えばできるものは個別法として現在でもあるわけです。幾

つでしたか、六つか七つでしたか、そういう制度があるわけですから、どうしてもいうことであれば、そういうことで考えるというのは我々は余り賛成でないですよ、そうやったらいい、こう勸められるようなものではないが、しかしそれは百四十六条の根幹を變えるというくらいであれば別に道がないわけではない、今おっしゃるような意

味からいえば。そういう点がどうも納得がいかな。だから言う人は言うんですよ。このごろあち

こちらで、この間も「世界」にある学者が書いていました。どう考えても、結局これは突き詰めていけば何か有事的な場合のことしか考えられない、一般的には行政力は考えられないことなんだから、そういう危機管理の一端かという見方さえ出ているわけであって、そんな意味では特に大臣、今ずっと話してきたような経過であるので、ぜひ慎重に御検討いただきたい。代執行というのはそういう問題だというふうにお含みをいただきたい、このように思います。

代執行の問題はその程度にいたしまして、さつきも議論があったようですが、来年度、六十一年度の地財対策で、大蔵省と自治省は地方財政対策について、去年の十二月二十一日に覚書を交わした。これは従前も毎年こういう覚書を交わしているわけだけれども、こういう、いわゆる覚書というものはどんなものですか。どんなものというものはないけれども、つまりすぐく大事なものなのか、ちよこつと書いたものなのか。やはりこれは、例えば保管なんというものは、長期に保管し、大事にしておく公式な、重要な文書というもののなか。つまりそんなようなことなのですか、まずちよこつと聞きたいのは。

○小沢国務大臣 覚書は各省大臣の間で取り交わしたものでありますし、また私も政調で予算編成等に携わった経験もありますが、約束事でありまして、それだけに重要な文書、覚えものである、そのように考えております。

○五十嵐委員 それは自治省が自治省として公式な、自治省としての正式な、もちろん文書ということ、当たり前の話だけれども、そうですね。

○花岡政府委員 覚書につきましては、いろいろな種類の内容のものがありますけれども、後年度に両省間の意思につきまして疑問の生じないようには省庁間が合意したという意味で、これは我々としては重要なものであるというふうに考えております。

○五十嵐委員 それじゃお伺いしますが、一番頭のところにこう書いてあるわけですね。「予算編

成が大詰めとなった十二月二十一日、大蔵、自治両大臣は、自民党政調会長立会の下で最終的な大巨衝を行ない、次のような合意に達した。」中身がずつと書いてある。下に、「昭和六十一年十二月二十一日、大蔵大臣、自治大臣、政調会長」。これ、政調会長が署名に加わるといふのはおかしくないですか。これはやはり両大臣が署名するのなら、もちろんそうですね。その陰でいろいろ政調会長が苦労したというのでもいいですね。それは当然のことでしょう。しかし、これは正式な大蔵省と自治省の覚書の文書ですよ。そこに一政調の政調会長が何で一体並べてこうやって覚書の当事者として署名、捺印するのであるか。おかしいじゃないですか。

○花岡政府委員 これは過去からのいきさつがございまして、私も詳しいことは存じませんけれども、この自治、大蔵との覚書にしまして、特に地方財政対策にしましては、政調会長が御署名をなさっております。この辺につきましては、物によりましては政府・与党連絡会議で決まったものもございまして、やはり極めて重要であるという意味合いにおいて、政調会長がお加わりになっておられるのじゃないかと思っております。

○五十嵐委員 おかしいですよ、あなた。一つの政調の政調会長じゃないですか、単なる。行政の構成員じゃないですか。それは行政の秩序からいっておかしくないですか。いや、今後のことあるからね。やはりおかしいならおかしいと言ってくださいよ、大臣。

○小沢国務大臣 いわゆる政府・与党の間で予算編成するに当たりまして、例えば三役の裁定とか協議の結果の文章、それについては三役、政調会長がやることかと思っております。私は、この覚書については、大蔵大臣と自治大臣の閣僚間の覚書と考えております。

○五十嵐委員 そのとおり。やはりさすがに期待する実力派大臣。そういうぐあいに明快に行政の秩序というものは守ってほしい。

だから言うのですが、今余り言おうとは思わなかったのだけれども——まあやめましょう。この次にやりましょう、時間も余りないから。

それでは最後に一つ、ちよつと大臣にお伺いしたいと思うのですが、例の定数は正にかかわる選挙の問題なんです、最高裁で違憲の判決が出た。今の定数のままで選挙をすることがある、適当だと思いませんか。

○小沢国務大臣 最高裁の違憲の判決が出ておりますから、これは速やかに違憲状態を脱して改正案をつくらなければならないと思っております。

○五十嵐委員 つまり、今の定数のままで選挙をやるといふことは、これは違憲状態のまま、違法状況のまま選挙を執行することになるわけですから、それはできないでしょう。

○小沢国務大臣 内閣に付与された解散権とこの議論につきましては、総理もたびたび答弁いたしておりますが、これは国民の判断を仰ぐことが必要であるという政治状況に立ち至ったときに、国会と行政府との関係で内閣に解散権が与えられておるわけでありまして、憲法上の権限、権能として否定されるものではないと思っております。あとは選挙法のことやら、実際の選挙執行を決めておる選挙法の問題あるいは実体問題、それはまた別の観点からの議論であると思っております。

○五十嵐委員 いや、つまり違憲とされた定数の状況の中で選挙をやることは許されるのですか。今、解散権のことは別においてですよ。選挙そのものです。

○小沢国務大臣 憲法解釈を私がやる立場ではございせんけれども、解散権というのは、権と言ふ以上はあくまでも憲法上の権限、権能でありまして、解散権を行使するかどうか、それはそのときの政治情勢で内閣が判断することでございます。したがって、解散行為ということがそういう法律上のいろいろな問題で制約されることはない、そのように私は思っております。

○五十嵐委員 憲法九十八条で、違憲の法律は無効だと明記しているのですよ。それは無効の法律でやるのですか、選挙自身を。どうなりますか。

○小笠原政府委員 お答え申し上げます。法律が最高裁判所によって違憲と判断された場合には、立法府において憲法に適合するような改正が速やかに行われることを念願するわけでございまして、それが期待されております。私も、ぜひそういう立場で定数は正が実現することをお願いしたいと思っておりますが、仮に定数は正が行われないうちに選挙を行わなければならないような事態が生じた場合、これはやはり現行法としては現在の公職選挙法しかないわけでございます。確かに先ほどおっしゃいましたように、六十年七月の最高裁判決によって五十八年選挙法に於ける現行の公職選挙法の規定は憲法違反であると判断されたわけでございまして、改正されない以上それは消滅したり失効したわけではございせん、あくまでも現行法として存在するわけでございまして、そういう事態が生じた場合にはその現行法に従って選挙を執行しなければならぬ、このように考えておるわけでございまして、もしそういう解釈をとらなければ、任期満了や、あるいは先ほど大臣の方からお話がありましたような解散という事態が生じた場合に、衆議院が存在しないような事態にもなるわけでございまして、また、憲法の規定には解散の場合には四十日以内に選挙を執行しなければならぬという規定もあるわけでございまして、それらを総合して判断をするならば現行法によって選挙を執行せざるを得ない、このように考えております。

○五十嵐委員 仮に今の見解の上に立ちましても、それは任期はまだ残っているのですから、その場合の選挙の裏づけになる解散というものの行使については重大な制約があるということでは言えるでしょう。どうですか。

○小笠原政府委員 その点は先ほど大臣からお答えいただきましたとおりでございまして、解散というものはそれ自体非常に重要な内閣に付せられた

権限でございまして、これが法的に拘束されるといふことはないという立場に立っております。

○五十嵐委員 超法規的な、憲法も何も無視するようなことはやはりうまくないと思ひますね。

もう時間ありませんから最後の質問にさせていただきますが、地方自治法第二條第十五項では、「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。」ということになっております。ですから、地方自治体あるいは選挙管理委員会最高裁判決で違憲とされた法令に従うというわけにはいかぬのではないですか。憲法九十九條では、「公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」ということになっている。選挙管理委員会の委員だつて特別職の公務員ですよ。あるいは自治体の職員だつて皆そうでしょう。これは状況によつては大変な混乱になるのではないですか。しかも、それはそれぞれ選挙無効訴訟、差し止め訴訟などが各地域で起るということだつて予測されるでしょう。そういうことを考えていかなければいけないのじやないかと思うのですが、そんなことは全然考えなくていいのですか、どうですか。

○小笠原政府委員 お答え申し上げます。憲法擁護義務が公務員にあることは確かでございますし、公務員法に法令等に従う義務が規定されておることも確かでございます。しかしながら、先ほど申し上げましたような法的な結論もまたとらざるを得ないわけでございまして、そういう事態あるいは法的な考え方を選挙管理委員会の方あるいは職員に十分説明いたしまして、その御理解、御協力を得て選挙の執行には万全を期してまいりたい、このように考えております。

○五十嵐委員 以上で終わりたいと思ひますが、今のことに關して、大臣、ひとつ慎重にしてほしいと思うのですよ。やはり選挙担当の大臣ですから、一言ありましたらいいので終えたいと思ひます。

○小沢國務大臣 基本的には今国会において前国会を受け継いで速やかに定数は正がなされることを期待しておるわけであります。先ほどの憲法、解散の問題につきましては、片一方においては定数のアンバランス、憲法の一つの柱である基本的人権の尊重の原理と、もう一方においては民主主義の統治の機構の要請からくる国会と内閣の解散権との問題であらうと思ひます。したがういふたもろもろの判断をした上でなされるものでありまして、その結論の判断は主権者が下すということであらうと思ひますけれども、いづれにいたしましても、實際上の解散ができるかどうかということは実体としての判断であると思ひます。そして、もし仮に解散ということがなされた場合には、先ほどの選挙部長の話のように、現実には現行法しかないわけでありまして、選挙管理委員会も選挙を公正に執行するというのが役目でありまして、国民の側からすれば参政権の最大の行使の機会でございます。したがういふた、そういう中にあるわけは、そういう事態が生じたときにはもちろん選挙が公正にいかに私どもとしては理解を賜る以外ないわけでありまして、いづれにいたしましても、今国会において各党間の協議がまとまつて選挙状態を脱することを急願しておるわけであります。

を期待しておるわけであります。先ほどの憲法、解散の問題につきましては、片一方においては定数のアンバランス、憲法の一つの柱である基本的人権の尊重の原理と、もう一方においては民主主義の統治の機構の要請からくる国会と内閣の解散権との問題であらうと思ひます。したがういふたもろもろの判断をした上でなされるものでありまして、その結論の判断は主権者が下すということであらうと思ひますけれども、いづれにいたしましても、實際上の解散ができるかどうかということは実体としての判断であると思ひます。そして、もし仮に解散ということがなされた場合には、先ほどの選挙部長の話のように、現実には現行法しかないわけでありまして、選挙管理委員会も選挙を公正に執行するというのが役目でありまして、国民の側からすれば参政権の最大の行使の機会でございます。したがういふた、そういう中にあるわけは、そういう事態が生じたときにはもちろん選挙が公正にいかに私どもとしては理解を賜る以外ないわけでありまして、いづれにいたしましても、今国会において各党間の協議がまとまつて選挙状態を脱することを急願しておるわけであります。

○五十嵐委員 どうもありがとうございます。

○福島委員 宮地正介君。

○宮地委員 きょうは限られた時間でございまして、大臣に端的に御質問をさせていただきます。

私は、最初に地方財政の問題について少しお伺いをしたいと思います。

国の財政もこの六十一年度末には約四百三十三兆円の公債残高を抱えて大変な状態にあるわけでございまして、そういう中で中曽根内閣は「増税なき財政再建」ということで努力をされているわけでございまして、そういう中におきまして、最近特に地方財政富裕論というのが出てきているわけでございまして、特に「増税なき財政再建」の国の財政の大変な中で、歳入面におきましては公債の

大量発行、ただいま申し上げましたように六十一年度末には約四百三十三兆円、また歳出面におきましては公債依存度が二〇・二％と、二〇％を超えている状態でありまして、さらに繰り延べなどによりますところの財政措置というものが大ばやりになつてまいりまして、そういう中でそうした財政の危機というものが国から今度地方の財政危機へと今転嫁されようとしてきているわけでございまして、そういう地方への負担の振りかえ、転嫁、こういうものがいわゆる地方財政富裕論という名のもとに今まことしやかに巧妙に行われてきているのではないかと。こうした財政運営の手法と

いうものが、大変大きな問題が今後に出てくる可能性があるわけでございまして、率直に、こうした手法についてまず大臣はどのようにお考えになつておるか、所見を伺いたいと思ひます。

○小沢國務大臣 地方財政の富裕論につきましても、先ほど申し上げたように、地方の富裕論等々の単なる数字から見ても、例えば公債の依存率等々も低いというふうなことから、あるいは地方の一部の給与の問題を取り上げたり、あるいは地方から地方が富裕であるというがごとき議論がなされておると思うわけでありますが、現実の地方財政の状況を見ても、公債の依存率もかなり高くなつておりますし、また現実問題としてとてもそんな議論されるような状況ではないと考へております。特にいわゆる国の財政も厳しく、金がない、したがつて負担率を切り下げてその分は地方に負担してもらおうやというふうな安易な考え方ももとに立つてなされてはならない。私も従来主張しておりますように、権限の移譲の問題やらそういった議論の中で初めて国と地方の費用の負担のあり方、そういうものの中から出てくるべきだと考へておりまして、先生のお話のように単に地方への転嫁に終わるようなことであつてはならない、そのように考へております。

○宮地委員 大臣は昭和の二けたで、これからの大変に、将来の大幅と言われる大臣でございまして、私は、今回の自治大臣、国家公安委員長に

なられたお立場というものにおいてぜひ勇氣ある行政の対応をして、若者らしく政界の中で振る舞つていただきたい、こんな期待をしている一人でございます。

そういういわゆる地方への財政の転嫁、つけ回し、こういうような負担転嫁の最たるものとして、私は昨年、六十年から行われてまいりましたところの国庫補助負担率の引き下げの問題が出てきているのではないと思ひます。御承知のように六十年度においては五千八百億圓、これも先ほどお話しございましたように大蔵大臣、自治大臣あるいは厚生大臣等の覚書で暫定措置として一年限りである、こういうことで昨年の国会におきましても、大蔵大臣も守る、古屋自治大臣もこれを守らなければ大変な事態になるというのを再三予算委員会、大蔵委員会等で答弁してまいりました。しかし年がかわつてみれば、六十一年度におきましてはさらに三年の暫定措置、三年の延長、その上五千八百億圓の削減が今度は一兆一千七百億圓。こういうやり方をいつまでも是認しておりますと大変な事態が、今度は同様に地方財政に大きな危機がやつてくるのではないかと。そういう意味で、こうしたカット措置の手法というものに大臣として大きな歯どめをかける政治的な責任というものがあつて、一たび大臣に就任した以上は政府の中のことでございますから私は同じ責任があると思ひわけでございまして、まず、こうした手法に今後いかなる自治大臣として歯どめの対応をしていく御決意があるか伺つておきたいと思ひます。

○小沢國務大臣 六十年の予算編成においては、この一年間の暫定措置とする、今後のことにつきましては、六十一年度以降については、その間地方と国の事務あるいは権限、そういう問題を考えてながら決めていく、こういうことになつておつたわけでありますが、六十一年度の予算編成におきま

しては、一部ではございますけれどももういった考え方に立つて事務事業あるいは権限の移譲、社会保障関係で認められまして、そういうこと、それからいろいろな補てん措置がとられたということやむを得ないものと判断したわけでありまして、いざにいたしても、ただ単に、先ほど申し上げましたように国が金がないから地方で負担してくれやということであつては筋道が通らない。やはり本当に国と地方の互いの機能の分担、役割、それをきちんと精査して考えた上で議論でなければならぬと思ひます。実体の問題といたしまして、財政が大変厳しい中で、私も地方の意見を代表して政府部内で政策に反映していく自治大臣の職についたわけでございますから、今後本当に地域の振興のために地域の意見を十分酌み取つて、微力ではあります政府部内におきましても言ひたいと思ひます、そういう決意で対処していきたくと思ひます。

○宮地委員 私、地方財政の今日置かれた厳しい現状というものをとお話をする前に、大臣、大変失礼でございますが、いわゆる中曽根内閣の最も重要な財政的な面における国民への公約というのは、昭和六十五年年度に赤字公債の依存体質から脱却をする、これが一つの大きな生命線になつていくわけですね。鈴木内閣が最後に政局において大きな問題が出ましたのも、やはり鈴木内閣が赤字公債の脱却というものが五十九年度にできる見通しが立たなくなつてしまつた。そこで責任をとつたとも言われているのです。そのくらいこの財政問題というのは時の内閣の生命線なんです。大臣、昭和六十五年年度の赤字公債依存体質脱却というもののついてどの程度大臣としてこの問題について御理解と、政府としての、大臣の一人としてこの問題解決の決意というものをお持ちなのか、ちよつとお伺ひしたいと思ひます。

○小沢国務大臣 この六十五年年度の赤字公債脱却という問題は、中曽根内閣として財政再建の旗印になつておるわけでありまして、総理大臣も大蔵大臣も、それならば毎年一兆数千億ずつ赤字公債を

減らさなければいけませんやないかということでありまして、それについては非常に厳しい、難しい状況であるけれども、六十五年になくするとうる旗印を掲げてできるだけ努力したい、そういう考え方をとお話しなさつておるわけでありまして。私もそういった財政全体の観点からお話しする立場ではございせんけれども、百四十兆円にも上る、地方においても五十兆円以上の借金をいわば抱えておる、こういう財政状況を後世の負担に任せるということであつてはならない。やはりお互い努力し、知恵を出しながら財政の再建というテーマに向かつて努力していかねばならない問題ではないかな、そのように考えております。

○宮地委員 私があえて今この問題を大臣にお伺ひしたのは、大変に今後の地方財政の問題について重要であるからお話しをしたわけでございまして、釈迦に説法かと思ひますけれども、大臣も御存じのように、ちよつと昭和四十年の福田内閣のときに日本で初めて建設国債が発行されたわけですね。これはまだ社会資本という一つの資本ストックというものがありませんから、見返りがありますから、ある程度国民も納得をいたしました。しかし、昭和五十年に入りまして、今度はいわゆる特例公債というものの発行を政府はいたしました。この特例公債は御存じのように紙づらだけでありまして、何のストックもありません。そして、昭和六十年になりまして、今度は特例公債の償還の時期がやつてまいつたわけでありまして。そして、この償還の時期を目前にいたしまして中曽根内閣がやりましたことは、特例公債に対して借換債というものを今度は認めるという手法をとつたわけでありまして。いわゆる償還財源にしよう。ここにいわゆる鈴木内閣と中曽根内閣の根本的な財政の大きな対応の違いが出たわけですね。どういふことかといふと、六十五年にいわゆる赤字国債の脱却を、ゼロにするということは、昭和六十四年に発行する赤字国債の償還というものは——鈴木内閣のときにおきましては償還が最高十年物であれば十年で返つてきた、ところが、借換債をやる

ことによつて、御存じのように国債というものは六十年償還ルールによつてやつておるわけでありまして、建設国債はしかりであります。特例公債にたいしてこのいわゆる六十年償還ルールを適用したわけであり、そしてさらにいわゆる借換債を断行したわけでありまして。六十四年に中曽根内閣が発行する特例公債というものの最後の償還というものは何とそれから六十年後なのであります。昭和百二十四年になりますと六十四年に発行した特例公債というものは我々国民の手に返つてこない、そのくらい厳しい対応を今中曽根内閣はやつておるわけなんです。自治大臣は既に御存じかと思ひますが、ぜひそういう事態を深刻にお知りいただき、御理解いただき——私は直接中曽根総理にも大蔵委員会でもこの問題についても強く進言をいたしました。当時総理はそこまで深刻には受けとめておりませんでした、初めてその深刻さを知つたようであります。

私は、こうした深刻さというものを二度と地方財政の中に持ち込んではならぬ、これを私は言いたかつたわけなのであります。特に、御存じのように現在の地方財政の現状の中におきまして、公債費の負担が非常に最近ふえてまいりまして、公債費率二〇%を超えている地方自治体というものは五十八年度決算におきまして三千三百の地方自治体のうち約四分の一、二五%を超えているという現状になつてきております。昔、地方の自治体に対して公債費率二〇%を超えることのないようにと厳重にお達しをしたのは自治省であらうと思ひます。私の住んでいる埼玉県上福岡市がいち早くそうした状態になりまして、自治省のおしかりを受け更生団体としての対応に迫られたという体験を私は身近に知つております。しかし、今、そうした二〇%超の公債費率の自治体が四分の一を超えている、これは大変なことだと思ひますね。

ております。さらには地方交付税の借り入れということでも五兆七千億近いお金が借りられております。そして、先ほど申し上げましたような補助金の削減によりまして年々建設地方債が増発をされております。

こういうような地方財政の現状というものを見たとき、この地方におけるところの建設地方債などにおいては現在では十年返還とかあるいは十八年返還に延ばすとかやつております。国のような六十年償還ルールなどを断じて適用してはならない。これをやりますと私は大変な事態になつてくると思ひます。さらに、御存じのように財政の硬化も今地方においては進んできております。経常経費収支比率も非常に上昇してきております。

私は、こうした地方財政の現状というものを的確にそして現実を素直に見て今から先手先手の対応をしていかなければ、まさにサラ金地獄に国同様に地方財政が落ち込んでいく、これを心配をしていくわけでございまして、単に国の財政が大変だからといつて地方財政富裕論などを掲げて一時しのぎの財政運営であつてはならない、私は小沢自治大臣にそういう点を御察察いたしまして、現在の厳しい状況を見ると同時に、将来に向けての地方財政のあり方、地方財政の運営のあり方、こういうものに先手を打つていただきたい、このことを強く希望するわけでございまして、この点について御所見を伺つておきたいと思ひます。

○小沢国務大臣 ただいま先生御指摘のように地方財政も大変厳しい状況にあります。今回の御審議いただく予算編成等に当たりましてはもうもちろんその実情を十分考えながら行つておるわけでありまして、結局いろいろな補てん措置を講じてても地方の負担として、借金として残つていくということとは事実でございまして、もちろん私もそれは承知しております。この積み重ねによりまして、地方財政が支障を来すようなことのないように最大努力はいたすつもりでございまして、基本的には、借金をどんどんやつていきわゆるサラ金地獄のようにならぬ一方だといふ形の財政運営にしてはなら

しかし、私は、現段階で云々するのは少し早いかもしませんが、いわゆる円高問題というものが大変急速に、予想以上に今ピッチを上げてきておるわけでございまして、たしか実質経済成長率のバックボーンのとときの円ドルはドル二百四十四で計算をしておったと思います。現在の円高状況を見ていますと一ドルが百八十円台、場合によつては百八十円を切る、こういう大変な状況でございいますから、当然輸出志向型の今までの日本経済というものは急激に今デフレ現象で冷やされているのは事実であろうと思います。こうした景気の動向というもののへの対応、これもまた財政の運営では非常に大事ではないか。まず大體政府の四％の実質経済成長率というのは少し高めではないかという論議も前々から聞かれるわけでございまして、民間では三％台が非常に多いわけでございす。また、円レートにおいても大體二百円前後で

こうした経済変動に伴う財政の対応、この弾力性というものはやはり臨機応変にやらなければいけません。予算審議をやっている最中で、すから、来年の三月までの努力目標、これはできて結構です。しかし今置かれた経済の環境は、大変に微妙なものが来ている。こうしたものが国税の税収見積もりに大きな影響を与え、ひいては地方交付税に対する、地方財政への大きな影響が出てくることも必至だと思ふのです。まだ予算が通る前ですから私は云々言いませんが、努力目標は努力目標で結構ですが、やはり現在置かれた経済環境にタイミングよく、財政との関連の中で、予算が通った後においてもこの治療というか対応療法を見誤つたら大変なことになると思ふのです。こういう点について、本来的には大蔵大臣や経済企画庁長官がやる仕事でございますが、やはり地方自治の財政を預かる大臣でございますから、若さには物を言わせ、また逆にそうしたところに進言をして地方財政の大穴があかないような対応療法をすべきタイミングというものを当然はかつていくべきじゃないか、こう思いますが、こういう点については大臣はどのようにお考えでございますか。

く続きますと、今度は輸入原材料価格等が下がるわけでございますから、全体の物価水準が下がるるということによりまして物価安定を通じて実質所得が拡大する、これによって需要が押し上げられる、いわゆる円高の交易条件効果と言っておりますが、そういうったプラスの効果は働くわけでござります。六十一年度の経済成長率につきましては、私ども実質成長率で四％という見通しを立てておりますが、これにつきましてはただいま申し上げましたような円高のプラス面の効果も織り込んでいられるということでございまして、先ほど先先生が御指摘ございました民間の見通しとの主要な違

一般論として申し上げますと、外需につきましても、円高が続きますと輸出数量の減少、片つ方で輸入数量の増加という効果が出てまいるわけでございますから、両面から外需寄与度を引き下げざる要因として働くわけでございますので、ただいまいち申し上げました依存度はさらにマイナスイメージが太くなるというところだろうと思ひます。一方で、先ほど申し上げました円高のプラス効果、交易条件改善効果が働くわけで、これは内需の面で内需寄与度を引き上げるという方向に働くわけでございます。いずれにいたしましても、両面を考えました場合には、経済成長率の見通しにつきましても、

四多という考え方を現段階で改める必要はないのではないかと考えておるわけでございます。

○宮地委員 あなたは事務方だからそれ以上の答弁はできないから、私は無理してさらに追及するつもりはございません。ただ、民間の調査機関に私も問い合わせいろいろ聞いてみました。大体〇・二くらい影響が出てくるのではないかとこの話でございます。要はきょうは私は、こうした円高によるデフレ現象というものが今後の国税の税収見込みもあるいは地方税に於いての税収見込みというものに変化が当然起きてくるであろう、そういうときに、特にプラスの働きで増収になれば結構な話でございますが、減収になる可能性も十分考えられるわけでございます。そうしたときに、穴があいたということでもまた国から地方へのそうした負担がふえないようにタイミングよく事前前に政府としても積極的に対応策をとっていくべきである、このことが私は言いたいわけでございます。大臣も真剣に取り組んでいくということでございますので、この点については強く御要望して、この問題については一応ピリオドを打っておきたいと思うわけであります。

さて、昭和六十一年度の特に地方財政対策、財源対策の問題について少しお伺いしてまいりたいと思うわけであります。

先ほど申し上げましたように、国庫補助の削減に伴いまして地方財政が約一兆一千七百億カットされたわけでございます。中身はもう既に御存じのように、経常経費系統が約六千億、投資的経費の方が五千六百億、これが今後三年間の暫定措置として行われる。端的に言いますと、特に一兆一千七百億をばらしてみますと、たばこ消費税の引き上げによって二千四百億、残り九千三百億は建設地方債で措置をする、こういうことであろうと思ひます。そこで、この中におきましても、たばこの引き上げに伴う、特に地方においては地方たばこ消費税率引き上げで千二百億、そして国の方のたばこ消費税を引き上げて千二百億、これを地方交付税に特例加算をして地方にいわゆ

る対応措置をした。この手法は大臣も先ほどから臨時異例の措置である、これも六十一年度限りである、予算が通ればこの五月から来年三月までのものである、こう言いますが、こうした財政手法は大きな問題を今後残すのじゃないか。地方交付税というものは国が地方の自治体の行政に対しての計画的なあるいは地方の自治体の自主性を尊重して国税三税から三二%を地方交付税として回しているわけですね。その中に、今度いきなりたばこ消費税の引き上げの二千四百億というのは、これは言うなればまさに大衆課税ですよ。国民にダイレクトに引き上げて、一本当たり四十五銭と四十五銭、あとたばこ産業の方が十銭取って、ざっといえば一本当たり一円ですよ。この引き上げによって地方に穴埋めをする、こういうどんぶり勘定の手法というのは余りいたらないのじゃないかと私は思っております。大臣、手法としてこういうのは余りやるべきじゃないと思うのです。ましてや、手続をいろいろ伺っていますと、何か政府税調を無視してしまつて予算編成の中でよろよろつとやつてしまつた。これはいろいろ論議されていきますからいいですけれども、私はこういう大衆課税をストレートにやつて財政的な手法をするというのはいかがなものかな、こう思っているのですが、大臣、この点についてはどう

いうふうにお考えになりますか。

○小沢国務大臣 経過等につきましては先生の御存じのとおりでありますけれども、いわゆるそのやり方、手法でございますけれども、少なくとも基本的な議論、長期的な観点に立つて本来はそういう税源対策とかあるいは財政上の問題は議論されるべきものであろう、そのように考えております。

今回の場合は生活保護費の問題等々の予算編成の際のいろいろな議論の中で地方財政対策の一環としてなされたということであるわけでございまして、筋道としては最初に申し上げましたとおり、そういう地方の財政の基本的な考え方の検討の中から決められていくべきものであろうと思つております。

ております。

○宮地委員 大臣、これは六十一年度限りということになっておりますが、六十二年以降以降恐らく、今までの過去の大蔵省のやり方等を見ますと、一度取つたものをまた引き下げて国民にお返しするなんというところは常識的にはなかなか、今までの大蔵省のつた手法としてはやめぬと思うのです。自治大臣、このところどうしますか。六十二年以降以降については、もし大蔵省がそうした対応にきたときに一緒に取つて取りつ放しですか。

○小沢国務大臣 六十二年の予算編成のときまで私が在職しているかどうかはわかりませんので何とも言えませんが、少なくとも私の現在の心境といたしましては、今回のこの一年間ということとは、現在税制調査会等で抜本的税制の改正、その妨げにならぬようにということになされたものと思つておりますけれども、地方財政に關しましては、たばこ消費税という形でなくとも、それはもちろんそういう形ではなくて、これが三年間の暫定措置となつておりますから、その点の地方財政に對しましては何かの形でその分の補てん処置は必ずするようにしたいかなければならぬ、そのように考えております。

○宮地委員 大臣も御存じのように、専売公社を民営化して日本たばこ産業株式会社が発足したわけですね。それでいよいよ製品たばこの輸入自由化が始まつていくわけですね。外国にはフィリッピン、モリスなど一兆円産業のたばこ会社がいろいろあるわけですね。ですから、むしろ専売公社を民営化したときでございまして自由競争に我が国のたばこ産業株式会社も勝てるように環境づくりにしていこうというのがあのときの国会における議論なんです。ところが今、はつきり申し上げて真綿で首を締めているのです。たばこ産業株式会社の長岡社長だつてこれは口には出せませんが、腹の中では煮えくり返つていて私は思うのです。そういう点を考えたときに、やはり政府税調も六十二年の税制改正の中の暫定措置の

一年だ、こうおっしゃっていますから、それを信用したいのですけれども、やはり大蔵省の今までの、昨年の補助金の一律削減なんかの一年限りの暫定措置の不履行なんかを見ますと、一度取つたものをまた返すなんというところは常識としてはそうたやすくしないだろう、何らかの理由づけをしてさらにこの問題は恒久化していくんじゃないか、こういうおそれを私は抱いているわけでございます。大臣にこれ以上御質問するのは断でございますから差し控えますが、そうした国際的な状況、またたばこ産業株式会社の民営化に際していった経緯、こういう国会議論の中で行われたものというものは尊重してもらいたいと思うのです。こうした委員会ではいろいろ論議したことが時とともに不毛にされていくということであれば、何のための国会か、立法院であるか、こういう問題も出てくるわけでございますので、ぜひどうかこの問題については慎重に御対応していただきたい、強く御要望しておきたいと思うのであります。

そこで、せっかくきょうは文部省、厚生省、建設省にも事務方の方々に来ていただいたのでありますので、いわゆる補助金の削減にまつところの、特に文部省あるいは厚生省におきましては経常経費系統の削減問題に關連するわけであります。また投資的経費の系統においては建設省が非常に關連するわけでございますが、率直に言つて、こうしたいわゆる国の補助率の削減措置というものが、福祉の問題とか教育の問題とか社会資本の投資の問題とか、確かに事業は拡大するとか、何とか建設地方債で手当てするとか財源措置をしていくのだから、事業そのものには余り変化はない、こういう言い方もあろうかと思ひますが、私は、こうした補助金の削減措置というものが口厳しく言えば福祉の切り捨てであるいは教育の形骸化というか切り捨て、こういう方向にやはりなっていくのではないかとこの危惧を持っています。わけでございますが、時間も限られておりますので、その点について一言ずつ御答弁をいただきました。

いと思ひます。

○岸本説明員 今回の補助率の変更につきまして、福祉行政のような住民に身近な行政につきましては、福祉行政の自主性を尊重して事務事業を執行していくのがより望ましい形であるというところから、このような補助率の引き下げの措置を行ったわけでございます。

地方の負担は当然増加することになるわけでございまして、その増加分につきましては所要の地方財政対策が講じられていくわけでございまして、私どももいたしましては、このような行政が地方に定着してきているわけでございまして、今回の措置によりまして給付水準が低下したり必要な事業が実施できなくなる、こういうようなこととで福祉の切り捨てになるということは決して起こらないと考えております。

○遠山説明員 お答え申し上げます。

六十一年度予算における補助率の見直しにつきましては、六十一年度十二月二十一日の補助金問題閣僚会議の決定に基づきまして、補助金問題検討会の報告の趣旨を踏まえて補助率の総合的見直しが行われて、その一環として公立文教施設につきましては、二分の一を超える高率補助についてその引き下げが行われたわけでございます。

公立文教施設につきましては六十年度より事業量が若干減っておりますのは、これは児童生徒数が昭和五十七年をピークにその後減少しておりますために事業量が減ったわけでございまして、高率補助率の引き下げがその原因である、このように私は私どもは考えておらないわけでございます。

○望月政府委員 公共事業の関係で御答弁させていただきますが、今先生お話しがありましたように、公共事業につきましては、社会資本の整備のおくれの中で公共事業を着実に拡大してまいりたいということと、あわせて、内需の拡大という当面の大きな課題にこたえて事業費をどう確保するか、こういった要請を踏まえまして、今般補助率の一部引き下げということに建設省としても応じていただけたわけでございます。

れにつきましては、既に先生お話しのとおり、所要の地方財政対策も講じられるということで、基本的には国、地方一体になって社会資本整備というものを着実に進めていくことに大いに寄与するのじゃないか、こう考えております。

しかし、こういったことを今後どうするかというところ等々の問題は当然あると思いますが、私どももいたしましては、あくまでも今閣議決定のものであつて、やはり公共事業の着実な推進、あわせて特に地方の財政事情等によりまして整備がアンバランスにならないようにということ等々から考えますと、既に定着しております補助率の体系というものは今後とも基本的には重視し、尊重してまいるべきもの、こんなような考え方で、今般暫定的措置として講じさせていただき次第でございます。

○宮地委員 今、私、三省の事務方の方からいろいろ伺ったわけですが、私は、こうした補助金の削減というのは福祉の切り捨て等にならないように一番頑張っているのは皆さんよりも地方自治体であるということを言いたいのです。皆さんは政府でありますから、福祉切り捨てにはならぬ、こういうふうな大見えを切つて言いますが、現場の地方自治体がどれだけ苦労しているか、福祉を守るために教育を守るために、また公共事業の投資を拡大して社会資本の充実のためにどれだけ苦労しているか、このところをよく知って皆様方も今後の対応について取り組んでいただきたい、時間がありませぬから、私は強く御要望しておきたいと思ひます。また、こうした地方財政問題につきましては、今後この委員会におきましても逐次いろいろな角度から御質問させていただきます、このように考えております。

そこで、大臣、時間もあとわずかでございますので大臣に伺いたいわけでございますが、自治大臣として就任されて大きな仕事の一つは、先ほども出ておりましたが、国会における定数は正問題、この取り組みの決着の問題があるかと思ひます。この点についての御決意。

もう一つは、何といひしても、この五月に東京サミットが行われるわけでございまして、国際社会の中における日本の果たす役割、こういうものを高揚していくにも大変重要な会議でございまして、この警備を担当されるのも国家公安委員長の大任でございまして、こうした問題についていろいろ最近では過激派の不穏な動き等もあるようでございまして、法治国家として、また先進国の我が日本国として、この東京サミットに万が一の異常事態が発生してはならない。そういう意味におきましてこの警備の問題というものは非常に重要な問題であらうと思ひます。もう既に警察庁も警察庁長官を先頭に今から頭をひねりまして大変な御苦労をかけ、警備局長などは腹切りの決意でこの問題に取り組んでおられるようでございまして、この東京サミット警備問題について大臣としてどのように万全を期していくのか、この御決意を二つ目にお伺いしたいと思います。

三つ目は、私は今回の自治省あるいは消防庁の予算等を綿密に見させていただきました。その中で大変残念なのが消防庁の予算であります。百六十一億一千三百万、年々削減をされておる。私は、むしろこれからの近代的な防災設備、研究、こういうものを考えていったときには、やはりこの消防庁の予算というものは余りカットしていくべきではない。確かに補助金カットの影響でカットされているのは十二分に理解できるわけであります。しかし何らかの手当てをして、マイナスにするということはちょっとしんどいのではないかと。

先日、私は自治省の消防研究所に我が公明党地行部会で視察をさせていただきました。大変に結構な施設でありました。しかし、五億円の年間予算の中、研究費はわずか二億円、そして今新たなロボットの研究に取り組んでいるようでございまして、民間の研究等いろいろな依存せざるを得ない、こういう状況も伺つてまいりました。私は、まさに国の消防研究あるいは消防・防災体制というものを考えたときにはもっと積極的に、予算も

必要なものは取る、つくっていくという姿勢で大臣にぜひ対応していただきたい。六十二年度以降においてはかようなことのないよう、篤と頑張つていただきたい。

この三点についてお伺ひして、きょうの質問を終わりたいと思ひます。

○小沢国務大臣 まず第一点、定数の問題でございしますが、これは最高裁におきまして違憲と判断されておるのでございまして、速やかに是正措置を講じなければならぬ。昨年の国会の経過を踏まえまして議長見解等が示され、各党の党首もそれを理解されて今度の国会に臨んでおることと思ひます。したがって、各党間の協議を鋭意進めることが法の本質からいっても第一義的に要求されるものと思ひますが、政府は国政全般に責任を持つておりますし、選挙の執行に關しましては自治省が所管する省でございまして、したがって、各党間の協議を踏まえつつ、私どももいたしましてはどのような状況にも対応できるように勉強をしていかなければならない、そのように考えておりますが、いづれにいたしましても、実務者会議も設置されておるようでございまして、私どももその責任を自覚しながら各党間の協議が進むよう最大の協力をしなければならぬ、そのように考えております。

それから、第二点の東京サミットについてでございますが、これは先生御指摘のように本間に国の威信にかかわる問題であり、また今後の我が国にとつて非常に重要な会議であらうと思ひます。これを妨害しようとする者は右にしろ左にしろ絶対にさせないように取り締まりをしなければならぬと思ひます。特に成田闘争などにおきましても、極左の暴力集団がサミット爆弾という活動で、これを最大の焦点として取り組んでゲリラ活動を進めております。砲弾みたいなものをつくつたりあるいは市民生活を混乱させるような、手段も非常に凶悪化して広域化しておるわけでございまして、この警備の責任は挙げて私にあるわけでございまして、この問題に關しましては事

が起きてから私が辞表を提出すれば済むという問題ではございませんので、万全の態勢をとるようにはいたしたいと考えておる次第であります。

それから第三点の消防の問題ですが、これは国民の生命、財産を守る、外にあっては国防、内にあっては警察と消防というのは、本当に社会の基盤的な仕事としてその使命、責任を負っておるものと思ひます。残念ながら消防の關係の予算が伸びておらないわけでございますけれども、ただいま申し上げました事の本質を財政当局はもちろ

人、各界の方面の皆様に十分理解して、防災体制に遺漏のなきようにしていかねければならぬ、そのように考えておる次第でございます。大変微力ではありますが、先生方の御指導をいただきながら今後とも頑張つてまいりたい、そのように考えております。

○宮地委員 どうもありがとうございます。終わります。

○福島委員長 藤原哲太郎君。

○藤原委員 新大臣、どうもおめでとうございます。おめでとうと心から申し上げたいと思ひますが、同時に大変御苦労でもあるというように思つておるところでございます。

ところで、新大臣は当年とて四十三歳ということでございますので、そうしますと、まあ戦後新憲法下で地方自治制度がしかれて、いわゆる自治大臣の生まれ育つたものと重なり合つておる感じでございます。そういう点から、自治大臣に就任されて、今の地方自治というものをどのように大臣として評価されておるのか、この機会に伺つておきたいと思ひます。

○小沢國務大臣 新憲法になりました、その最大の原理の一つといたしまして地方自治の確立ということがうたわれておるわけであります。いわゆる旧憲法下から戦後の新憲法になりました、もちろんこれはいろいろ世界各國それぞれの国の伝統やらあるいは国民性やら違つておりますから、一概にはかの国とどうこうという議論にはならないと思ひますけれども、日本の場合におきまして

は、憲法の本来ねらつておりました地方自治の基本的なあり方というものは着実に地域の皆さんに、また国民の皆さんに理解されてきておるのではないかと、かように考えておりますし、私も御指摘のように新憲法下でずっと育つた人間でございます。こういうような形で本来地域の行政というものが進められていくべきものではないかな、そのように考えております。

○藤原委員 新進氣鋭の新大臣を迎えたわけでありますが、今の地方自治の現状を見ておられます、高給与の問題であるとか高い退職金なんかの問題であるとかということで、国民の間にも地方自治の問題が多くあることも御承知のとおりであります。しかし、国民に民主政治の訓練の場が与えられて、いわゆる民主主義の基本は地方自治の発展にある、こうまで言われるようになったということは、私は地方自治が戦後四十年間大きく発展した大きな成果だということに考えておるわけであります。

そういうようなことを考え合わせながら、これから高齢化社会を迎え、あるいは情報化社会を迎え、国際的な社会を迎えてまいりますにつけても、これからいわゆる地方自治のあるべき姿というものを大臣としてどのようにお考えになつておられるか、こういう機会に伺つておきたいというように思ひます。

○小沢國務大臣 基本的に地方自治は、先生御指摘のように地方の自主的な、そして地域民の考えに基づいてその地域の行政が運営される、そういうことであると思ひます。個々の人間をとらえれば、いわゆる民主主義の発展の根本は自我の確立にあると言われているわけでございます。同じような考え方のもとに立つたのであろうと思ひますけれども、いづれにいたしましても、基本的にはそういう地方自治の本旨を突き詰めていけば、私もこのようにして先生方の御指導をいただきたながら四苦八苦してやらなくても、地方自治体

が本当に財政基盤も確立し、そして地方自治の本旨にのつて運営ができるという状況になれば、それは一番好ましい姿であらうと考えております。

○藤原委員 ぜひ今自治大臣が展望されておりますような状況が立ち至りますようにせつかくの努力を御期待申し上げる次第でございます。ちよつと具体的なことに入つてまいりたいというように思ひます。

機関委任事務制度の改革の問題についてでございます。大臣のただいまのお考えはまことに結構ではございますけれども、最近の政府の動きの中にはこのような地方自治の将来の方向にとりまして危険なものがあつたというか、何か危惧をされるような問題があるわけでございます。例えば機関委任事務の整理合理化の問題ですが、この問題は戦後地方自治制度が誕生したときから指摘されてまいつたわけでありまして、現在までほとんど進展をしないのが実情であります。今国会にも行革審の答申に基づきまして整理法案が出される予定になつておるわけでありするけれども、残念ながらその件数、内容というものはまだ十分でないというように評価をせざるを得ないのであります。この際、機関委任事務は全面廃止あるいはまた必要なものは残すという大胆な発想で本格的な整理統合というものに進むべきではないか、あるいは取り組むべきではないかと思ふのでございまして、その考え方についてのお考えを承つておきたいと思ひます。

○大林政府委員 機関委任事務の抜本的な改革あるいは大幅な整理合理化というのが地方団体側の年来の要望であります。地方制度調査会からも累次にわたる答申が出ておるところであります。当省といたしましても、その都度法案協議等におきまして努力はしてまいりましたが、御案内のようになかなか遅々としてその整理合理化が進んでおらないのが現実であります。

確かに、先ほど来御指摘の、今後高齢化社会あるいは情報化社会、そういった新しい社会を迎えたい場合には、まずその重要な担い手になるのは住民に身近な事務を持つ地方団体自体であらうと思ひます。地方団体自体の知恵と能力がなければ、恐らく新しい事態には立ち向かつていけないと思ひます。今後とも機会をとらえまして、そういった抜本改正を目指しながら当面辛抱強く整理合理化に努力をしてまいりたい、こう考えております。

○藤原委員 これはぜひ、今までもこういう答弁はいただいていたわけでありするけれども、相当の決断と勇氣がなければこのことはなし得ないですね。だれでも、よいと思つていてもなかなかできないことというのはあるわけですね。そういう点では、もう戦後四十年たつてまいりまして、地方自治体でも相当成熟していると私は思ふのです。そういうものを受け入れる対応というのは十分あると思ふわけなんです。だから、このことはぜひ、まさに思い切つて取り組むべきであつたと思ひます。今までも、特に強く要望いたしておきます。

先ほど来大変議論があつたのでありますけれども、関連をいたしまして特に問題になりますのは、いわゆる裁判官の国の代執行を認めようとする改革の問題というのは昨年の夏ごろから行革審で突然出てきたということでございまして、この辺の経緯も国民にとりましても唐突な感じ、突然びつと出てきたという感じがするというのが率直な国民の感情でもあらうと思ひます。私どももそのように感じ取つておるところでございます。

現行制度では国の代執行の前提として裁判所の判断が必要であるわけでありまして、これを不要とする改正は地方自治の後退につながるものではないかと考えるわけでありまして、もし仮にいろいろの行政を執行する上でどうしても万やむを得ざるものといひますならば、これは賛成とか反対とか、私も出てこなければ言えませんが、少なくともやはり最小限に限つて代執行を認めるという場合もあり得るかもしれません。しかし、少なくともそういうときには最小限に限定をすべきであると思ひます。このことについて

○小沢国務大臣　この問題がテーマとして上がってきた経過は別といたしまして、代執行の点につきましては、先ほども五十嵐先生の御議論があつたわけでありますが、私は、これは本当に素直にお互い考えていかなければならないのじゃないかなという気がいたします。

今日の代執行の制度は、総理大臣の首長の罷免権まで認めておるわけでございます。これは戦後の占領政策の中のいろいろないきさつがあったのだらうと思います。しかし、それにいたしましても、いわゆる先ほど来の今日の地方自治の本旨からいえば、これはどうしてもおかしな制度であらうと思います。そういうような観点から行政改革の中で制度論として考え出されてきたものであらうと私は思っております。本来的に国と地方が一体となつて行政を行つておるわけですから、国と地方が真つ向から対立するなんということは、私はまずあり得べきでないし、ないと思つておりますけれども、国が上位とか地方が下位とかいうことではなくて、全体としての非常に大きな公益の問題がもし仮に出てきた場合には、制度論としてこのような仕組みにしておくことも必要ではないかという考え方であると思います。

そこで、地方制度調査会においても、その対象についても先生御指摘のように明らかに重大な公益の侵害があるよという場合に限るべきである、そのような答申もなされておりますし、実際に法律上立法技術としてどういうふうに分類できるかは別といたしまして、もちろんそういう大事な問題にのみ限られるべきであると考えております。

○藤原委員　今、代執行制度の問題については大臣から特に発言があったわけでございますが、この問題はまず国民の中にも十分理解を深める必要があるのではないでしようか。唐突というような感じが、何かを意図してやっているのではなからうかという危惧の念を国民の多くに持たせることには得策ではない。やはりその内容はどういうこと

ところで、先ほど来お話があったのでござい
ますけれども、衆議院の定数は正の問題が今国会
の大きな政治的課題であることは言をまたない
ところであります。ただ、大臣就任の新閣僚の
インタビューでも、公職選挙法の定数は正なしに選挙
が行われた場合にその選挙事務の執行をめぐる
問題が生ずるおそれがあると大臣自身も述べられ
て、いろいろと混乱も生ずるのではなからうかと
いうことを危惧されている御発言があったのであり
ます。これは余り仮説を言っではいかがと思ひ

まするけれども、選挙事務の拒否といったような事態が起きた場合、現行体制のもとでも国は代執行はできないと思うのですけれども、その点はどうなんでしょうか。この場合、国としてどんな対応策をお考えになっておられるか。余りこういう事態が起こらないことを私どもは望んでおるわけでありますが、そういう事態が起きた場合のこととも一つ想定をされるわけでありますので、お考えの中に何か対応策がありましたらお聞かせをいただきたいと思います。

○小沢国務大臣 先生と同様に私も今国会において速やかに定数は正が行われて違憲状態をなくすることに努めるものと期待しておりますし、信じておるわけであります。その状況、仮定の問題でございしますが、そういうことが行われる前に解散行為があつて、そして選挙管理委員会の選挙管理事務の執行の問題でございしますが、これはまず第一点、代執行につきましては今代行制度の対象になつておりません。そしてまた現時点におきまして、国の事務という観点からは考え方としては代執行の対象ともなり得るわけであります。代執

いまして、選挙管理委員会もとにかく選挙の公正な執行を確保することを本来の仕事として独立機関にされておりまして、また解散されたのがいいのか悪いかの判断は別として、選挙ということになりますれば、選挙権を行使するというのは国民の最大の基本的権利の機会でございますので、そういうことが侵害されることのないように選挙管理委員会等に対しましても十分理解いただいて執行するということ以外なのではないかと思ひます。

○藤原委員 今、自治大臣から本件についての御答弁がございましたが、私は国政がそういうような選挙拒否というような状況を醸し出す段階の選挙そのものにも大変問題があるのではないかと、いうように思いますので、少なくともそういう状態でない状況をつくり出すことに最大の努力をすべきではなからうか、かように考えておるわけでありまして、かりそめにも選挙拒否というような状況下での選挙という状況を想定をしないような状況をつくり上げるように自治大臣としても最大の

努力をしてほしいというように希望をいたしておきます。

それから次に、地方行革の問題についてお尋ねを申し上げたいというように思います。

自治省は昨年の一月、地方団体に對しまして地方行革大綱の作成を指示をされておるわけでありまゝ。地方団体は足並みをそろえて行革に取り組むことになっておるわけでありまゝが、その作成状況は一体どのような状態になっておるかお伺いをしたいと存じます。

○大林政府委員　組織づくりはほとんど全部でき

いるようでございますが、市町村の段階では三分の二ぐらい残っておるということでございますが、何ゆえ市町村がこういうようにおかれておるか、その理由をお聞かせを願いたいと思います。○大林政府委員 今回の行革体制の整備自体につきまして、従来はどちらかと申しますと部内の組織で対応しておったわけでありますで、それがなかなか一般住民にはわからない。そこで、行革というのは住民にもわかるような形でやっていただきたいということで、できるだけ民間有識者を参

それからもう一つ、市町村段階におきましては、やはり県の作業の推移を見守っておったということもございましょう。さらに、市町村におきましても大部分の市町村が長い間かなりの、第一次から二次、三次というふうに順次行革を進めてきてまいっておりますが、さらに今後そういった

先進団体で何をするかという話になりますと、非常に細かい内容になってまいります。それだけに、いざとなりますと総論賛成、各論反対、こういう気風も出ておるやに伺っております、多少足並みがおくれております理由として考えられますことは今申し上げたような事情であると思えます。

○藤原委員　今お伺いしますとそれぞれ理由はあ
るし、行革の大綱そのものに対しても十分なる理
解がまだ得られない点でおくれているというこ
とでございますが、これはひとつ大いに督促をし

て促進方を要望しておきたいというように思いますが。

〔委員長退席、平林委員長代理着席〕

それから、地方行革大綱では高給与、高退職金の是正、定数削減、民間委託などが取り上げられておるわけでございますが、いわゆる行政経費の削減が図られておるというように伝えられておりますけれども、削減の効果というのは金額で言えども、削減の割合はどのくらいになるか、何かそういうものもお取り寄せになっておられるかどうか、この機会に伺っておきたいと思ひます。

○大林政府委員 従来も二年に一度の割合で地方の行革の実績を集計いたしてまいりました。ただ、金額的にこれを全般的にまとめるということが極めて難しい問題でございます。例えば組織でございまして、組織の改編に伴ってそれだけの金額的な換算ができるかという話になりますと、換算の仕方がなかなか難しい。補助金の削減でありますとかいうふうにする金額に直結するものにつきましては数字がすぐそろつておりますけれども、全般として行革の評価というものを量的に金額であらわすということはなかなか難しいと思つております。現在におきましてそういう数字自体はつかんでおりません。

○藤原委員 率直に申し上げまして今の答弁しか得られないんじゃないかというように私も想定をされるわけですが、今まで金額では洗うことができないけれども相当の効果があらわれておるというように判断されるわけでありまして、こういう行革の推進方についてせつかつの御努力を願つておきたいというように思つております。

ところで、本年度の補助率の引き下げの問題であります。国の負担の地方転嫁だということに考へるのでございますけれども、先ほど来いろいろ御議論のあったところでございます。補助率引き下げに伴う地方負担は、本年度の場合、交付税の特例加算のほかに大部分が起債増発で補てんされたというが、起債の返済は地方団体の負担になるのであります。したがって、国から地

方に対するところの負担転嫁ということが言えると思つておるわけでございます。そういういたしますと、地方行革でせつかつ削減をして、そして何ばか財政を豊かにしようと思つた地方団体にとりましては、ちよつとよくなつたと思つたら国の方から締め上げがきつてアブハチ取らずのようなことで、国から見れば努力したからそれでよいんじゃないか、こういうことになるのであります。けれども、これでは地方団体にとりましては努力のしがいもございませんし、こういう点で国の全体の財政再建のために地方行革が行われているような感じがしないわけでもないわけでありまして、国も地方も一緒に行革をやるんだという基本路線からいへば何も、この筋道が正しくない、否定的ではございませんけれども、せつかつ努力をしてきた、そういう今度にはまた補助率を引き下げてやつておる、こういうことについては、地方にとりましては少なくとも国の負担の地方転嫁だという批判が現実にあるというところも事実であります。この事実認識については自治省はどういうふうなお考えでございませうか、私と同じような考え方……

○花岡政府委員 国庫補助負担率の引き下げによりまして地方財政への影響額は一兆一千七百億円でございまして、このうち地方たばこ消費税の税率の引き上げ及び地方交付税の特例加算、この二千四百億円を除いた九千三百億円につきましては、御指摘のように建設地方債の増発によって対処いたしております。この場合の地方債の元利償還費は、これは将来地方団体が負担することになるわけでございますけれども、この元利償還費につきましましては、地方交付税の基準財政需要額に算入するというところで将来手当てをしてまいるわけでございまして、また、これに関連いたしまして後年度の地方財政措置といたしましては、一つには経常経費の国庫補助負担率の引き下げに伴つて増発をされます三千七百億円の地方債について、そのうちの交付団体分についてでございますけれども、四百億円を六十六年度以降交付税に加算する。な

お残りの二千四百四十億円につきましても、暫定的に地方交付税に加算するという措置を講じております。また、投資的経費にかかる国費減額相当額に対する補てん措置として発行されます四千二百億円、この臨時財政特例債につきましましては国が元利償還費の二分の一を交付税総額に加算する、こういう措置が講じられておるわけでございまして、今後これらの措置を含めましてもお交付税の総額が不足するという場合には、毎年度の地方財政計画の策定を通じて所要の財源措置を講じて全体として必要な交付税を確保するという考え方でございますので、今回の措置が地方への負担転嫁であるとは考えておりません。

なお、後段御指摘になりました今回の補助負担率の引き下げによる地方負担の増加額につきましまして、これは地方たばこ消費税の税率引き上げ等によつて補てん措置を講じておりまして、地方団体が行革によつて経費の削減をした部分、これを充てておるというわけではございません。地方団体はみずからの手によりまして行政改革を積極的に推進して財政構造の健全化を図つて、そして住民のニーズに積極的に対応することができるようになっていかなければならないものと考えておるところでございます。

○藤原委員 財政当局はそういう見方のごうでございますが、地方から見ればいろいろの負担が加算してくるなという率直な感じを受けておるといふことは間違いないところだと思ひます。その点は地方は地方なりに行革を進め、そして健全財政をつくるように努力させることも大切でございまして、同時に努力をしたにもかかわらずそれがいろいろの面で、せつかつ健全化へいこうと思つておるところに補助率の引き下げその他でその芽が摘まれるというように感じもしておるのではないかとおもうので、この点ひとつ御配慮をいただければありがたいと思つておるわけであります。今いろいろの点での配慮をしておるというお話がございまして、ぜひその辺の特段の配慮を願つておきたいと思ひます。

それから次は、国庫補助金の負担率の引き下げの問題であります。補助率引き下げは本年度にとどまらず、来年度にも一層拡大をして実施されようとしておるわけであります。先ほど来お話がございましたようにこれに伴う地方負担は一兆一千七百億円ということでございます。こういうものを今の地方財政の現況で地方団体が耐えられるかどうかということも私は疑問の点もあるわけでございまして。昨年も当委員会では指摘されておつたところでありまして、補助率の引き下げは補助金そのものは残りますが、補助率の引き下げた補助率の相当分を国でなく地方が負担することになるのであります。金も人も仕事も減らずして行革とは全く関係のないものであるわけでありまして、仕事を減らし同時に補助金も減らす、思い切つて補助金を整理する、そういうようなことが一番望ましいのではないかとおもうのですけれども、この点のお考えを承つておきたいと思ひます。

○花岡政府委員 国庫補助金の整理合理化の考え方は全く先生御指摘のとおりでございます。私どもも対象事務事業の廃止、縮小あるいは地方に定着同化しております補助金の一般財源化、こういったことを基本として行つていくべきものと考えておるところでございます。

今回の措置は国の厳しい財政状況を背景といたしまして補助率につきましまして補助金問題検討会の報告、この趣旨を踏まえて、社会保険中心に事務事業の見直しを行いながら、この補助率の見直しを行つたというものでございまして。○藤原委員 例えは補助金の問題でございまして、箱物という補助金と言われるものがあるのが、現在は文部、労働、農水等の各省庁が地方団体につくる種々の会館や施設に補助金を出しておるわけでございまして、ところがそれぞれ縄張り根性、縄張り意識がありましてなかなか調整が難しく、昨年ですか一昨年で、自民党の小杉さんも、できたものが窓口も幾つにも分かれておるとかいろいろな疑義のある問題が出て

〔平林委員長代理退席、委員長着席〕

は権限の問題、そういう議論の中から費用の負担割合のあり方というものが出てくるべきである、そういう主張をしてきたわけであります。この三年間の間に検討を加えますのもそういう観点から行われるべきでありまして、そのようにしていかねければならないと思ひます。したがって、この中で、国の負担を現在以上に多く求めるべきであるということになれば、それは逆に国が上げなければならぬものも出てくるかもしれせんし、そういうような前提の議論をしつかりとしていくことによって単なるカット、単なる負担転嫁というような結果に終わらせてはならない、そのように考えております。

○藤原委員 ぜひとつ大臣にそのように強力に御指導願ひたいと思ひます。

それで、減税問題をちよつと出してありますけれども、これは時間の点で省略をさせていただきます。税制改革と地方自治についての御質問をさせていただきますと存じます。

ところで、ここ数年間、国、地方間の税源配分の割合は国が大体六五％弱、地方が三五％強というところになっておるわけでありまして、経費支出の割合から国は三、地方は七になっているところまでございますけれども、税源配分において地方の割合を少しでも高めることが地方団体の強い要請であると同時に、地方自治をより健全化する、地方財政を健全化する上で必要だと考えるわけでありまして、大臣は国と地方間の税源配分はどの程度の割合が望ましいとお考えになっておるか、ひとつ新大臣に伺ひたいと思ひます。

○小沢国務大臣 税源配分の問題につきまして、いわゆる先生の今御指摘の数字のとおりでありまして、いわゆる地方の固有の財源として、地方交付税によりまして財源調整の制度ができておるわけでありまして、したがって、国と地方の額は大体半分半分という税源配分の実態になっておると思ひます。

これがどの程度の率になれば一番いいのか。これはその地方の財政状況、国の財政状況、いろいろ

あると思ひますので、一概には言えないと思ひますけれども、地方公共団体が本当に自主的に地域の行政をやっているように今後とも税源の充実に努めていかねければならない、そのように考えております。

○藤原委員 ぜひとつ大臣にそのように御努力を願ひたいと存じます。

中曽根総理は戦後税制の大改革ということをおっしゃるわけですが、この内容いかんによつては、現在の国と地方間の税源配分が大きく動く可能性というものを私は心配しております。中曽根さんは自治大臣じゃございせんから、総理でございまして、地方は富裕だ、こういうようなことも時によつては申したりしてございまして、そんなことを考えますと、この方向というのは大変関心を持つものでござい

ます。もちろん、現行の地方の比率が低下することはあつてはならないと思ひますが、やはり税制改革の中では国と地方の財源の比率というものは、さつき大臣が国も地方も大体五〇％、五〇％、五分五分だね、こう言われましたが、私も具体的にはひとつ五〇対五〇のところに思つておる。ついでに、これは希望いたしました。おききたいと。それから、次でございまして、既に大蔵大臣は、税制改革がなされる場合には、国、地方間の役割分担の見直し等によつて地方交付税の税率は動く可能性があるということをお明言しておられるところでありまして、税源配分比率が大きく動けば交付税率が動くことは当然であるわけではござい

ます。しかし、大臣の所信表明その他の文面を拝見をいたしております。今後の地方自治のあり方にすれば、地方税あるいは地方交付税の一般財源が現在よりもとにかく充実をさせるという

ような状況をつくらねければならぬというように思つておるのでありますけれども、今大蔵大臣もいろいろのことを考えて、どうも大蔵大臣は私どもの考えでは少し締めつけてくるのではないかと、この辺で大臣はこの問題についてはどのような決意でおられるか、伺つておきたいと思ひます。

○小沢国務大臣 今御指摘の、特に地方交付税の問題につきましては、大蔵大臣がその税率の見直しみたいなことを言うはずはないと思ひますが、むしろ地方を心配してしまつておるわけである。これは国と地方の根本的な問題でございまして、軽々に地方交付税率を下げるのとはなるとかというようになるとは論外の話であると思ひます。

今後、抜本的な税制改正もなされるわけでありま

すけれども、そういうような状況の中で、さらに私どもとしては地方の税源を充実していくという方向で努力していきたいと思ひます。

○藤原委員 これからの税制改革というものは国民にとつても大問題であります。特に地方自治をより発展せしむるという立場からいへば、財政

基盤の強化等々が考えられるわけでありまして、けれども、そういう点ではひとつつかつかの大臣の御検討を願つておきたいというように思ひます。さて次に、これは消防庁の關係でございまして、大臣の所信表明の中でもいわゆる国際消防救助隊についての御発言がございました。私どもはこの考え方については大賛成でございまして、日本は、世界の中の日本、経済大国と言われるような状況になっておるのでありますから、そういう点を考えたときに、諸外国での大災害が発生した場合、被災国の政府の要請に応じて機を逸せずして消防救助隊その他の態勢をとるということは非常に大切なことであると同時に、日本がまさに国際社会でそういう立場を大きく認めるような状況下になつておるのでありますから、我が国も国際協力を積極的に展開していくというよう

なところで、この考え方について私どもも賛意を表したいと思つておるところでございまして、したがって、この問題について簡潔に質問をいたしたいと存じます。

現在までの整備体制の問題でありますけれども、地方の消防機関からこういう問題についての協力申し出があつてはどうかというものが一つあります。それから、こういう国際消防救助隊というものをつくるということになりますと、事前の研修であるとか訓練とかいうものも当然必要だということになると思ひます。もちろん、消防、警察その他の協力も得るという形になつてくると思ひますけれども、この辺の実施の時期、内容等々についてのお考えがございましてお聞かせをいただいております。

それから、海外派遣をするに当たりまして公務災害その他の場合も想定されるわけでありまして、そういう場合は日本の法律に基づいた公務災害が適用になるのかどうか、この辺のことについての問題。それから、派遣の経費その他の負担というものは、これは当然国が持つべきものであると思ひますけれども、この辺の關係。それから、どこが中心でこのことを推進していくか、このようなことについてひとつ伺つておきたいと存じます。

○関根政府委員 お話ございましたように、外国におきまして大災害等が起りましたときに、日本も主要な国際社会のメンバーになつておるというふうな考えでございまして、その際に、日本の消防の救助の水準というのは国際的に見ても極めて高い水準にあるわけではございまして、積極的に協力をしていくべきもの、そのための対応策を積極的にとつていかなければならないという基本的な立場に立ちまして対応策を講じているところでござい

ます。御質問のございました協力を得られる消防本部の数でございまして、今までのところ三十三消防本部、三百九十名の協力の申し出が参つておりま

す。

訓練につきましては、これはせっかく派遣いたしました以上立派な活躍ができるだけの実力を養成していかなければいけませんし、危険な作業でございまして、隊員の安全を確保する上におきましても訓練は徹底的にやっていく必要があるというふうにご考慮を願います。特に、これは国際救助隊、その専門の部隊をつくるわけではございせん。各消防本部は地域におきまして住民の救助のための活躍をしていく部隊でございまして、日常の活動を通じて訓練は積んでいくわけでございしますが、お互いに各救助隊同士との連携、連絡調整、そういったものを図るために合同訓練が必要であらうというふうにご考慮を願います。今のところ、四月になりましたから大々的な消防救助隊の合同訓練を実施したいと考えております。例えば警察でありますとか他の機関との合同訓練も行くには必要になってくるだろうと思いますが、現在のところまだ具体的な日程等はございせん。

それから、公務災害の際には、当然、国内におきまして消防隊員が災害に遭いましたのと同じような措置を講ずる必要があるものと考えておりますが、今後、具体的にどういう法制のもとにやっていくかということにつきましては、外務省等とも相談をいたしまして決まってくる問題であらうと考えております。ちゃんとした手当ては講じる必要があるものと考えております。

それから、経費につきましては、国際協力事業団に直接的な経費はお願いをしたいと考えておりますし、外務省もそういうことで今まで折衝を続けてきていますところでございます。おおむねそういう方向で片づくものと思っております。もちろん人件費等につきましてはそれぞれ所属の部隊が持つ、消防については消防が、当然人件費は自分のところで持つという考え方をとりたいと考えております。人件費まで持つともうという考え方はとりません。

それから、どこが中心かということでございますが、これも当然のことながら、外国との交渉の

話もあるわけでございますので、外務省を中心といたしまして関係各省が協力体制を組んでいくという形になるものと考えております。

○三島政府委員 たいだいまの問題につきましては、昨年の十二月二十七日の閣議におきまして、外務省から各省庁の協力を要請されておりました、警察といたしましても積極的にこれに協力をするという姿勢でございます。現在、全国の各機動隊に機動救助隊というのを編成してございまして、その中から適宜国際救助隊を編成いたしましてこれに呼応するという形でございまして、編成、派遣あるいは訓練、装備、資機材、法的根拠等につきましては今後とも十分研究してまいりたいと思っております。

○藤原委員 もう時間が参ったようでございますので、以上で質問を終わりたいと思っておりますが、大臣、国際消防救助隊というが、これは非常に意義のあることだと思っておりますので、ぜひひとつ警察や消防の関係等、大臣の關係する所管をまとめていただきます。この方向で鋭意努力をしていただきます。と思います。

それから、東京サミットに関連をいたしました、これは警察庁を初め警察の方々に大変御苦労をかけますけれども、万全漏れなき警備態勢——よくこういうことをやりますと過剰警備だとかいろいろ御批判を受けますけれども、とにかく安全を確保することが大切でございまして、そういうことについての都民に対する十分な理解と協力を得られるようなことも含めて御配慮をお願いして、私の質問を終わりたいと思っております。よろしくお願いたします。

○福島委員 経塚幸夫君。

○経塚委員 最初に、大臣にお尋ねをいたします。

補助金カットの問題であります。予算委員会が我が党の瀬崎議員が補助金カットの問題でお尋ねをしたわけでございますが、その際に、大臣が補助金カットの問題につきまして「臨時異例の補てん措置も行われまして、この点につきましては

地方公共団体も納得していただいておりますものと考えておるわけでございます。」「こう答弁されておるわけですね。私はこれを何回も読み返してみたいのですが、一つ不思議に思っておりますことは、「臨時異例の補てん措置」、これは何を指して「臨時異例の補てん措置」と大臣はお考えになっておられるのか、まずお答えをいただきたいと思うのです。

○小沢国務大臣 「臨時異例の補てん処置」と申しましたのは、いわゆる地方財政対策の一つとして、たばこの消費税によりまして地方分千二百億、国分は交付税に加算して二千四百億、その点について申し上げたわけでございます。

○経塚委員 そうですか。いや、たばこ消費税の引き上げならこれは異例は異例でも余りよくない方の異例じゃないかと思うのです。臨時異例の措置とおっしゃっているわけですから、今までやっていたことのない、つまり異例でありますから、例がないわけでありまして、いい方の措置を講じられたのかと思つて、実は幾ら探してもそういう措置が見当たらないのでまずお尋ねをしたわけでありまして、大臣、これは余りいい方の異例じゃないかと思うのです。結果的にはこれは住民の負担になるわけでありまして、だからこれは余り強調されるべき筋合いのものではないと考えております。

それから、財政補てんの問題であります。一兆一千七百億、特別会計一兆二千八百億ということになるわけでありまして、この財政補てんが、今のたばこ消費税の問題を入れたといたしまして、これは二千四百億のうちもとは地方団体に入るべきもので、それから、四百億は国の責任で見ましようということになるわけで、それから国の方へ入ります千二百億のたばこ消費税、これは合わせますと千六百億ですね。それから投資的経費のうちで四千二百億の地方債の半分、これは二千億は交付税特会の方へ入れましよう。私がお聞きしたいことは、国の直接責任で面

をいたしますと今申し上げました千六百億と二千四百億で、結局は三千七百億でしよう。そうすると、これは三三%にしか当たらないわけですね。たばこ消費税千二百億はもととも地方の方でありますから、三三%しか補てんをしておらぬ、こういうことになるのじゃないですか。その点の判断はいかがなんでしょうか。

○花岡政府委員 地方のたばこ消費税はもととも地方のものであるということでございますけれども、結局、臨時異例と申しますのは、税制調査会が一たん閉じた後にまた開いていただいていたあいう難しい措置を決めていただいたということでございます。そういうことがなければ地方のたばこ消費税も取れないわけでございまして、地方団体がそこで納得をしたというの、これは地方にとつては自主財源の増強になるということがあつて、またそこまで努力していただいたのかということであつてこれは納得されたものでございまして、したがって、地方のたばこ消費税というものはやはり財源措置というふうに考えておるところでございます。

○経塚委員 たばこ消費税、なかなか取りにくいものをあえて取ることに決断をした、結構なことじゃ結構なことじゃと言つてそれで地方も納得してもらつた、こういうふうに解釈できるわけであり

これも大臣の御答弁でございますので、その異例の補てん措置を講じて地方団体は納得をした、この地方団体が納得をしたという意味はたばこ消費税を取ることについて納得されたと解釈していいのか、それとも一兆一千七百億の財源補てん措置全般について地方の方はようやうつてくれた、こういうふうに理解しておる、こういう御判断ですか。これはどちらともとれますので……。

○小沢国務大臣 私は六十一年度予算原案の編成に当たりまして、国の財政も大変厳しい、もちろん地方も厳しいですが、そういう中で地方の立場に立つて一兆一千七百億の補てん措置をとつて当面の財政運営に支障を来さないようにしたという

意味において一応納得しておるということではないかと思ひます。

○経塚委員 これは地方は納得されておられない。地方は一年限りということ、信じておったか信じておらなかったかは別問題として、こんな地方へ負担を転嫁するようなことは六十一年度はまさかあるまい。同僚議員からもいろいろ御質問がございまして、これは前自治大臣のときに、本当に一年限り間違ひおまへんか、一年限りですと何回もだめ押しされた。私も予算委員会でお尋ねをした。そうしたら、前大臣は一年限りでございまして、竹下大蔵大臣の答弁は、大分ややつたわけですが、今から考えてみると、あの人が一枚、いい意味での知恵者じゃなしに別の知恵者だったと思うわけでございまして、結局地方はだまされた。今度ふたをあげてみますと、五千八百億をはるかに超えて一兆一千七百億、項目も五十七項目から九十八項目、しかも三年、これは何のことだ、恐らく地方はふんまんやる方ない気持ちだと思ひます。

ですから、地方は了解しておりますという前提に全国三千三百余の自治体にかかりを持つ自治大臣が考えておられるのか、いや、地方はそう簡単には了解しておられぬ、これは大変なことだとお考えになっておられるのか、これは今後の地方行政に対する極めて重要な分かれ道になると私は思ひます。納得している、了解しているということになれば、悪く言えばもつと横柄になりまして、そんなものは了解してもらっているのやからと。しかし、これは大変な迷惑をかけておる、地方は納得しておられぬ、納得されるはずはないとお考えになっておれば、また別な視野からの地方行政に大臣として対応する姿勢が生まれてくると思ひますが、その点はどっちのお考えなんですか。

○小沢国務大臣 地方公共団体として国、このどちらが欠けても国全体の行政は成り立たないわけでございます。そういう意味におきまして、今度の一連の補助負担率の引き下げということで地方自治体に対して、先生御指摘のようにその意味においては御迷惑をおかけしておる。私も思ひましたし、例えれば地方債の問題におきまして、そのかなりの割合は借金という形で残るわけでございまして、そういうことの元利償還等の問題が今後起きてきて、そのことによってまた地方財政が運営に支障を来すというようなことは絶対ないようにしなければならぬと考えておるわけでありまして、今後さらに地方の実情をよく再認識いたしまして精いっぱい努力してまいりたい、そのように考えております。

○経塚委員 これも答弁に関連をしてお尋ねしたいのですが、こうおっしゃっています。「事務の見直し、権限の移譲等も行われまして、私も従来主張してきた、それはまた地方公共団体の主張でもあると思うのですが、」こういうふうに御答弁されておるわけですが、この「事務の見直し、権限の移譲等」と大臣が引用されました中身は、今回の国と地方の負担割合の変更に伴う国の機関委任事務を団体委任事務とされるという意味を言われておられるわけですか、その点はいかがですか。

○花岡政府委員 例えれば保育所等については機関委任事務を団体委任事務にする、あるいは施設の最低基準についてもある程度弾力化を図っていく、それから職員の設置についても規制の緩和をする、あるいは費用の徴収基準についても簡略化する、こういったことで地方の自主性が高まってくる、こういうことを指して言っておるわけでございします。

○経塚委員 そうすると、これもまた地方団体の意見を十分反映された今回の適切な措置とは言えぬと私は思ひます。

大臣が御出席されていたのかどうかわかりませんが、自由民主党の地方行政部会で全国知事会を代表して鈴木知事が意見を述べておられます。(小沢国務大臣「出席していません」と呼ぶ)御記憶ないですか。そこで「機関委任事務を団体委任事務にする」といった形式面での変更では、補助

率を変更する理由にはならない。」という意見を述べておるのです。ですから、大臣のおっしゃっている国の機関委任事務を団体委任事務に変えたよ、そして補助金のカット、負担割合の変更ということでありまして、そうおっしゃっておりましても、これは地方団体が要望されておった内容と明らかに食い違つております。もう一回申し上げますと、これは全国知事会代表として大臣の党であります自民党の地方行政部会で意見を述べられたわけですが、六十一年度の権限移譲の問題をどうするか、あるいは補助金削減の問題をどうするかという点について地方財政と関連させて述べた意見の中で、「団体委任事務にする」といった形式面での変更では、補助率を変更する理由にはならない。」だから補助金の削減、国と地方の負担割合の変更については反対である、こういう要望を出されておったのです。

○花岡政府委員 鈴木知事が地行部会で御説明になりましたとき、当初たしか厚生省の方から、児童福祉あるいは老人福祉等について二分の一にしたいという案を出したことがございました。そのときの考え方は、当時は機関委任事務を団体委任事務にするというだけでございました。私どもも、だからそういうことをするだけではだめではないか、それでは補助率を引き下げる理由には十分であるということも申し上げたわけでございします。当時、また生活保護についても三分の二にしたい、これは地方団体に譲るべき何物もないではないですか。住宅補助ですか、これについてのちよつとの手直しがございましたけれども、これもだめである。こういうふうなことで我々は地方団体とも相談しておった、その結果を踏まえて知事が申されたわけでございします。

その後、補助金問題検討会において、これは知事会の代表、市長会の代表、町村長会の代表も入

られて種々議論をし、また厚生省におかれても先ほど申し上げましたような事務の移譲に取り組まれたわけでございまして、その上で納得されて補助金問題検討会の結論が出たわけでございします。納得というの喜んで納得したというわけでは申しとおるわけではございませんで、これは国の財政事情等も考えて、事務移譲の問題あるいは財源措置の問題、こういうことをひくくめまして、また、今回はこういった補助率の引き下げの過程において地方団体という密接な連絡をとりながらこの対策を進めていったわけでございします。で、そういった意味合いにおきまして、地方団体もやむを得ないものとして納得をされたものでございします。

○経塚委員 それはこんなものでも喜んで納得するはずはないわけで、強引に押しつけたとしか解釈されないわけであります。地方六団体が十二月十三日に緊急要望を出された中にも、「国の財政負担を地方公共団体に転嫁してはならない。」という文言があるわけですから。

そこで、これは六十一年度初めて補助金カットがやろうとされているわけではない、既に六十年度の実績があるわけでありまして、六十年度の結果がどういふことになってきたのか、二、三例を挙げて指摘をしておきたいと思ひます。

これは二月十九日、総理が「負担が国から地方に移る。ただし、国はそのかわりいろいろまた交付税交付金とかあるいはその他のいろいろな措置で面倒を見る、そういうシステムにシステムが変わっただけの話です。」国と地方の負担割合が変わった、だけと地方にも迷惑かけないし、ましてや国民に影響を与えるというふうなことはない、このことを繰り返して繰り返して答弁されておったわけですね。

古屋国務大臣もそのときにこうお答えになった。「万全の地方財政の措置を講ずることを前提としてこれを受け入れ協力することとした次第であります。」これは、その前のたしか十一月の当委員会、補助金カットの問題がいろいろと論議

されて種々議論をし、また厚生省におかれても先ほど申し上げましたような事務の移譲に取り組まれたわけでございまして、その上で納得されて補助金問題検討会の結論が出たわけでございします。納得というの喜んで納得したというわけでは申しとおるわけではございませんで、これは国の財政事情等も考えて、事務移譲の問題あるいは財源措置の問題、こういうことをひくくめまして、また、今回はこういった補助率の引き下げの過程において地方団体という密接な連絡をとりながらこの対策を進めていったわけでございします。で、そういった意味合いにおきまして、地方団体もやむを得ないものとして納得をされたものでございします。

○経塚委員 それはこんなものでも喜んで納得するはずはないわけで、強引に押しつけたとしか解釈されないわけであります。地方六団体が十二月十三日に緊急要望を出された中にも、「国の財政負担を地方公共団体に転嫁してはならない。」という文言があるわけですから。

そこで、これは六十一年度初めて補助金カットがやろうとされているわけではない、既に六十年度の実績があるわけでありまして、六十年度の結果がどういふことになってきたのか、二、三例を挙げて指摘をしておきたいと思ひます。

これは二月十九日、総理が「負担が国から地方に移る。ただし、国はそのかわりいろいろまた交付税交付金とかあるいはその他のいろいろな措置で面倒を見る、そういうシステムにシステムが変わっただけの話です。」国と地方の負担割合が変わった、だけと地方にも迷惑かけないし、ましてや国民に影響を与えるというふうなことはない、このことを繰り返して繰り返して答弁されておったわけですね。

をされておるといふ報が入ったものですから、委員会で受け入れるのかどうするかという質疑が行われた。財政局長もそのときは随分はつきりとした御答弁をされておったわけですね。補助金カットを交付税で見るといふのは地方の共有財源を食い合ひするものでそんなものは認められぬと、はつきりそこまで言い切ったかどうかはともかくとして、地方の共有財源を食い合ひすることになるとまでは言ったわけですね。だから、交付税で面倒見るといふ考え方は持っておらないということとは、与党の自民党さんの質問で財政局長もお答えになった。そういう経過があった後受け入れたものですから、古屋さんとしては万全の地方財政の措置を講ずることを前提として受け入れたと言わざるを得なかったと思うのです。

そこで私はちよつと調べてみたのですが、これは万全の財政措置を講じたと言へるかどうかという問題であります。大阪府下を一、二調べてみました。八尾市であります、いわゆる国庫負担金、生保のカットによりますカット額は四億四千五百五十万、交付税で手当てをされましたものが三億五千二百五十六万、それから生活保護の臨時調整補助金が六千六百万、合わせまして不足額が二千六百九十四万円であります。

私の住んでおります東大阪市の場合は、生活保護だけであります。カット額九億三千三百五十七万。交付税とそれから臨時調整で手当てをされましたものが八億九千七百七十八万、不足四千七百七十九万。

福岡県の田川市、これは大変ですね。生活保護率が全国十番以内、上位でありますね。ここは生活保護、老人福祉一般財源所要額十億五千万、それから交付税需要額に算入されましたのが十億一千百万、不足が三千九百万。そのほかに児童保護、心身障害者等々一億三千八百五十七万に對しまして六千三百八十二万余でありますから、不足額七千四百六十八万円。合計いたしますと、カットの影響で財源手当てをされなかったもの約一億五千五百十萬に上るわけですが、この中で

交付税で補足されない分、詳細に約三千万と言っておりまうから、これは一応補助金の削減から除外したとしても一億二千万不足ということですね。ここは公債費率一八・五%でしょう。六十年年度の予算編成の際には基金、積立金が三億四千万あった。ところが、これに手をつけないと六十年年度の予算が組めないというので二億基金を取り崩してしまつた。もうあと一億ちよつとしかないわけですね。それで議会を追及をされまして、答弁としては当然国の責任において措置されるものと期待をいたしております。積立金、基金はもとのおり戻します、こういう答弁をせざるを得ない状況に追い込まれたけれども、先ほど言いましたような状況で、議会の答弁に反しまして積立金、基金はもとへ戻らない、今の国の財政手当ての状況では、財政担当者はこういう苦境を訴えておられるわけですね。

そのほかに例を挙げれば幾らもございます。またこれは地財の審議のときにでも申し上げたいと思つておりますが、これで万全の措置が講ぜられたと言へますか、その点どうですか。

○花岡政府委員 生活保護につきましては、私どもの算定におきましては、全国的に見た場合には全体としてどちらかといへば過大算定といひますか、算入しておる額の方が実際の決算額よりも多くなつておるのが通例でございます。しかし、今回の場合におきましては補助率のカットの問題でございまして、その部分は全部交付税に計上しようというところでやっておるわけでございます。

ただ、御承知のように、交付税といふものは画一的な算定をやりまうために全体としてかなりオーバーをいたしまして、団体によりましてはそれら辺に若干数値の食い違いといひますか、画一的なによる誤差といふものが出てくる場合もございします。ただ生活保護につきまして、先ほど先生の御指摘になりましたような数字につきまして私も個々には承知しておりますけれども、中にはいわゆる単独事業と称せられるものも若干田川等については入つておるものと私は考へておりま

す。しかし私どもとしましては、普通交付税において今回の措置が全部でなかつたものにつつきましてはさらに特別交付税におきまして、これは算定もある程度全国一律の算定になると思ひますけれども、そういった措置も講じて万全の措置を講じてまいりたいと考へております。

○経塚委員 それは確かに今局長御答弁になつたように、全国的に見れば実支出額に對して財源手当てが行き届いておるといふ状況が出るかも知れぬ。しかし私が今申し上げましたように、個々の例を見ると不足額が生じておるところも出てきておるわけですね。少なくとも万全の措置を講じたという以上はそんなところが出ないようには措置を講ずべき、これが万全の措置でしよう。

それで局長、ちよつとぐらひはと言ひました、田川の例はちよつとじやおまへんで。だから財政状況を申し上げたわけですね。先ほど言ひましたように、交付税で補足されない分三千万、これは横においておきましよう、交付税で補足されない部分といふのは随所にあるわけですから。これ自体も交付税の基準財政需要額につきましては見直しをされなければならぬ性格のものだとは私は思ひますが、あえてそれは申し上げません、補助金カットの問題を論議しておるわけでありまして、これを横へおいたとしても、先ほど申し上げましたように一億二千万の不足額を生じておるわけですね。これは基金を取り崩してまでやらないと六十年年度の予算が組めないという状況だつたわけですね。

これはさらに私も六十年年度の予算委員会で総括質問のときにお尋ねをして、こういうことになるんぞと違ふかと思つて危惧しておつた問題の一つであります。一般財源化の問題についてもこの際お尋ねをしておきたいと思ひます。

これは学校教材費ですが、六十年年度は五十九年度に比へましてわかりやすく、小中学校それぞれ一学級当たり単価が幾らに引き上げられたわけですか。

単価でございしますが、五十九年度におきましては二分の一の国庫負担相当額の残りの地方負担額について算定しておるわけでございますが、その一学級当たりの算入額は、小学校については二万円、中学校については三万二千元であります。

それから、六十年年度につきましては、教材費の一般財源化に伴います所要額を全額交付税措置をいたしました結果、その一学級当たりの算入額は、小学校については四万二千元、中学校については六万七千元でございます。

○経塚委員 そうしますと、計算上は五十九年度に比へまして、仮に五十九年度を二分の一ではなく一〇〇%と六十年年度並みに計算をいたしますと、二万円が四万円ということになるわけですね。そして四万円が四万二千元に約二千元ほど引き上げられた、こういう計算になるわけですね。

そうしますと、交付税でわずかではありますけれども引き上げられておるといふことになりまして、当然各市町村の学校教材費の予算も、学級数が増えたとかといふような変動があれば別でありますけれども、そうでない限りはこれは予算もふえておらなければならぬ、こうなるわけでありまして、文部省の考え方からいひますか。四十七都道府県の中で六十年年度の教材費の予算が五十九年に比へましてふえた県が何県ありますか。

○逸見説明員 お答えいたします。十四県でございます。

○経塚委員 ふえた県は十四県だけ。それでは、あとはこれは減つた県ですね。

○逸見説明員 ふえた県に對しましては減つた県でございしますが、減りました状況は、例えば昨年度の九割以上確保しているものが二十九県ございします。それから、最低でも八割八分は確保いたしております。○・九未満〇・八八以上といふのが四県でございします。合計四十七県、こういった状況でございします。

○経塚委員 文部省の考え方もちよつとおかしいですね、今の答弁では。ふえた県が十四県、それであとは減つた県だけれども、減つたところでも

九〇％は確保しておる、うんと減ったところでも八八％は確保しておるということでありますが、文部省がそんな考え方であったらこれはあきまへんで。

私は予算委員会の総括質問でお尋ねしたときには、教材費充実十カ年計画、これの七カ年目を迎えるというのに全国の教材充実状況が四八％だ、国が二分の一を負担して十カ年計画を進めてきておっても七カ年で四八％しか充足をしておらぬじゃないか、これを国の二分の一の国庫負担金を廃止して、そして一般財源化してしもうて市町村の責任に任せたらこの十カ年計画年度内に充足できるのかという懸念で私は文部大臣にお尋ねした。そうすると、あのときの文部大臣の答弁はこうだったのですよ。五十九年度よりも若干上回る財源措置がなされた、だから心配要らぬ、こういう趣旨の答弁だったわけですよ。ところが、六十年度の予算の実態を見ますと、全国この府県でもこれならばふえておらなければならぬ、こういうことになるはずですよ。交付税の充当額はふえたわけですが、実際の予算化は減っておるわけであります。

東京都下の市町村の場合は、六十五億千六百七十二万に對しまして六十四億七千六百三十二万、これは四千万減っているのです。北海道は六千二百四十万減っている。福岡県は二億五千四百八十六万減っている。こんな状況では、文部省が立てた教材費充実十カ年計画、期限内にこれは達成できないことはいよいよ明らかでしょう。一体文部省の方としては計画が計画どおり達成できなくともいいという判断なのか。

それからもう一点、こういうふうな一般財源化をした結果、教材費に充当する予算がふえなければならぬのに、五十九年度より六十年年度減ってきている。一体この責任は国にあるのかそれとも地方の団体の側にあるのか。その二点についてお答えをいただきたい。

○逸見説明員 お答えいたします。基準を定めた以上、それを達成するというのが

私どもの目標でございます。ただ、遺憾ながら今御指摘ございましたとおり、五十七年度から大変大きなブレイクが重なっております。五十七、五十八、五十九、六十、対前年度一〇％ずつという形で予算が減額されております。この六十二年度までが計画達成年度でございますが、恐らく達成は若干難しい状況になってきておる、こういったふうに理解をいたしております。

それから、二番目の御質問ですが、御案内のとおり、学校教育法の建前は設置者管理主義という原則がとられております。学校の設置者が学校の運営についてすべて責任を負う、これが大原則でございます。ただ、それに対して、例えば全国的な義務教育の水準を保持しなければいけない、こういったような場合には、これを義務教育国庫負担金というふうな形で負担金を各都道府県に示しは市町村に差し上げる、こういった制度がとられておるところでございます。基本的には教材費の整備の場合には各市町村が責任を持って整備をしていただく、こういった建前でございます。

○経緯委員 これは大臣お聞きのように、私は一般財源化されることについてすべてがそれはもう問題があるというふうには言っておるわけではございません。しかし、国が行政上重大な責任を負うべきものについて、単に市町村の身近な行政だからとかいうようなことでもって一般財源化をするということになりますと、これは今日の地方財政が極めて困難な状況の中では必ず問題が起きてくる。こういうことで、私は、単に市町村へ国が負うべき財政の負担を転嫁するにとどまらず、義務教育という重大な問題についての国の行政責任を地方に転嫁することになりかねぬ。これは教育問題だけに止まらず、社会福祉、社会保障関係も皆そうでありますけれども、単に財政のツケ回しにとどまらず、公的保障について国家が負うべき責任の地方への行政責任の転嫁になりかねないということ、六十年度の補助金の削減問題については幾つかの問題で指摘を申し上げたのです。案の定、こういう結果になってくる。

それで、教材費充実十カ年計画、もうあとこれは三年度しかないわけでありますが、事ここに至って計画が五〇％もまだ達成できないどころか、予算が後退しているという状況、それで今文部省に聞きますと市町村の責任だ、こうなっているではないか。こんなあほな話おますかいな。義務教育、これは国家の責任として二分の一の国庫負担がいわゆる地方財政法十條に基づいて定められてきておった項目なんですよ。これは一般財源化された。それで、地方は財政が不足しておりますから、交付税は使途は制限されませんから、幾ら財政局長が五十九年度よりも六十年年度は教材費の分は交付税の基準財政需要額で上積みをしていただきましたよ、頑張ってくださいよと言つても、受け取った地方の側は、相次ぐ補助金のカットだとかあるいは財源不足でもって、そして交付税も、ふえておるところもありますけれども絶対額は不足をしておる。こういう事実上の財源不足状態では、交付税は使途を制限されませんから、国庫負担金、補助金とは違ふのですから、国庫負担金、補助金につきましては国の関与がありますけれども、交付税は何に使ってもいいということなんです。そうして、国の関与といえども四十五條に基づく助言しかないわけでありまして、けしからぬじゃないかと申してみたところ、地方は、何言うてんのや、国が負うべき国庫負担金を一般財源化して、そうして我々が交付税をどこに使おうとこれは法令上も自由じゃないかと、こう言つて反論いたしますよ。ですから、結果的にはこれは義務教育上欠かすことのできない教材費の充実にについては計画どおりいかない、しかもその責任は地方に転嫁される、こうなってきたおるのです。この点、大臣どのようにお考えですか。

○花岡政府委員 教材費につきましてはいわゆる地方団体の事務事業として同化定着したというところで一般財源化したわけでございます。その財源措置としましては交付税の算定上二・八％の増額をした。御指摘のように地方交付税はひもつき

ではございませんので、一々幾らこれを予算に組めということには申し上げるわけにはまいらないわけではございませんけれども、やはり大きな制度の改正でございましたために私どももこの周知徹底を図らなければならぬということで、総務部長会議なり地方課長会議なりを通じて、こういうことで交付税の措置をしておるから所要の予算措置はしていただくようにお願いをしたところでございます。本来ならばそういうことを言うのも交付税のシステムからいって問題であらうかとは思いますが、このところはそういうことを周知を図ったわけでございます。

その後の結果につきまして、文部省の方でつかまえておられるようでございますが、ともかくいろいろ事情があつてどのようにしておるのか私も詳しく個々の点についてまでは存じませんけれども、全体として文部省から私も聞いたところでは三％程度ふえておるという話を聞いておったところでございます。

個々の団体におきまして学級の減あるいは学校の減、こういうことがあつたのかどうかよくわかりません。しかし、いずれにしても、所要の教材費が組まれないというのは問題でございます。そういったことがございますならば、やはりこれは交付税の建前あるいは地方自治の建前からいまして、財源措置はしてあるわけでございますので、これは議会において十分審議をしていただいて予算措置をしていただくべきものと考えております。

○経緯委員 財政局長もこういうふうな制度が変わつた年度のいわゆる財政の運用についてはもうちょっと細心の配慮を払ってもらわないと、文部省が教材費三％ふえた、なるほど全国総額では三％ふえていますね。ふえたけれども、このふえたのは神奈川県がうんとふやしました。それで全国の総額が上がつただけのことであつて、中身は先ほど言いましたように、ふえた県は十四県で減つた県が三十三県と、こうなっているのです。だから、ことほどさうな生易しい状況じゃ

んでしよう。代執行やつてしまつてから、文句あつたら裁判にかけなはれ、こんなもの何ぼ制度として残されたつて意味がないわけですよ。代執行そのものが訴訟で拘束をされるというところに意義があるのであつて、これを外してしまつて、立

句があつたら後で裁判に訴えられる訴訟制度が最終的には生かされておりますよといったところで何の意味もないわけでありまして。したがって、こういう本場に新しい憲法のもとで、九十二条で明文化されました地方自治の本旨を根柢から覆すようなものは提出すべきでない、かように考えているのですが、その点、大臣いかがですか。

○小沢国務大臣 この問題につきましては、私は、基本的に国の政治は中央の政府と地方自治体と相協力して行つて初めてその実効を上げることができると考えています。国政の意思と地方自治体とがそういう対立状況になるというようなことは本来考えられないし、またそうあるべきではないと思つております。

先生、今、自衛隊の出動の話を出されましたけれども、これはいわゆる非常の事態の問題でございまして、それは実際上の平時の、平時といひますか、こういう状況の中での議論の中で例として出すのは必ずしも適切ではないであらう。いずれにしても、国がその機関委任事務を執行するというものでありまして、国民の政策的支持を得られなければ、それは実際として発動してもあるいは発動しようにもできない問題であらうと私は思つております。

ただ、今の制度のままにしておきますと、特に当面この問題でという意図ではなくて、いわゆる行政改革の中で制度論として議論されておるわけでございまして、今の訴訟は二度の訴訟という手続が認められておりますが、今回の答申に当たりましては訴訟制度は認められておりますし、現行の制度の、特に総理大臣の首長の罷免権というのは、たとえ手続がどのように慎重に構成されておりましたも、地域の住民が直接選んだ首長を総理が最終的には罷免権を持つというようなことは、これは戦後のあの混乱の中からの産物であるにしても、今日の時代においてはむしろ地方自治の本旨にもとるものではないかと私は考えておるわけでありまして。したがって、基本的には国と地方がお互いに理解し合つて、行政を円満に行つて

いくということが本来の姿であらうと考えております。ただ、制度論として、国の全体の利益の中でどうしてもしなければならぬ問題も惹起するかも知れませんし、こういう際に不都合な点も改めたいといふことは、それはそれなりに意義があるのではないかと、そのように考えております。

○経塚委員 罷免権というのは、もともとこんなものはあつてはならぬことであります。改めるべきは、この国の機関委任事務というのは原則廃止、必要なものもあるでしょうけれども、原則は廃止という前提に立つてこれは処理をされておられなければならない性格のものだといふふうに私は考えております。

最後に、時間もございませぬので、簡単に申し上げて大臣の所信をお尋ねしたいわけでありまして、国立病院、療養所の移譲の問題であります。これは地方自治体などを対象にしまして三十四施設移譲といふことであります。三十四施設の中で五十九年度決算で赤字の病院、療養所が何と三十一カ所あるのですね。そこへもつてきて、移譲の対象になつておる地域をちよつと例にとつてみますと、大阪の堺市の場合は、移譲したいという病院も赤字なら、地元の市立病院も累積欠損金が六億四千二百萬、それから市の財政も実質年度収支が赤字なんですね。三拍子そろつております。それから山形県の湯田川療養所、これも三億の赤字でしよう。鶴岡市も単年度収支赤字ですね。兵庫県の国立加古川、これも赤字ですね。地元の市立加古川病院も何と累積欠損金十二億です。一般会計からの繰入れが四億。こういうふうに厚生省が移譲したいという病院も赤字なら、移譲の対象になつておる市町村の公立病院も赤字なら、市町村の財政も赤字、こういう状況なんですね。

それから、二つ目の重大な問題は、厚生省は一体どういう考えでこういう移譲を發表されたのか、まことに理解に苦しむわけでありまして、北海道の稚内などは市立病院を改築した、この改築のときに厚生省と協議をしたのです。そして、

国立は一般内科と結核を面倒見てもらう、うちのうちの方でこういう任務を分担いたしますよと厚生省と協議、了解の上で改築したばかりなんです。そこへこの国立も引き取らぬかという話なんですよ。横須賀もそうです。横須賀の場合は全国でも珍しい国立病院を開業医が利用できるというセミオープンでありますけれども、これは医師会の会長も反対されておる。市長はもちろん、市民病院を建てたばかりで八億から九億の赤字だ、こんなもの、国立を持てと言われたところだ、二つも病院は持てないといふことで強硬な反対姿勢をとつておられます。全国の自治体では反対決議が一月三十一日現在で既に八八・二%に上つております。どうでしょう、大臣、こういう状況では地方自治体としては受け入れる状況にないと思つております。今必要なのは、国立病院を受け入れる状況にないところを押しつけるよりもむしろ現在の国立病院の条件を改善をする、そしてこういう無理な移譲計画は撤回すべきだ、このことを自治大臣としても厚生省に要望しておくべきだと考えられるわけでありまして、その点はいかがなものでしょうか。

○小沢国務大臣 対象となつておる病院が私の地元にも一つありまして、それだから言うわけでございますが、御指摘のように自治体の病院も非常に厳しい経営状態になつておることは事実でございます。したがって、地方の医療制度のあり方、どうあるべきか、そういう点も十分に協議の上で考えられていくべき問題であらう、そのように考えております。

○経塚委員 ちよつとくだいようですが、市町村の財政状況がどうあるべきかということ——私はもうちよつと踏み込んで、これは今の状況では受け入れるような状況にない、だから厚生省はそういう計画は撤回しなさい、それは言えませんか。もうちよつとはつきりした御返事をいただきたいと思つたのですが、どうですか。

○小沢国務大臣 これは国の全体の方針として決まつておることでございますから先生の御希望ど

おりの返事ができませんけれども、地方公共団体の、あるいは地域の医療のあり方、そういう問題も十分考慮に入れながら今後地方公共団体としても慎重に対処していくべき問題であらう、そのように考えております。

○経塚委員 慎重という言葉の中に内容がある、この判断をしておきましよう。それじゃ終わります。

○福島委員長 この際、昭和六十一年度地方財政計画について説明を聴取いたします。小沢自治大臣。

○小沢国務大臣 昭和六十一年度の地方財政計画の概要について御説明申し上げます。

昭和六十一年度の地方財政は、累積した巨額の借入金を抱え、引き続き厳しい状況にあることにかんがみ、おおむね同一の基調により、歳入面においては、地方税負担の公平適正化を推進しつつ地方税源の充実と地方交付税の所要額の確保を図り、歳出面においては、経費全般について徹底した節減合理化を図るとともに、限られた財源の重点的配分と経費支出の効率化に徹し、節度ある行政運営を行うことを基本としております。

昭和六十一年度の地方財政計画は、このような考え方により策定しておりますが、以下その策定方針について御説明申し上げます。

第一に、地方税負担の現状と地方財政の実情にかんがみ、住民負担の軽減及び合理化を図るため、個人住民税所得割について非課税限度額の引き上げ及び同居の特別障害者に係る配偶者控除額及び扶養控除額の引き上げを行い、不動産取得税について住宅及び住宅用地に係る税率等の特例措置の適用期限を延長する等の措置を講ずるとともに、地方税負担の公平適正化を図るため、事業所税の資産割の税率の見直し及び固定資産税等に係る非課税等特別措置の整理合理化を行うほか、昭和六十一年度における臨時措置として道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税の従量割の税

率を引き上げることとしております。

第二に、現下の厳しい財政環境のもとで、今後三年間の暫定措置として国庫補助負担率の引き下げが行われることとなりましたが、これに伴う地方財政への影響額一兆一千七百億円に相当する額について財源の補てんを行うことが必要となりましたので、地方たばこ消費税の税率引き上げ、地方交付税の増額及び建設地方債の増発により補てんすることとし、地方財政の運営に支障が生ずることのないよう措置いたしております。

第三に、抑制的基調のもとにおいても、財源の重点配分に努め、地域経済の振興や雇用の安定を図りつつ、その特性を生かした地域社会の形成を進めるとともに、住民生活に直結する施策の推進、住民生活の安全の確保等を図ることとしております。このため、内需拡大の要請にこたえつつ、住民生活に身近な生活関連施設等の計画的な整備を図るため地方単独事業費の確保に配慮するとともに、福祉施策、教育、文化振興対策等の推進を図ることとし、これに必要な財源を確保し、また、過疎地域等に対する財政措置を引き続き講ずることとしております。

第四に、地方行政運営の合理化と財政秩序の確立を図るため、定員管理の合理化及び一般行政経費等の抑制を行うとともに、国庫補助負担金について補助単価の適正化等の改善合理化を進め、さらに年度途中における事情の変化に弾力的に対応できるよう必要な財源をあらかじめ確保することとしております。

以上の方針のもとに、昭和六十一年度の地方財政計画を策定いたしました結果、歳入歳出の規模は五十二兆八千四百五十八億円となり、前年度に對し二兆三千八百八十七億円、四・六％の増加となっております。

以上が昭和六十一年度の地方財政計画の概要であります。

○福島委員長 以上で説明は終わりました。

○福島委員長 内閣提出、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案及び内閣提出、地方交付税法等の一部を改正する法律案の両案を議題とし、順次趣旨の説明を聴取いたします。小沢自治大臣。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案
地方交付税法等の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○小沢國務大臣 ただいま議題となりました地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨につきまして御説明申し上げます。

明年度の地方税制につきましては、最近における地方税負担の現状及び地方財政の実情にかんがみ、住民負担の軽減及び合理化を図るため、住民税所得割について非課税限度額の引き上げ及び同居の特別障害者に係る扶養控除額等の引き上げを行い、不動産取得税について住宅及び住宅用地に係る税率等の特例措置の適用期限を延長する等の措置を講ずるとともに、地方税負担の公平適正化を図るため、事業所税の資産割の税率の見直し及び固定資産税等に係る非課税等特別措置の整理合理化を行うほか、昭和六十一年度における臨時措置として道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税の従量割の税率を引き上げ、あわせて国有林野に係る市町村交付金の特例措置の整理合理化を図る等の所要の改正を行う必要がおります。

以上が、この法律案を提案いたしました理由であります。

次に、この法律案の要旨につきまして御説明申し上げます。

第一は、地方税法の改正に関する事項であります。

その一は、道府県民税及び市町村民税についての改正であります。

個人の道府県民税及び市町村民税につきましては、低所得者層の税負担に配慮するため、所得割の非課税限度額の引き上げを行うこととしたしております。

また、特別障害者の居宅における介護等に配慮するため、同居の特別障害者に係る配偶者控除額及び扶養控除額を三十四万円に引き上げることとしたしております。

その二は、不動産取得税についての改正であります。

不動産取得税につきましては、住宅建設の促進を図るため、住宅及び一定の住宅用地の取得に係る税率等の特例措置の適用期限を三年延長することとしたしております。

また、国の行政機関が作成した計画に基づく補助を受けて取得した農林漁業経営の近代化等のための農林漁業者の共同利用施設に係る課税標準の特例措置等の整理合理化を行うほか、日本国有鉄道経営再建促進特別措置法の規定により日本国有鉄道から無償で譲り受けた特定地方交通線に係る非課税措置の適用期限を延長する等の措置を講ずることとしたしております。

その三は、道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税についての改正であります。これらのたばこ消費税につきましては、昭和六十一年度における地方財政対策の一環として、昭和六十一年五月一日から昭和六十二年三月三十一日までの間に限り、従量割の税率を道府県たばこ消費税については千本につき百六十円、市町村たばこ消費税については千本につき二百九十円引き上げるとともに、従価割の課税標準について特例措置を講ずることとしたしております。

その四は、自動車税についての改正であります。自動車税につきましては、メタノール自動車に係る税率を、昭和六十一年度分及び昭和六十二年度分限り、昭和五十九年度改正前の本則税率とする特例措置を講ずることとしたしております。

その五は、固定資産税及び都市計画税についての改正であります。固定資産税及び都市計画税につきましては、新エネルギー総合開発機構がアルコール専売事業特別会計から承継し、かつ、アルコール製造業務の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置を廃止する等特例措置の整理合理化を行うほか、昭和六十二年度までに限り、湖沼水質保全特別措置法に基づくみなし特定施設に係る汚水等の処理施設について非課税とする等の措置を講ずることとしたしております。

その六は、電気税についての改正であります。電気税につきましては、産業用電気に係る非課税品目の縮減を行うとともに、漁業協同組合等が専ら水産動物の種苗の放流を目的として当該種苗の生産または育成を行うための施設において直接その用に使用する電気に係る非課税措置を講ずることとしたしております。

その七は、特別土地保有税についての改正であります。特別土地保有税につきましては、湖沼水質保全特別措置法に基づくみなし特定施設等に係る汚水等の処理施設の用に供する土地またはその取得について非課税とする等の措置を講ずることとしたしております。

その八は、自動車取得税についての改正であります。自動車取得税につきましては、昭和六十一年四月一日から昭和六十二年三月三十一日までの間に取得されたものに限り、メタノール自動車に係る税率の特例措置を講ずることとしたしております。

その九は、事業所税についての改正であります。事業所税につきましては、都市環境整備に係る財政需要の増大等の状況を考慮して、資産割に係る税率を一平方メートルにつき六百円に引き上げるとともに、一定の第一種電気通信事業者が昭和七十二年三月三十一日までに新増築を行った第一種電気通信事業の用に供する一定の施設に対する新増設に係る事業所税の非課税措置を創設する等の措置を講ずることとしたしております。

その十は、国民健康保険税についての改正であります。国民健康保険税につきましては、被保険者相互間の負担の均衡等を勘案して、課税限度額を三十七万円に引き上げるとともに、減額の基準のうち基礎控除相当額を、昭和六十一年度にあつては二十七万円とすることとしたしております。

第二は、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の改正に関する事項であります。

分収造林契約の目的たる国有林野で地方公共団体が造林者であるものに係る土地に係る市町村交付金の非交付措置について、造林者である地方公共団体の範囲を限定するとともに、分収育林契約の目的たる国有林野で一定の地方公共団体が費用負担者であるものに係る土地に係る市町村交付金を非交付とする措置を講ずることとしたしております。

このほか所要の改正を行うこととしたしております。

以上の改正の結果、明年度におきましては、住民税所得割の非課税限度額の引き上げ等により三十四億円の減収となる一方、道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税の従量割の税率の引き上げ等により千八百七十八億円の増収が見込まれ、差し引き千八百四十四億円の増収となる見込みであります。

以上が、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨について御説明申し上げます。

地方財政の状況にかんがみ、地方団体の財源の充実・確保を図る等のため、昭和六十一年度分の地方交付税の総額について、所要の加算を行うとともに、各種の制度改正等に伴つて必要となる行政経費の財源を措置するため地方交付税の単位費用を改正し、あわせて、新産業都市の建設、首都

圏の近郊整備地帯の整備等に係る財政上の特別措置を引き続き講ずることとする等の必要がありま

す。

以上が、この法律案を提出いたしました理由であります。

次に、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、地方交付税法の一部改正に関する事項であります。

まず、昭和六十一年度分の地方交付税の総額につきましては、地方交付税法第六條第二項の額から同年度分の利子の支払いに充てるため必要な額三千五百四十七億円を減額した額に、地方交付税の総額の特例措置額千二百億円を加算した額としております。

また、昭和六十一年度分から昭和六十八年度分までの地方交付税の総額について新たに千七百五十七億円を加算することとし、当該額を現行法の規定により当該各年度分の地方交付税の総額に加算することとされている額千五百五十五億円に加算した後の合計額二千八百十二億円について、昭和六十六年度及び昭和六十七年度にあつてはそれぞれ九百三十億円を、昭和六十八年度にあつては九百五十二億円を、当該各年度分の地方交付税の総額に加算することとしております。

次に、昭和六十一年度の普通交付税の算定につきましては、経常経費に係る国庫補助負担率の引き下げ及び国庫補助負担金の廃止に伴い増加する経費に對し所要の財源を措置し、あわせて、生活保護基準の引き上げ、老人保健施設の充実等福祉施策に要する経費、教職員定数の改善及び私学助成等教育施策に要する経費、公園、清掃施設、市町村道、下水道等住民の生活に直結する公共施設の維持管理に要する経費並びに過密過疎対策、消防救急対策、公害対策等に要する経費の財源を措置することとしております。

さらに、投資的経費について、地方債償還後の所要経費を基準財政需要額に算入するほか、昭和六十一年度において発行を許可された臨時財政特別

債等の元利償還金を基準財政需要額に算入することとしております。

第二は、新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正についてであります。

都道府県分の利子補給措置について新たに十年間の利子補給期間を設ける一方、新規に発行を許可される地方債等について利子補給の基準となる利率の縮減等を行うとともに、市町村分の国庫補助負担率のかさ上げ措置について財政力による調整の割合を高めることとした上、同法の適用期間を五年間延長することとしております。

第三は、首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正についてであります。

都道府県分の利子補給措置について期間を五年間とする一方、新規に発行を許可される地方債について利子補給の基準となる利率の縮減を行うとともに、市町村分の国庫補助負担率のかさ上げ措置について財政力による調整の割合を高めることとした上、同法の適用期間を五年間延長することとしたしております。

以上が、地方交付税法等の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

〇福島委員長 以上で両案についての趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る三月四日午前九時五十分理事會、午前十時委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後六時三十二分散會

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案

法律

(地方税法の一部改正)

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第二号中「農業協同組合中央会」の下に、農業協同組合連合会(農業法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十一条に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので政令で定めるものに限る。)を加える。

第三十四条第三項中「三十万円」を「三十四万円」に改める。

第七十二条の五第一項第四号中「(昭和二十三年法律第二百五号)」を削る。

第二百九十六条第一項第二号中「農業協同組合中央会」の下に、農業協同組合連合会(農業法第三十一条に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので政令で定めるものに限る。)を加える。

第三百四十四條の二第三項中「三十万円」を「三十四万円」に改める。

第三百四十九條の三第二十項中「二分の一」を「三分の二」に、「四分の三」を「五分の四」に改める。

第四百八十九條第一項第二十二號の二を削り、同項第二十二號の三を同項第二十二號の二とし、同条第十五項を同条第十六項とし、同条第六項から第十四項までを一項ずつ繰り下げ、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会及び政令で定める民法第三十四条の法人が専ら水産動物の種苗の放流を目的として当該種苗の生産又は育成を行うための施設において直接当該種苗の生産又は育成の用に使用する電気に対しては、電気税を課することとできない。

第五百八十六條第二項第二号ロ中「特定施設」の下に「湖沼水質保全特別措置法(昭和五十九年法律第六十一号)第十四條の規定により当該

特定施設とみなされる施設を含む。」を加え、同号に次のように加える。

※ 湖沼水質保全特別措置法第三条第二項の指定地域内に設置される同法第十五条第一項に規定する指定施設で政令で定めるものから生ずる汚水の処理施設で自治省令で定めるもの。

第五百八十六條第二項第十一号中「第七号」を「第八号」に、「第九号」を「第十号」に改め、同項中第十三号の二を削り、第十三号の三を第十三号の二とし、第十三号の四を第十三号の三とする。

第七百一条の三十四第三項第八号中「施設」を「施設で政令で定めるもの」に改め、同項第二十三号中「第七号」を「第八号」に、「第九号」を「第十号」に改め、同項第二十三号の二を削る。

第七百一条の四十一第一項の表の第九号中「木材の販売若しくは製材」を「製材、合板の製造その他の木材の加工を業とする者で政令で定めるもの若しくは木材の販売」に改める。

第七百一条の四十二第一項中「五百円」を「六百円」に改める。

第七百三條の四第四項及び第十二項中「第十八項の規定により国民健康保険の被保険者とみなされる世帯主を除く。」を削り、同条第十七項中「第十八項の規定により国民健康保険の被保険者とみなされる世帯主を除く。」を削り、「二十五万円」を「三十七万円」に改め、同条第十八項後段を次のように改める。

この場合において、第四項の規定の適用については、同項中「一般被保険者である世帯主及びその世帯に属する一般被保険者」とあるのは「その世帯に属する一般被保険者（世帯主を除く。）と、一般被保険者と退職被保険者等」とあるのは「世帯主以外の者のうち一般被保険者と退職被保険者等」とし、第十二項の規定の適用については、同項中「退職被保険者等である世帯主及びその世帯に属する退職被保険者等」とあるのは「その世帯に属する退職被保険者等（世帯主を除く。）と、退職被保険者等と一般被保険者」とあるのは「世帯主以外の者のうち退職被保険者等と一般被保険者」とし、前項の規定の適用については、同項中「一般被保険者と退職被保険者等」とあるのは「世帯主以外の者のうち一般被保険者と退職被保険者等」とする。

附則第三條の三「二十九万円」を「三十一万円」に改める。

附則第四條の見出し中「課税標準等」を「課税標準」に改め、同条第二項を削る。

附則第六條第一項及び第五項中「昭和六十一年度」を「昭和六十六年度」に改める。

附則第八條に次の一項を加える。

3 第五十三條第四項又は第三百二十一条の八第四項に規定する法人の昭和六十一年四月一日から昭和六十三年三月三十一日までの間に終了する各事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税に限り、当該事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額に係るこれらの規定の適用については、これらの規定中「法人税法第五十七條」とあるのは、「租税特別措置法第六十六條の十三第一項の規定の適用がないものとして法人税法第五十七條」とする。

附則第八條の二第二項中「昭和五十五年法律第九号による」を「租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第九号。以下昭和五十五年法律第九号という。）による」に改める。

附則第九條第一項中「いう」附則第十八條第一項から第三項までの規定によりその例によることとされ、若しくは同条第四項の規定によりなお効力を有することとされる昭和五十五年法律第十一号による改正前の租税特別措置法第六十六條第一項、昭和五十四年法律第十五号を「いう」附則第十八條第一項から第三項までの規定によりその例によることとされ、若しくは同条第四項の規定によりなお効力を有することとされる昭和五十五年法律第十一号による改正

前の租税特別措置法第六十六條第一項、租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第十五号。以下「昭和五十四年法律第十五号」という。）に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

附則第十條第二項中「昭和六十一年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改め、同条第三項中「昭和六十一年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改め、同条第十條の二第一項中「昭和六十一年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改め、同条第三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改める。

附則第十一條第一項中「昭和六十一年三月三十一日まで」を「昭和六十一年四月一日から昭和六十三年三月三十一日まで」の間に、「五分の三」を「五分の二」に改め、同条第四項中「昭和六十一年三月三十一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に改め、同条第六項中「昭和六十一年三月三十一日まで」を「昭和六十一年四月一日から昭和六十三年三月三十一日まで」の間に、「五分の三」を「五分の二」に改め、同条第七項中「路外駐車場（駐車場法第二條第二号の路外駐車場をいう。以下本項において同じ。）を、駐車場法第二條第二号に規定する路外駐車場（以下本項において「路外駐車場」という。）に、「昭和六十一年三月三十一日まで」を「昭和六十一年四月一日から昭和六十三年三月三十一日まで」の間に、「四分の一」を「五分の一」に改め、同条第八項中「昭和六十一年三月三十一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に改め、同条第九項中「昭和五十九年四月一日から昭和六十一年三月三十一日まで」を「昭和六十一年四月一日から昭和六十三年三月三十一日まで」に、「五分の三」を「五分の二」に改める。

附則第十一條の二第一項及び第十一條の三第一項中「昭和六十一年六月三十日」を「昭和六十四年六月三十日」に改める。

附則第十二條の二第二項中「昭和六十年年度分

及び昭和六十一年度分の自動車税に限り、」を削り、「定めるもの」の下に「又は専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車若しくはメタノールとメタノール以外のものとの混合物で自治省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で、自治省令で定めるもの（以下本項において「メタノール自動車」という。）を、「については」の下に、「昭和六十一年度分（メタノール自動車にあつては、昭和六十一年度分及び昭和六十二年度分）の自動車税に限り」を加え、同条第二項中「附則第十二條の二第一項」を「附則第十二條の三第一項」に、「附則第十二條の二」を「附則第十二條の三」に改め、同条を附則第十二條の三とし、附則第十二條の次に次の一條を加える。

（道府県たばこ消費税の税率等の特例）
第十二條の二 昭和六十一年五月一日から昭和六十二年三月三十一日までの間に第七十四條の二第二項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等が行われた製造たばこに係る道府県たばこ消費税の税率は、第七十四條の五の規定にかかわらず、千本につき三百六十円とする。

2 昭和六十一年五月一日から昭和六十二年三月三十一日までの間に第七十四條の二第二項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等が行われた製造たばこに係る道府県たばこ消費税の税率は、第七十四條の四第一項の規定にかかわらず、同項に規定する金額（同条第二項の規定の適用を受ける製造たばこに該当する場合に、租税特別措置法第八十七條の四第一項の規定（たばこ消費税法第十條第二項の規定の適用を受ける製造たばこに係る同項に規定する課税標準たる金額の算定方法に係る部分に限る。）の例により算定した金額）から、次の表の上欄に掲げる製造たばこの区分に応じ、同表の下欄に掲げる金額を控除した金額とする。

第一類第二号 地方行政委員会議録第四号 昭和六十一年二月二十五日

製造たばこの区分	控	除	金	額
一 喫煙用の製造たばこ				
イ 紙巻たばこ	千本につき			千円
ロ パイプたばこ	一キログラムにつき			千円
ハ 葉巻たばこ	一キログラムにつき			千円
ニ 刻みたばこ	一キログラムにつき			五百円
二 かみ用の製造たばこ	一キログラムにつき			五百円
三 かき用の製造たばこ	一キログラムにつき			五百円

3 前項の規定の適用がある場合における第七十四条の十第一項の規定の適用については、同項中「小売定価に相当する金額」とあるのは、「小売定価に相当する金額から、附則第十二条の第二項の表の上欄に掲げる製造たばこの区分に応じ、同表の下欄に掲げる金額を控除した金額」とする。

附則第十四条中「昭和五十七年度から昭和六十年までの各年度分」を「昭和六十一年度分及び昭和六十二年度分」に改め、同条第二号中「特定施設」の下に「(湖沼水質保全特別措置法第十四条の規定により当該特定施設とみなされる施設を含む)」を加え、同条第六号を削る。

附則第十五条第一項中「昭和六十年三月三十一日まで」を「昭和六十年四月一日から昭和六十二年三月三十一日までの間」に、「償却資産で」を「償却資産のうち」に、「供するもの」を「供するもので政令で定めるもの」に改め、同条第二項中「昭和六十年」を「昭和六十二年」に改め、同条第三項中「昭和六十年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改め、同条第五項中「昭和六十年一月一日まで」を「昭和六十年一月二日から昭和六十二年一月一日までの間」に、「機械及び設備」を「機械及び設備で政令で定めるもの」に改め、同条第六項中「昭和五十一年度から昭和六十年までの各年度分」を「昭和六十一年度分及び昭和六十二年度分」に、「六分の一」を「五分の一(当該機械その他の設備のう

ち昭和六十一年三月三十一日までに工業用水法第三条第一項に規定する指定地域となつた地域内に存する当該井戸に代えて当該工業用水道又は水道を当該事業の用に供するため新設したものにあつては、当該機械その他の設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の六分の一に改め、同条第二十九項を同条第三十項とし、同条第二十八項を同条第二十九項とし、同条第二十七項を同条第二十八項とし、同条第二十六項を削り、同条第二十五項を同条第二十七項とし、同条第二十四項中「昭和六十年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十五項とし、同項を同条第二十五項とし、同項の次に次の一項を加える。

26 遺伝子組換え技術及びその成果を応用した技術の試験研究を行うために必要な機械その他の設備のうち、遺伝子組換えに関する実験の安全を確保するために内閣総理大臣が定めたる基準により、当該試験研究の実施に当たり生ずるおそれのある公共への危害を防止するために必要となる機械その他の設備で自治省令で定めるもの(昭和六十年四月一日から昭和六十二年三月三十一日までの間に新たに取得されたものに限る。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該機械その他の設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当

該機械その他の設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

附則第十五条第二十三項中「昭和六十年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十九項中「昭和五十八年一月二日から昭和六十年一月一日まで」を「昭和六十年一月二日から昭和六十二年一月一日まで」に、「四分の三」を「五分の四」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十八項を同条第十九項とし、同条第十七項中「昭和六十年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項中「昭和六十年一月一日」を「昭和六十二年一月一日」に改め、「又は都市計画税」を削り、「第三百四十九条の三第四項又は第七百二条第一項」を「又は第三百四十九条の三第四項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項を同条第十六項とし、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項中「昭和六十年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項中「路外駐車場(駐車場法第二条第二号の路外駐車場をいう。以下本項において同じ。)」を「駐車場法第二条第二号に規定する路外駐車場」に、「昭和五十六年一月二日から昭和六十年一月一日まで」を「昭和六十年一月二日から昭和六十二年一月一日まで」に、「四分の三」を「五分の四」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「昭和五十六年度及び昭和六十年までの間」を「昭和六十一年度及び昭和六十二年度」に、「適用を受ける航空機」を「適用を受けるもの及び専ら遊覧の用に供するもの」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「昭和五十六年一月二日から昭和六十年一月一日まで」を「昭和六十年一月二日から昭和六十二年一月一日まで」に、「五分の三」を「三分の二」に改め、同項を同条第九項とし、同

条第七項中「ばい煙若しくは」を「ばい煙、」に改め、「(限る。)」の下に「若しくは湖沼水質保全特別措置法第三条第二項の指定地域内に設置される同法第十五条第一項に規定する指定施設で政令で定めるものから生ずる汚水」を加え、「昭和五十九年度分及び昭和六十年年度分」を「昭和六十一年度分及び昭和六十二年度分」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 公共の危害防止のために設置された悪臭防止法第二条に規定する悪臭物質の排出防止設備で自治省令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二又は第三百四十九条の三第四項の規定にかかわらず、昭和六十一年度分及び昭和六十二年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の六分の一の額とする。

附則第十五条に次の二項を加える。

31 電気事業法第二条第二項に規定する一般電気事業者、電気通信事業法第十二条第一項に規定する第一種電気通信事業者その他の政令で定める者が昭和六十年四月一日から昭和六十二年三月三十一日までの間に、都市計画法第五条の規定により指定された都市計画区域において、道路法第二条第一項に規定する道路の上空にある電線(これらの者が昭和六十年三月三十一日までに同法第三十二条第一項の規定による許可を受けて、その用に供しているものに限る。)に代えて電線を地下に埋設するために新設した償却資産(電線を含む。)で自治省令で定めるもの(第三百四十九条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とす

32

電気通信事業法第十二条第一項に規定する第一種電気通信事業者（同法附則第四条第一項又は第二項の規定により同法第九條第一項の許可を受けたものとみなされた者を除く。）が、昭和六十一年四月一日から昭和六十四年三月三十一日までの間に新設し、かつ、同法第六條第二項に規定する第一種電気通信事業の用に供する償却資産のうち、同項に規定する電気通信回線設備で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九條の二の規定にかかわらず、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

附則第三十條の二の次に次の一条を加える。

（市町村たばこ消費税の税率等の特例）

第三十條の三 昭和六十一年五月一日から昭和六十二年三月三十一日までの間に第四百六十

五条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等が行われた製造たばこに係る市町村たばこ消費税の従量割の税率は、第四百六十八條の規定にかかわらず、千本につき六百四十円とする。

2 昭和六十一年五月一日から昭和六十二年三月三十一日までの間に第四百六十五條第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等が行われた製造たばこに係る市町村たばこ消費税の従量割の課税標準は、第四百六十七條第一項の規定にかかわらず、同項に規定する金額（同条第二項の規定の適用を受ける製造たばこに該当する場合には、租税特別措置法第八十七條の四第一項の規定（たばこ消費税法第十條第二項の規定の適用を受ける製造たばこに係る同項に規定する課税標準たる金額の算定方法に係る部分に限る。）の例により算定した金額）から、次の表の上欄に掲げる製造たばこの区分に応じ、同表の下欄に掲げる金額を控除した金額とする。

製造たばこの区分		控	除	金	額
一 喫煙用の製造たばこ	イ 紙巻たばこ	千本につき			
	ロ パイプたばこ	一キログラムにつき			
	ハ 葉巻たばこ	一キログラムにつき			
	ニ 刻みたばこ	一キログラムにつき			
二 かみ用の製造たばこ		一キログラムにつき			
三 かき用の製造たばこ		一キログラムにつき			

3 前項の規定の適用がある場合における第四百七十三條第一項の規定の適用については、同項中「小売定価に相当する金額」とあるのは、「小売定価に相当する金額から、附則第三十條の三第二項の表の上欄に掲げる製造たばこの区分に応じ、同表の下欄に掲げる金額を控除した金額」とする。

附則第三十一條の三第二項中「昭和六十二年三月三十一日」を「昭和六十四年度」に、「昭和六十一年三月三十一日」を「昭和六十三年度」に改め、同条第三項中「昭和六十年」を「昭和六十二年」に改める。

附則第三十二條第一項中「昭和六十一年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改

め、同条第二項中「昭和六十一年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改め、同条第四項中「定めるものの取得の下に、又は専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車若しくはメタノールとメタノール以外のものととの混合物で自治省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車、自治省令で定めるもの（以下本項において「メタノール自動車」という。）の取得」を、「昭和六十二年三月三十一日」の下に「メタノール自動車の取得にあつては、昭和六十三年三月三十一日」を加える。

附則第三十二條の三第一項中「及び従業者給与総額」を削り、「昭和六十一年四月一日」を「昭和六十三年四月一日」に、「昭和六十一年分」を「昭和六十三年分」に改め、「同じ。」の下に「の

うち資産割」を加え、同条第三項中「第六項」を「第七項」に、「昭和六十一年十一月十二日」を「昭和六十六年十一月十二日」に改め、同条第八項中「第六項」を「第七項」に改め、同条第九項とし、同条第七項の表第七百一條の三第二項の項及び第七百一條の四十一第一項及び第二項の項及び第七百一條の四十一第三項から第五項までの項中「附則第三十二條の三第三項から第六項まで」を「附則第三十二條の三第三項から第七項まで」に改め、同条第七百一條の四十三第一項の項中「第七百一條の三十四又は附則第三十二條の三第一項若しくは第二項」を「第七百一條の三十四又は附則第三十二條の三第二項」に改め、同条第七百一條の四十三第二項の項を次のように改める。

第七百一條の四十三		第七百一條の三十四
第二項	同条	第七百一條の三十四又は附則第三十二條の三第一項若しくは第二項
		第七百一條の三十四又は附則第三十二條の三第二項

附則第三十二條の三第七項の表第七百一條の四十三第三項の項及び第七百一條の五十一第一項の項中「附則第三十二條の三第三項から第六項まで」を「附則第三十二條の三第三項から第七項まで」に改め、附則第三十二條の三第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 指定都市等は、事業所用家屋で電気通信事業法第六條第二項に規定する第一種電気通信事業の用に供する施設で政令で定めるもの（第七百一條の三十四第三項第二十八号に掲げる施設を除く。）に係るものの新築又は増築であるものに係る新増設事業を行う者が建築主である場合には、当該新築又は増築が昭和七十一年三月三十一日までに行われたときに限り、第七百一條の三十二第一項の規定にかかわらず、新増設に係る事業税を課することができな

い。この場合においては、第七百一條の三十四第十項の規定を準用する。

附則第三十三條を附則第三十二條の五とし、同条の次に次の一条を加える。

（国民健康保険税の減額の特例）

第三十三條 昭和六十一年度分の国民健康保険税に限り、第七百三條の五の規定の適用については、同条中「第三百十四條の二第二項に規定する金額」とあるのは、「二十七万円」とする。

附則第三十三條の二第四項中「昭和六十年」及び「昭和六十一年度」を「昭和六十年」から「昭和六十二年」までの各年度に改める。

附則第三十五條の二第一項及び第二項中「第四十一條の八第一項」を「第四十一條の九第一項」に改め、同条第三項中「第四十一條の八第五項（同条第一項及び第二項に係る部分に限る。）及び第六項」を「第四十一條の九第五項（同条第

昭和六十一年二月二十五日

第七十四條の四第三項	第一項	地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第 号。以下この節において「昭和六十一年改正法」という。）附則第五條第二項
第七十四條の十二第一項	第七十四條の十第一項から第三項までの規定によつて申告書	昭和六十一年改正法附則第五條第三項の規定によつて申告書
第七十四條の十第一項から第三項までの規定によつて申告納付する	昭和六十一年改正法附則第五條第三項及び第五項の規定によつて申告納付する	昭和六十一年改正法附則第五條第三項及び第五項の規定によつて申告納付する

第七十四條の十二第二項	第七十四條の十第一項から第三項まで	昭和六十一年改正法附則第五條第三項
第七十四條の二十第一項	第七十四條の十第一項から第三項まで若しくは第五項	昭和六十一年改正法附則第五條第三項
第七十四條の二十一第一項	経過する日	経過する日(当該経過する日が昭和六十一年十月三十一日前である場合には、同日)
第七十四條の二十一第二項及び第七十四條の二十二第二項	第七十四條の十第一項又は第三項	昭和六十一年改正法附則第五條第五項
第七十四條の二十二第三項	第七十四條の十第一項若しくは第三項の納期限又は第七十四條の十第三項	昭和六十一年改正法附則第五條第五項

7 御売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、当該道府県の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第二項の規定により道府県たばこ消費税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該道府県たばこ消費税に相当する金額を、新法第七十四條の十四の規定に準じて、当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき道府県たばこ消費税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該御売販売業者等に係る道府県たばこ消費税額から控除し、又は当該御売販売業者等に還付する。この場合において、当該御売販売業者等が新法第七十四條の十第一項から第三項まで又は第五項の規定により道府県知事に提出すべき申告書には、自治省令で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

(自動車税に関する経過措置)

第六條 旧法附則第十二條の二第一項に規定する電気を動力源とする自動車に対して課する昭和六十年度分の自動車税については、なお従前の例による。

(市町村民税に関する経過措置)

第七條 新法第三百十四條の二第三項、新法附則第三條の三第三項及び第四項並びに新法附則第三十五條の二の規定は、昭和六十一年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、昭和六十年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 旧法附則第四條第二項に規定する還付を受けた所得税の額の計算の基礎となつた純損失の金額に係る旧法第三百十三條第八項の規定による控除については、なお従前の例による。

3 租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第七号)附則第十二條第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一條の規定による改正前の租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第四十條の九第一項に規定する譲渡所得を有する場合における昭和六十一年度以前の年度分の個人の市町村民税に係る納期限の延長については、旧法附則第三十五條の二の二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同法第一項及び第二項中「租税特別措置法」とあるのは、「租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第七号)附則第十二條第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一條の規定による改正前の租税特別措置法」とする。

4 前項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法附則第三十五條の二の二第一項の規定の適用を受けていた者又は昭和六十一年十二月三十一日までに旧法附則第三十五條の三第一項第一号に規定する農地等を同号に規定する農業生産法人に出資した者(施行日前に当該出資をした日の属する年の翌年の四月一日の属する年度分の旧法第三百七條の二第一項の規定による申告書を提出した者を除く)が死亡した場合においては、旧法附則第三十五條の三の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同法第一項第一号中「租税特別措置法」とあるのは、「租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第七号)附則第十二條第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一條の規定による改正前の租税特別措置法」とする。

一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一條の規定による改正前の租税特別措置法とする。

5 新法第二百九十六條第一項第二号の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第八條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、昭和六十一年度以後の年度分の固定資産税について適用し、昭和六十年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新法第三百四十九條の三第二十項の規定は、昭和六十一年一月二日以後に取得された同項に規定する家屋及び償却資産に対して課する昭和六十一年度以後の年度分の固定資産税について適用し、昭和六十一年一月二日から昭和六十一年一月一日までの間に取得された旧法第三百四十九條の三第二十項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 昭和六十一年三月三十一日までに建設された発電所、変電所又は送電施設の用に供する旧法附則第十五條第一項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 昭和六十一年一月一日までに取得された旧法附則第十五條第五項に規定する機械設備等に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 昭和五十六年一月二日から昭和六十一年一月一日までの間に取得された旧法附則第十五條第八項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 昭和五十六年度から昭和六十年度までの間に新たに固定資産税が課されることとなつた旧法附則第十五條第九項に規定する航空機に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 昭和五十六年一月二日から昭和六十一年一月一日までの間に建設され、又は設置された旧法附則第十五條第十項に規定する路外駐車場の用に供する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(市町村たばこ消費税に関する経過措置)

第九條 昭和六十一年五月一日(次項及び第三項において「指定日」という。前)に課した、又は課すべきであつた市町村たばこ消費税については、なお従前の例による。

2 指定日前に地方税法第四百六十五條第一項の売渡し又は同法第二項の売渡し若しくは消費等(同法第四百六十九條第一項第一号及び第二号

に規定する売渡しを除く。）が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業者等（新法第四百六十五条第一項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項及び第七項において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第 号）附則第二十一条第四項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ消費税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを指定日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該製造たばこの貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在する市町村において市町村たばこ消費税を課する。この場合における市町村たばこ消費税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市町村たばこ消費税の税率は、千本につき二百九十円とする。

3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、自治省令で定める様式によつて、次に掲げる事項を記載した申告書を指定日から起算して一月以内に、当該貯蔵場所又は小売販売業者の営業所の所在地の市町村長に提出しなければならない。

一 所持する製造たばこで前項に規定するものの区分及び区分ごとの数量並びに当該数量により算出した市町村たばこ消費税の課税標準となる製造たばこの本数

二 前号の本数により算出した前項の規定による市町村たばこ消費税額

三 その他参考となるべき事項

4 第二項に規定する者が、前項の規定による申告書を、附則第五条第三項に規定する道府県たばこ消費税に係る申告書又は租税特別措置

法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第 号）附則第二十一条第五項に規定するたばこ消費税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する道府県知事又は税務署長に提出したときは、その提出を受けた道府県知事又は税務署長は、前項の規定による申告書を受理することができる。この場合においては、当該申告書は、同項に規定する市町村長に提出されたものとみなす。

5 第三項の規定による申告書を提出した者は、昭和六十一年十月三十一日までに、当該申告書

に記載した同項第二号に掲げる市町村たばこ消費税額に相当する金額を当該申告書を提出した市町村に納付しなければならない。

6 第二項の規定により市町村たばこ消費税を課する場合に、同項から前項までに規定するもののほか、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は同表の下欄に掲げる字句に読み替へて、新法の規定中市町村たばこ消費税に関する部分（新法第四百六十九条、第四百七十三条、第四百七十四条及び第四百七十七條の規定を除く。）を適用する。

第四百六十七条第三項	第一項	地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第 号）以下この節において「昭和六十一年改正法」という。附則第九条第二項
第四百七十五条第一項	第四百七十三條第一項又は第二項の規定によつて申告書	昭和六十一年改正法附則第九条第三項の規定によつて申告書
第四百七十五條第二項	第四百七十三條第一項又は第二項の規定によつて申告納付する	昭和六十一年改正法附則第九条第三項及び第五項の規定によつて申告納付する
第四百七十五條第二項	第四百七十三條第一項若しくは第二項	昭和六十一年改正法附則第九条第三項
第四百八十条第一項	第四百七十三條第一項、第二項若しくは第四項	昭和六十一年改正法附則第九条第三項
第四百八十一条第一項	経過する日	経過する日（当該経過する日が昭和六十一年十月三十一日前である場合には、同日）
第四百八十一条第一項	経過する日	昭和六十一年改正法附則第九条第五項
第四百八十二条第三項	第四百七十三條第一項若しくは第二項の納期限又は第四百七十六條第一項	昭和六十一年改正法附則第九条第五項
第四百八十二条第三項	第四百七十三條第一項若しくは第二項の納期限又は第四百七十六條第一項	昭和六十一年改正法附則第九条第五項
第四百七十七條第五項	第四百七十七條から第四百七十七條まで	第四百七十七條及び第四百七十五條並びに昭和六十一年改正法附則第九条第三項から第五項まで及び第七項

7 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、当該市町村の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第二項の規定により市町村たばこ消費税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市町村たばこ消費税に相当する金額を、新法第四百七十七條の規定に準じて、当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき市町村たばこ消費税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市町村たばこ消費税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新法第四百七十三條第一項、第二項又は第四項の規定により市町村長に提出すべき申告書には、自治省令で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

（電気税に関する経過措置）

第十條 新法第四百八十九條第一項及び第六項の規定は、昭和六十一年六月一日以後に使用する電気に対して課すべき電気税（特別徴収に係る電気税にあつては、同日以後に収納すべき料金に係るもの）について適用し、同日前に使用した電気に対して課する電気税（特別徴収に係る電気税にあつては、同日前に収納した、又は収納すべきであつた料金に係るもの）については、なお従前の例による。

（特別土地保有税に関する経過措置）

第十一條 新法第五百八十六條第二項第二号及び並びに第十一号の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、昭和六十一年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、昭和六十年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 新法第五百八十六條第二項第二号及び並びに第十一号の規定（土地の取得に対して課す

る特別土地保有税に関する部分に限る。）は、昭和六十一年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、昭和六十年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 新法第五百八十六條第二項第二号及び並びに第十一号の規定（土地の取得に対して課す

から昭和五十九年度まで」を「昭和五十一年度から昭和六十年年度まで」に、「昭和五十八年度及び昭和五十九年度」を「及び昭和五十八年度から昭和六十年年度まで」に、「昭和五十七年度から昭和五十九年度まで」を「昭和五十七年度から昭和六十年年度まで」に改め、同表市町村の項中「⁽²⁾ 投資的経費

別表(第十二条関係)

道府県	地方団体の種類
一 警察費 二 土木費 1 道路橋りよう費 (1) 経常経費	経費の種類
警察職員数	測定単位
一人につき	単位費用
七、〇四六、〇〇〇円	
千平方メートルにつき	
二〇八、〇〇〇	

四

	(1) 経常経費	農家数	一戸につき 六〇、六〇〇
	(2) 投資的経費	耕地の面積	一ヘクタールにつき 五五、三〇〇
市町村	2 林野行政費	林野の面積	一ヘクタールにつき 二、七六〇
1 消防費	(1) 経常経費	林野の面積	一ヘクタールにつき 六、三七〇
2 土木費	(2) 投資的経費	水産業者数	一人につき 一五一、〇〇〇
1 道路橋りよう費	(1) 経常経費	水産業者数	一人につき 六二、九〇〇
	(2) 投資的経費	人口	一人につき 一、三七〇
	4 商工行政費	世帯数	一世帯につき 八、〇〇〇
	6 その他の行政費	恩給受給権者数	一人につき 一、〇八七、〇〇〇
	1 徴税費	人口	一人につき 三、七五〇
	2 恩給費	人口	一人につき 二、四三〇
	3 その他の諸費	面積	一平方キロメートルにつき 六五六、〇〇〇
	(1) 経常経費	人口	一人につき 九五〇
	(2) 投資的経費	人口	一人につき 一三三
	7 災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てられた地方債に係る元利償還金	千円につき 一三三
	8 地方税減収補てん	地方税の減収補てんのた	千円につき 一三三
	債償還費	昭和三十九年度までの各年度の地方債の額	千円につき 一三三
	9 財源対策債償還費	昭和三十九年度までの各年度の地方債の額	千円につき 一三三
	10 地域財政特例対策債償還費	昭和三十九年度までの各年度の地方債の額	千円につき 一一七
	11 臨時財政特例債償還費	昭和三十九年度までの各年度の地方債の額	千円につき 四一
	人口	人口	一人につき 六、三一〇円

債償還費	め昭和五十一年度から昭 和六十年度までの各年度 において特別に発行を許 可された地方債の額	千円につき	一三三
十 財源対策債償還費	昭和五十一年度から昭和 五十六年度まで及び昭 和五十八年度から昭和六 十年度までの各年度の財 源対策のため当該各年度 において発行を許可され た地方債の額	千円につき	一一七
十一 地域財政特例対 策債償還費	地域財政特例対策のため 昭和五十七年度から昭 和六十年度までの各年度 において特別に発行を許 可された地方債の額	千円につき	四一
十二 臨時財政特例債 償還費	臨時財政特例対策のため 昭和六十年度において特 別に発行を許可された地 方債の額	千円につき	四一

三分の一の数値」を削り、同条中第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項の式において「調整率」とは、次の式により算定した数値をいい、その数値が〇・二に満たないときは、〇・二とする。

首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律に改める。

(北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部改正)

9 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律(昭和五十七年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第七条ただし書中「第四条第一項及び第三項」を「第四条第一項、第三項及び第五項」に改める。

理由

地方財政の現状にかんがみ、地方公共団体の財源の充実に図るため、昭和六十一年度分の地方交付税の総額について所要の加算を行うとともに、各種の制度改正等に伴つて必要となる行政経費の財源を措置するため地方交付税の単位費用を改正し、あわせて、新産業都市の建設、首都圏の近郊整備地帯の整備等に係る財政上の特別措置を引き続き講ずることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和六十一年三月六日印刷

昭和六十一年三月七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D